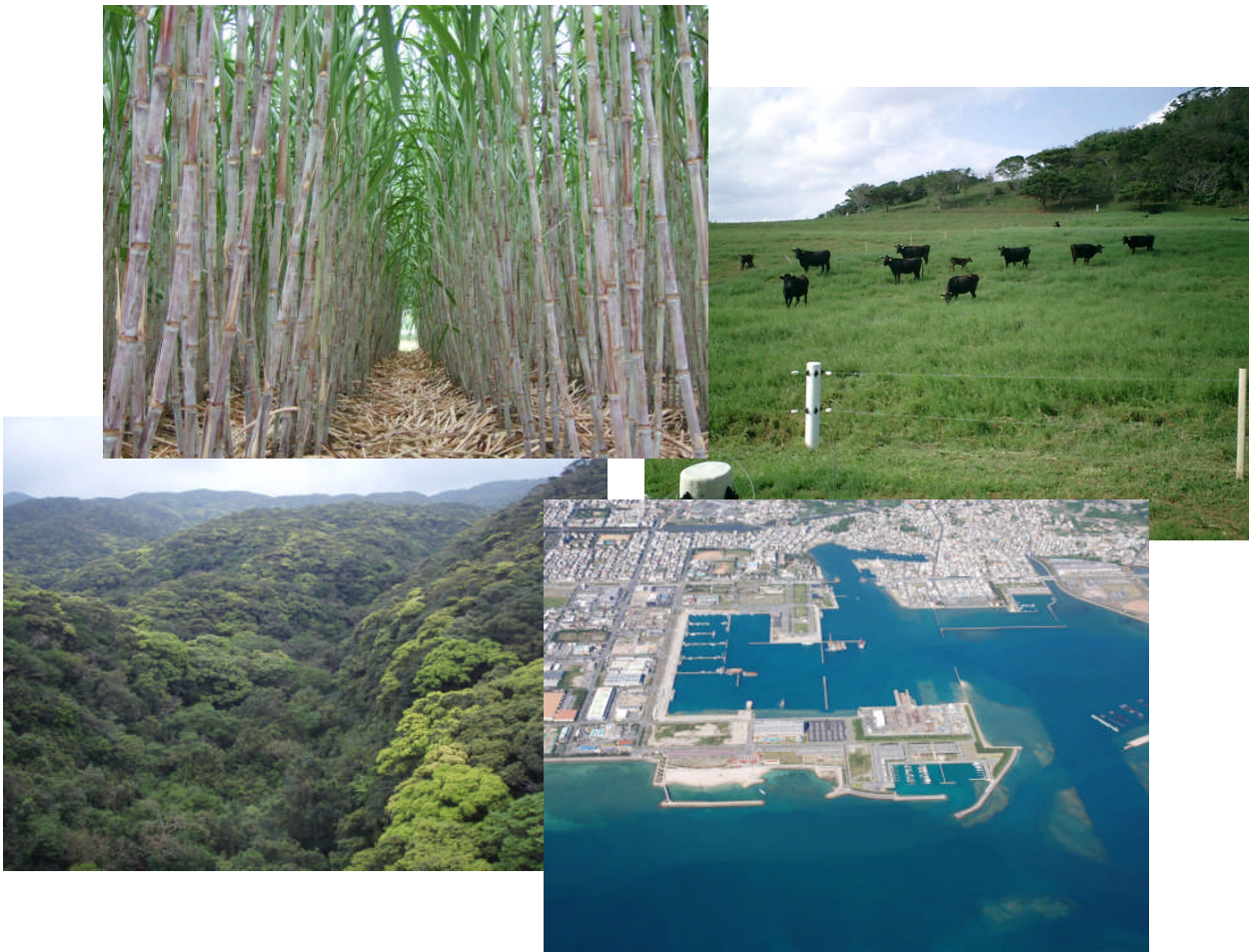


平成 2 1 年 度

沖縄農林水産業の情勢報告



平成 2 2 年 7 月

内閣府 沖縄総合事務局
農林水産部

左上：

さとうきび^{こはっ}
(西原町小波津)

右上：

肉用牛の放牧風景 (石垣市)

左下：

民有林 (国頭村^{べのき}辺野喜)

右下：

糸^{いとまん}満漁港 (糸満市糸満)
(写真提供：沖縄県)

はじめに

生命（いのち）の源である「食」を生み出す農林水産業、その舞台となる農山漁村は、私たちの生命を支える基礎です。また、農林水産業は、食料を供給するだけでなく、国土・水・環境の保全等の多面的な機能を有するとともに、国民全体の安全・安心な生活に重要な役割を果たしています。

沖縄の農林水産業は、我が国唯一の亜熱帯地域の特性を活かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛、もずく等の多様な産品が生産されています。国内における甘味資源や冬春期を主体とした園芸作物を中心とする供給産地としての地位が確立するとともに、県土の保全、地域社会の維持など、地域の経済・社会の発展に貢献しています。

しかしながら、沖縄の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は、我が国の経済・社会の国際化が進展する中で、農林水産物の輸入増加や長引く景気低迷に伴う農林水産物価格の低下、農林漁業従事者の減少・高齢化の進行、遊休農地の顕在化など、今なお多くの課題を抱えています。

本報告は、沖縄の農林水産業の最近の動向と、これらをめぐる課題とその対応を可能な限り明らかにし、関係者の皆様方が農林水産業の各種施策への参画を進めていただく契機となればと思い、作成しました。

特集では、「農政の大転換と沖縄における戸別所得補償モデル対策及び6次産業化に向けた取組状況」と題して、新たな食料・農業・農村基本計画のポイントや沖縄における戸別所得補償モデル対策の推進状況、沖縄における農林水産業の6次産業化に向けた取組状況を取り上げています。

また、農業、森林・林業、水産業の各分野の最近の動向について、沖縄における特徴的な取組等を取り上げながら紹介しています。

本報告が関係者の皆様方に広く活用され、沖縄の農林水産業の将来がより良いものとなる一助となれば幸いです。

平成22年7月

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 高柳 充宏

目 次

はじめに	1
特集 農政の大転換と沖縄における戸別所得補償モデル対策及び	
6次産業化に向けた取組状況	
第1節 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント	11
(1) 食料・農業・農村基本計画とは	11
(2) 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント	11
(3) 沖縄における今後の取組	11
第2節 戸別所得補償モデル対策の推進	13
(1) 制度の概要	13
(2) 沖縄総合事務局の取組	14
(3) 沖縄における水田農業の現状と特色	14
第3節 農林水産業の6次産業化の推進	15
(1) 農林水産業の6次産業化の必要性	15
(2) 沖縄における6次産業化に関する取組状況	16
(3) 新たな6次産業化の支援	19
序章 沖縄の農林水産業の概要	
第1節 地理的・自然的条件	23
(1) 位置	23
(2) 地勢	23
(3) 気象	23
第2節 経済の動向	24
(1) 人口及び雇用状況等	24
(2) 経済の構造	25
(3) 県経済における農林水産業の位置付け	25
第3節 沖縄振興計画の概要	26
(1) 沖縄振興開発の経緯	26
(2) 沖縄振興の概要	26
第4節 農林水産業の現状	27
(1) 農業の概要	27
(2) 林業の概要	30
(3) 水産業の概要	31
第1章 農業の振興	
第1節 さとうきび	35

(1) 生産の動向	35
(2) 分みつ糖（粗糖）支援制度	35
(3) 担い手の育成	36
(4) さとうきび増産プロジェクトの進捗状況	36
(5) 機械化の概況	37
(6) 単収の向上方策	37
(7) 含みつ糖（黒糖）に関する支援	38
(8) 製糖工場の現状	39
第2節 野菜	40
(1) 作付面積・収穫量	40
(2) 県外出荷の状況	40
(3) 野菜産地構造改革への取組	41
第3節 果実	44
(1) パインアップル	44
(2) かんきつ類及びその他熱帯果樹	46
第4節 花き	47
(1) きくの出荷量	48
(2) 生産振興に向けた取組	48
第5節 葉たばこ・甘しょ・薬用作物・茶	49
(1) 葉たばこ	49
(2) 甘しょ	49
(3) 薬用作物	49
(4) 茶	49
第6節 主要食糧	50
(1) 集荷円滑化対策	50
(2) 稲作構造改革促進交付金	50
(3) 米麦の輸入等動向	51
第7節 環境保全型農業の推進	52
(1) エコファーマー	52
(2) 有機農業	52
第8節 病虫害防除の課題	53
(1) 植物防疫における沖縄の位置付け	53
(2) 本土には見られない病虫害の防除	54
(3) 地域が一体となった防除の推進	54
(4) 亜熱帯性の多様な作物への対策	55
第9節 農作業事故の防止の推進	56
第10節 鳥獣被害対策の取組	57
(1) 沖縄における鳥獣被害の現状	57
(2) 被害防止対策の取組	57
(3) 鳥獣害防止総合対策事業による支援	57

第2章 畜産業の振興

第1節 畜産	61
(1) 肉用牛	62
(2) 豚	63
(3) 鶏	64
(4) 乳用牛	65
(5) 山羊	65
(6) みつばち	65
第2節 耕畜連携の取組	66
第3節 畜産物生産コストの上昇と飼料自給率向上の取組	67
(1) とうもろこしの国際価格高騰と配合飼料価格の高騰	67
(2) 配合飼料価格の高騰の影響	67
(3) 沖縄における畜産物生産コスト上昇対策	68
(4) 自給飼料の増産に向けた取組	68
第4節 畜産環境対策の取組	69

第3章 資源産業の振興

第1節 食品産業の動向	73
(1) 沖縄における食品産業の現状	73
(2) 食品産業と農業の連携等の推進	73
第2節 地産地消の推進	76
(1) 地産地消推進計画策定の促進	76
(2) 直売施設への支援等	76
第3節 バイオマス利活用の推進	77
(1) バイオマス利活用をめぐる動き	77
(2) 沖縄におけるバイオマスの利活用	77
第4節 再生可能エネルギーの利活用の促進	79
第5節 農林水産物・食品の輸出の促進	81
(1) 我が国農林水産物・食品の輸出促進に取り組む意義	81
(2) 農林水産物等の輸出の状況	81
(3) 沖縄における輸出促進に向けた取組状況	83
第6節 卸売市場の現状	86
第7節 容器包装・食品リサイクル	87
(1) 容器包装リサイクル	87
(2) 食品リサイクル	87

第4章 農業経営の推進

第1節 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	91
(1) 認定農業者の動向	91

(2) 農業経営の法人化	92
(3) 新規就農者の動向	92
(4) 女性参画・高齢農業者の動向	93
(5) 農業制度金融の動向	94
第2節 優良農地の確保と有効利用の促進	95
(1) 耕作放棄地対策の推進	95
(2) 農地流動化の動向	96
(3) 農地転用の動向	97
第3節 農業協同組合の動向	99
(1) 農協組織の動向	99
(2) J Aおきなわ及び専門農協の概要	99

第5章 農村の振興

第1節 農業・農村を支える農業農村整備事業の課題と対応	103
(1) 沖縄における農業農村整備事業	103
(2) 国営かんがい排水事業の概要	103
(3) 赤土等流出防止対策	105
第2節 都市と農山漁村の交流の推進	106
(1) 都市と農山漁村の交流に関する情報の発信	106
(2) 市民農園の開設状況	107
第3節 農山漁村の活性化と地域資源・環境の保全	108
(1) 農山漁村の活性化	108
(2) 農地・水・環境保全向上対策	108
(3) 中山間地域等直接支払制度	109

第6章 食の安全と消費者の信頼の確保の推進

第1節 食の安全と消費者の信頼の確保	113
(1) 食の安全の確保	113
(2) 消費者の信頼の確保	114
第2節 健全な食生活の確立	117
(1) 長寿県沖縄の実状	117
(2) 食育の推進	118
(3) ごはん食の推進	120

第7章 森林・林業の振興

第1節 森林の役割と森林資源の状況	123
(1) 森林の役割	123
(2) 沖縄の森林資源の状況	123
第2節 多面的機能発揮のための森林整備	125

(1) 健全な森林整備の推進	125
(2) 森林整備の現状	125
第3節 災害に強い県土づくりのための保安林整備	127
(1) 保安林の指定状況	127
(2) 治山事業の現状	127
第4節 山村振興のための林業・木材産業	129
(1) 林業・木材産業の現状	129
(2) 沖縄林業構造確立施設の整備	130
第5節 森林病虫害等の防除の取組	131

第8章 水産業の振興

第1節 水産業の現状	135
(1) 沖縄における水産業の現状と課題	135
(2) 沖縄における水産物の需給動向	136
(3) 漁協の現状	137
第2節 水産業振興のための取組	139
(1) 水産基本計画	139
(2) 資源管理型漁業の推進	139
(3) つくり育てる漁業の推進	140
(4) 漁村の活性化	141
(5) 水産基盤と漁港海岸の整備	142
(6) 水産業構造改善施設等の整備	144
(7) 環境・生態系保全対策	145
(8) 加工・流通対策	145
(9) 水産物輸出	145
第3節 漁業取締り	146

特集

農政の大転換と沖縄における戸別所得補償モデル対策 及び6次産業化に向けた取組状況



左上： 米の収穫風景（石垣市 ^{ひらたばる} 平田原）	右上： 温室内のマンゴー栽培の様子 （宮古島市）
左下： パパイヤ（石垣市 ^{あらかわ} 新川）	右下： さとうきび株出し（北大東村 ^{まくうち} 幕内）

第1節 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

(1) 食料・農業・農村基本計画とは

食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」という。）では、食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき基本的な方針、食料自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策等が定められています。平成22年3月30日には、新たな基本計画が閣議決定され、今後10年間を見通した計画が示されました。

(2) 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

① 食料・農業・農村政策を一体的に推進する新たな政策体系

ア 戸別所得補償制度の導入

食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るためには、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することが必要。このため、戸別所得補償制度を導入。

イ 「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換「後始末より未然防止」の考え方を基本とした食品の安全性向上やフードチェーンにおけるトレーサビリティ・システム、HACCP、GAPの定着を実現。また、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」の設置を検討。

ウ 6次産業化による活力ある農業・農村の再生

我が国の農業・農村を再生させるため、意欲ある農業者等が、あらゆる「資源」を活用する事業を含めた新たなビジネスに取り組めるよう、農業・農村の6次産業化を実現。

② 食料自給率の目標

平成32年度の食料自給率目標は、課題克服のための関係者の最大限の努力等を前提として、供給熱量ベースで50%（生産額ベースで70%）まで引上げ。

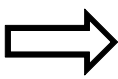
この目標は、我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となるものであり、目標達成のため、さとうきびを含めた主要品目ごとの生産数量目標、課題等を提示（参考1）。

(3) 沖縄における今後の取組

沖縄における食料自給率は供給熱量ベースで40%（平成20年度 概算値）で、さとうきびの増産などから、前年の33%から増加し、全国（41%）とほぼ同水準となっています。

沖縄総合事務局としては、我が国や沖縄における食料の安定供給や農業の持続的な発展に貢献するため、県をはじめ関係機関等と連携し、基本計画と併せて公表された「農業経営の発展のための展望モデル（さとうきびの事例、参考2）」にある具体的な取組を推進することなどにより、生産及び消費の両面で自給率向上に向けた取組を推進していくとともに、活力ある農山漁村の再生に向けた施策を総合的に推進していきます。

【さとうきびの生産数量目標】

平成20年度生産 160万トン (19万トン)  平成32年度生産 161万トン (20万トン)

注1：生産数量は、沖縄、鹿児島両県の合計
注2：()内は精糖換算

【克服すべき課題】

- 効率的かつ安定的な生産体制の確立(2年1作の夏植栽培から毎年収穫できる春植・株出栽培への移行、土壌害虫の防除技術の確立・普及及びかん水設備の整備)
- 作業受託組織や共同利用組織の育成
- 作業効率向上のための機械化一貫体系の確立・普及

資料：農林水産省「食料・農業・農村基本計画」より抜粋

【具体的取組】

- 夏植栽培から春植・株出栽培への移行

<取組のポイント>

- 2年1作の夏植栽培から毎年収穫できる春植・株出栽培への移行により、同じ経営規模であっても年間の収穫面積の拡大を図り、収益を増大。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 株出栽培への移行を阻害している土壌害虫の効率的な防除技術を導入。
- 株出管理作業や収穫作業の受委託を推進し、生産コストを縮減。
- 夏植より生育期間が短くなるため、高単収品種や早期高糖性品種へ転換。

【国は、収穫作業等の受委託を支援するとともに、早期高糖性品種等の普及等を推進】

<経営発展のイメージ>

さとうきび農家	春植・株出栽培への移行
<p>【経営概況】夏植栽培</p> <p>経営耕地 2.5ha さとうきび作付面積 2.5ha うち当年度収穫面積 1.3ha うち次年度収穫面積 1.3ha</p> <p>【経営収支】</p> <p>農業粗収益 220万円 (うち助成金等 170万円) 農業経営費 120万円 農業所得 100万円</p> <p>【労働時間】 1,200時間/人 【従事者数】 家族1人</p>	<p>【経営概況】春植・株出栽培</p> <p>経営耕地 2.5ha さとうきび作付面積 2.5ha うち収穫面積 2.5ha</p> <p>【経営収支】</p> <p>農業粗収益 350万円 (うち助成金等 270万円) 農業経営費 180万円 農業所得 170万円</p> <p>【労働時間】 1,200時間/人 【従事者数】 家族1人</p>

春植株出栽培で収穫面積拡大

資料：農林水産省「農業経営の発展のための展望モデル」を基に、沖縄総合事務局農林水産部にて一部改変

第2節 戸別所得補償モデル対策の推進

(1) 制度の概要

平成22年度においては、戸別所得補償モデル対策として、自給率向上に重要な麦・大豆・米粉用米・飼料用米などの生産拡大を促す対策（自給率向上事業）と、水田農業の経営安定を図るために恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策（米のモデル事業）をセットで実施します。

① 自給率向上事業（水田利活用自給力向上事業）

自給率の向上を図るため、水田で麦、大豆、米粉用米・飼料用米等を生産する販売農家・集落営農に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の支援を行います。

自給率向上事業の概要

<p>交付金単価(全国一律)</p> <p>①戦略作物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作物</th> <th>単価(10a当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦、大豆、飼料作物</td> <td>3.0万円</td> </tr> <tr> <td>米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲</td> <td>8.0万円</td> </tr> <tr> <td>そば、なたね、加工用米</td> <td>2.0万円</td> </tr> </tbody> </table>		作物	単価(10a当たり)	麦、大豆、飼料作物	3.0万円	米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲	8.0万円	そば、なたね、加工用米	2.0万円	<p>②その他作物</p> <p>都道府県単位で作物ごとに単価を設定 ※沖縄においては、さとうきび、田芋、い草等 131品目で10a当たり1.0万円程度に設定</p> <p>③二毛作 (主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせ) 10a当たり1.5万円</p> <p>※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米</p>
作物	単価(10a当たり)									
麦、大豆、飼料作物	3.0万円									
米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲	8.0万円									
そば、なたね、加工用米	2.0万円									
<p>交付対象者</p> <p>米の生産数量目標の達成にかかわらず、水田において麦・大豆等の生産を行う販売農家・集落営農</p>										

資料：農林水産省作成

② 米のモデル事業（米戸別所得補償モデル事業）

自給率向上に取り組む環境整備を図るため、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集落営農に対して、標準的な生産に要する費用と販売価格との差額を全国一律単価として交付します。

米のモデル事業の概要

<p>交付金単価(全国一律)</p> <table border="1"> <tr> <td>定額部分(10a当たり)</td> <td>1.5万円</td> </tr> <tr> <td>変動部分(10a当たり)</td> <td>22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定</td> </tr> </table>		定額部分(10a当たり)	1.5万円	変動部分(10a当たり)	22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定	<p>標準的な生産に要する費用 (過去5年中5年の平均)</p> <p>標準的な販売価格 (過去3年の平均)</p> <p>変動部分</p> <p>当年産の販売価格</p> <p>当年産の販売価格</p> <p>変動部分なし</p> <p>当年産の販売価格</p> <p>定額部分 (1.5万円/10a)</p>
定額部分(10a当たり)	1.5万円					
変動部分(10a当たり)	22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定					
<p>交付対象者</p> <p>生産数量目標の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農（水稲共済加入者、当然加入面積以下の者等は前年度の販売実績のある者）</p> <p>交付対象面積</p> <p>主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として一律10aを控除した面積</p>						

資料：農林水産省作成

(2) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、戸別所得補償モデル対策の円滑な実施を図るため、平成21年10月に戸別所得補償制度推進チームを立ち上げ、以下の取組を行いました。

① 農家を対象とした説明会及び個別相談会の実施

主要な市町村に推進チーム員を派遣し、集落単位で農家等を対象とした説明会及び個別相談を実施しました。

個別相談会の状況（石垣市）



② 加入促進要請活動の実施

農家数が比較的多い地域、加入申請書の配布の遅れている地域、新規需要米等について問い合わせの多い地域等について農林水産部の幹部を派遣し、市町村長、JA支店長等に対して、加入促進に協力して頂くよう要請し、関係機関一体となった取組を推進しました。

農家への働きかけの状況（伊平屋村）



③ 地域リーダーへの働きかけ

米生産者が多い5市町村において、農林水産部の幹部を派遣し、集落のリーダーに面会し、対策への加入と地域の農家への呼びかけを要請しました。

(3) 沖縄における水田農業の現状と特色

沖縄における水稲は、本島北部の金武町のほか、本島北部離島の伊平屋村、伊是名村と八重山地域の石垣市、竹富町、与那国町などの離島を中心に栽培されており、これら離島地域での安定作物として重要な地位を占めています。

しかしながら、米は沖縄の農業産出額の約1%、作付面積の約3%を占めているに過ぎません。単収も台風及び干ばつ等の厳しい自然条件の下、1期作351kg/10a、2期作189kg/10aとなっており、1期・2期平均でも306kg/10aと、全国平均単収の約6割にとどまります。

水稲の生産状況（平成21年）

	沖縄(A)	全国(B)	割合(A/B)
産出額(億円)	7	19,312	0.04%
作付面積(ha)	943	1,621,000	0.06%
収穫量(t)	2,890	8,466,000	0.03%
単収(kg/10a)	306	522	58.62%

資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「普通作物作況調査」
注：産出額のみ平成20年

こうした中、県及び農業団体等は、島産米として売れる米づくりを目指し、奨励品種として、平成11年から「ひとめぼれ」を、平成17年からは「ちゅらひかり」を指定するなど、「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に努めています。

水稲の収穫風景（石垣市）



第3節 農林水産業の6次産業化の推進

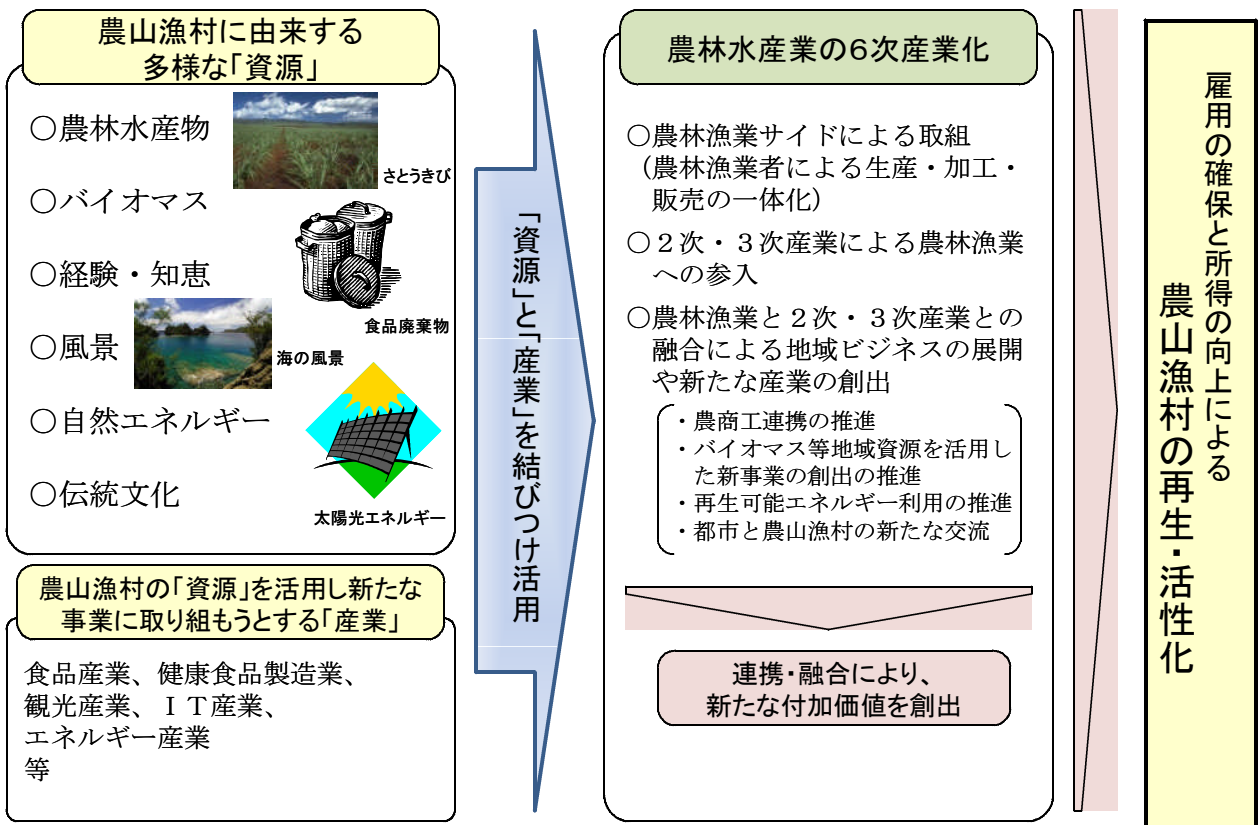
(1) 農林水産業の6次産業化の必要性

我が国の農林水産業の現状は、農林漁業者の減少・高齢化、農林漁業者の所得の減少、農地や森林の荒廃、水産資源の減少など深刻な状況にあるなど農林水産業の活力が著しく低下するとともに、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれる状況にあります。

一方、農山漁村には、農林水産物や、それら農林水産物に由来するバイオマス、農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵・伝統文化等に至る多様な「資源」が存在しています。農山漁村の再生・活性化を図るためには、これら農山漁村に由来する多様な「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」を結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農林水産業の6次産業化の取組を推進することが必要となっています。

これらの取組を推進することにより、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会が構築されることが期待されています。

農林水産業の6次産業化のイメージ



資料：第16回食料・農業・農村政策審議会企画部会資料を基に、沖縄総合事務局農林水産部にて作成

(2) 沖縄における6次産業化に関する取組状況

① 沖縄の「地域資源」と「産業」の特徴

沖縄においては、亜熱帯性気候等の地域特性を活かした農林水産業が展開されており、さとうきび、マンゴー・パイナップルをはじめとする熱帯果樹、紅いもや田いも、肉用牛・豚、もずく等の農林水産物や、それらに由来するバイオマス、貴重なサンゴ礁が豊富な海や世界遺産に登録された歴史的遺産群、琉球舞踊等の伝統文化など魅力ある多様な「地域資源」が豊富に存在しています。

沖縄の地域資源の例

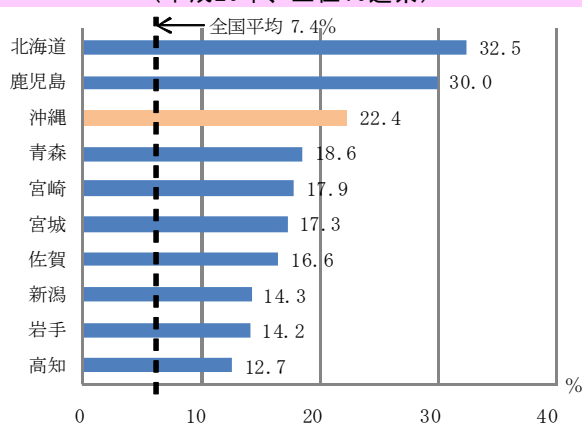


一方、沖縄は、本土市場から遠隔地にあることや多くの離島からなるなどの地理的制約もあり、産業全体における観光業の位置づけが高く、また、製造業に占める食品産業のシェアが高いという産業構造になっています。

第1次産業（農林漁業）においてさとうきびや畜産が盛んであることを背景に、第2次産業（製造業）の出荷額に占める食料品製造業の出荷額の割合が22.4%と全国で3位であるなど、全国（7.4%）を大きく上回っています。また、豊富で魅力ある沖縄の観光資源を背景に、第3次産業（サービス業）従事者に占める宿泊業従事者の割合が3.4%と全国で3位であるなど、食品産業と同様に全国（1.8%）を大きく上回っています。

このように食品産業や観光産業は、沖縄における雇用や経済において重要な役割を果たしており、地域経済の基幹である農林水産業と食品産業・観光産業との連携による高付加価値化、6次産業化の取組が他地域にも増して重要です。

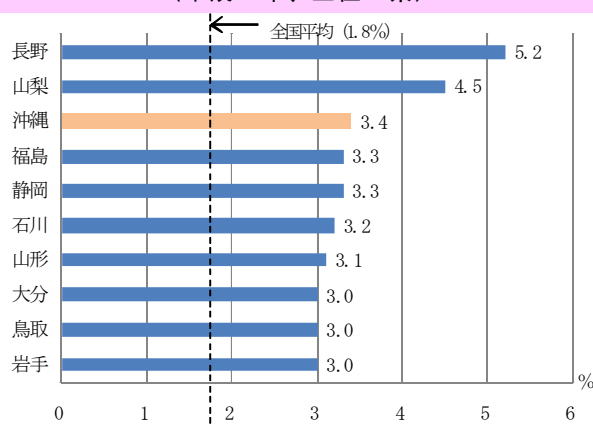
製造業出荷額に占める食料品製造業出荷額の割合
(平成20年、上位10道県)



資料：経済産業省「工業統計調査」

注：食料品製造業出荷額に飲料・たばこ・飼料は含まない。

第3次産業従事者に占める宿泊業従事者の割合
(平成18年、上位10県)



資料：総務省「事業所・企業統計調査」

注：第3次産業従事者には、公務員を含まない。

② 沖縄における取組状況

(沖縄食料産業クラスターの取組状況)

沖縄ならではの地域の食材・人材・技術その他の資源を有機的に結び付け、地場の農林水産物を活用した付加価値の高い製品や地域ブランドを創り出していくことを目指して設立された「沖縄食料産業クラスター協議会」(平成19年)は、「ネットワークづくり」と「新商品開発」を行っています。具体的には、協議会の会員間における産学官連携のマッチングや交流会・セミナーの開催等を通じ組織の活性化を図るとともに、沖縄産の熱帯果実、島野菜等を使った新商品づくり等を進めています。

平成21年度は、「沖縄地域食品商品改善支援会」を開催し、今後の商品開発や販売活動を支援するため、地域の食品メーカーが開発した商品について専門家がアドバイスを行う等の取組が行われました。

(地域産業資源を活用した事業活動の取組状況)

地域資源活用促進法^{*1}は、中小企業による地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成19年5月に制定されました。この法律により国が認定した地域産業資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者は、法律上の特例措置を受けられるほか、「中小企業地域資源活用プログラム」による支援が受けられます。

沖縄県においては、平成19年8月に地域産業資源としてさとうきびやマンゴー等農林水産物41品目を定めた「基本構想」が策定され、平成19年10月に第1号認定として9件(うち農林水産物4件)が認定されました。その後、平成22年3月の第8号認定までに42件(うち農林水産物29件)の地域産業資源活用事業計画が認定され、新商品の開発等が行われているところです(事例1)。

<事例1：地域資源活用促進法に基づく取組>

西原町の農業生産法人(株式会社ナンポーファーム)は、紅いもの生産を行いながら、紅いもペーストを製造し、菓子メーカーに原料として供給していましたが、沖縄の熱帯果樹(マンゴー、パイナップル等)とチョコレートを使った新たなスイーツの開発を進めることとして地域資源活用事業計画を策定し、平成21年に当該計画が認定されました。

商品の開発に当たっては、素材の見直しから始め専門家を招聘し実施するなど、関係事業者との連携のもと進められています。

また、国の補助事業を活用し、試作品開発や展示会出展を行っています。

こうした取組により、平成23年度には新商品の売上げ高が年間1,300万円増加する効果が期待されています。



*1 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律39号)

（農商工連携による事業活動の取組状況）

農商工等連携促進法^{*1}は、農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成20年5月に制定されました。この法律により農林水産大臣等が認定した農商工等連携計画に基づき事業を行う中小企業者及び農林漁業者は、法律上の特例措置が受けられるほか、関連する予算措置等による支援を受けられます。

沖縄県においては、平成20年9月の第1号認定（3件）を皮切りに平成22年3月の第6号認定までに、合計13件の農商工等連携事業計画が認定されました。新商品の開発等により、農林水産業や商工業の経営の改善や雇用の創出が行われているところです（事例2）。

また、農林水産省と経済産業省では、全国の農商工連携の先進的で特に優れた事例を「農商工連携88選」として選定し、広く紹介しているところです（事例3）。

＜事例2：農商工等連携促進法に基づく取組＞

（株）オキネシア（食料品製造業）と、2戸のみかん生産農家とが連携し、沖縄在来の柑橘で独特の芳香を持つ「カーブチー」を活用した多様な商品（ジュース、コンフィチュール、線香、フレーバーティーなど）を開発することとして、農商工等連携事業計画を策定し、平成21年に当該計画が認定されました。

平成22年には、カーブチー果汁100%のジュースも販売開始されています。

平成24年度には、新商品の売上高で約3,000万円、農産物の売上高で約600万円の効果が期待されています。



＜事例3：農商工連携88選に選定された取組＞

読谷村の（株）お菓子のポルシェは、地元の特産品であった紅いもを利用した新商品「紅いもタルト」を生産者、農協、村の協力を得て開発し、販売を開始しました。

また、菓子の販売だけでなく製造ラインを見学出来る観光工場を建設するなど、県外からの観光客を集客する取組も行っています。

こうした取組により、平成20年には「農商工連携88選」に選定されました。

平成21年度には、国の補助事業により紅いも一次加工施設を整備、年間750tの紅いも加工量を平成24年度には1,460tに倍増することとしています。



*1 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律38号）

(3) 新たな6次産業化の支援

以上のように、これまでの6次産業化に向けた取組に対する支援は、地域資源活用促進法、農商工等連携促進法、農山漁村活性化法^{*1}等の法制度に基づくものと、農山漁村6次産業化対策事業等の予算措置によるものでした。

新たに平成22年度予算では、このような6次産業化に向けた取組を一層支援することとし、農林漁業者等が、農林水産物等の加工・販売等に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する取組を支援するための予算措置が設けられました。これにより、農林漁業者による農林水産物等の生産及びその加工又は販売の一体化を推進することで、農林漁業経営の改善を図り、農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化に寄与することとしています。

沖縄総合事務局では、今後も沖縄の地域特性を活かした農林水産物等の「地域資源」を活用した、農林漁業者等による6次産業化の取組（事例4）を積極的に支援していきます。

<事例4：農林漁業者による6次産業化の取組>

今帰仁村のクワンソウ（和名：秋の忘れ草）生産農家は、従来、生葉・生花の出荷だけを行ってきま^なしたが、平成19年に農業生産法人（株式会社 ^な今帰仁^{じん}ごまみファーム）を設立し、新たに加工事業を始めました。

この法人では、原料である生葉・生花を地域の生産農家と契約栽培するとともに、生葉を裁断、乾燥するに当たって必要な設備を、国や県の事業^注を活用して整備し、生葉をサプリメント等の成分抽出原料用として乾燥するほか、花を漬物に加工、販売するなど、品質の高い加工品を安定的に出荷しています。

こうした取組により、地域におけるクワンソウの生産量は2割以上増加し、3人の雇用が創出されました。

（注：平成20年度に県の補助事業で大型乾燥機、平成21年度に国の補助事業で高速裁断機、真空包装機を導入。）

収穫風景



高速裁断機



*1 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律48号）

序章 沖縄の農林水産業の概要



<p>左上： アップルマンゴー（宮古島市）</p>	<p>右上： トビイカの日干し風景 <small>なんじょう おう</small> （南 城市奥武）</p>
<p>左下： パインアップル（東村慶佐次） <small>げさし</small></p>	<p>右下： ゴーヤー（豊見城市伊良波） <small>とみぐすく</small></p>

第1節 地理的・自然的条件

(1) 位置

沖縄は、我が国の南西端に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に点在する大小約160の島しょ（うち有人離島49島）からなり、また、我が国唯一の亜熱帯地域です。

沖縄は、日本本土と中国及び東南アジアを結ぶ位置にあり、那覇からみると、1,000km圏に台北、上海、1,500km圏に香港、東京などがあります。

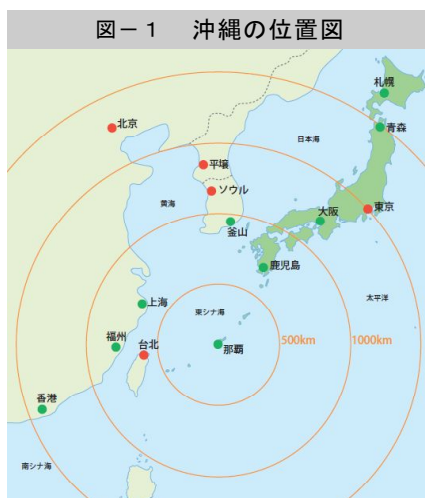


図-1 沖縄の位置図
資料：内閣府「沖縄の振興」

(2) 地勢

県土の総面積は、国土総面積（約377,947km²）の約0.6%にあたる約2,276km²であり、都道府県の中で第44位となっています。内訳は、沖縄本島が県土総面積の約53%（約1,208km²）を占め、最も大きく、次に西表島（約289km²）、石垣島（約223km²）、宮古島（約159km²）の順で、これら4島で県土総面積の約8割（1,879km²）を占めています。

地形は、大きく2つのタイプに分類でき、平地型の本島中南部、宮古島、南・北大東島、また、山地型の本島北部、石垣島、西表島等があります。山地型の地域に主要な河川が集中し、また、それらの河川は全般に河川延長が短いという特徴があります。

(3) 気象

沖縄は、亜熱帯海洋性気候に属することから、年平均気温の平年値は那覇で22.7℃、石垣島で24.0℃、冬期においても、那覇で17.2℃、石垣島で18.9℃と周年温暖な気候です。しかし、一方で、台風の常襲地帯であり、さらに冬期は季節風や寡日照の影響を受けるなど農林水産業にとって不利な条件も有しています。

年降水量の平年値は、那覇で約2,037mm、石垣島で2,061mmと多いですが、年、季節、地域における差は大きく、近年の年降水量は変動幅が増大しており、干ばつの起こる可能性も高くなっています。

なお、平成21年の平均気温は、那覇で23.4℃（冬期18.4℃）、石垣島で24.6℃（冬期20.2℃）と高く、降水量では、那覇で約1,865mm、石垣島で1,689mmと平年より少ない状況でした。

表-1 気温・降水量・日照時間の平年値
（括弧内は冬期（12月～2月）の平年値）

	気温(℃)	降水量(mm)	日照時間(h)
那覇	22.7 (17.2)	2,036.9 (338.5)	1,820.9 (291.6)
久米島	22.7 (17.2)	2,138.0 (422.5)	1,742.3 (242.2)
宮古島	23.3 (18.3)	2,019.3 (423.5)	1,768.5 (255.2)
石垣島	24.0 (18.9)	2,061.0 (399.7)	1,852.6 (252.8)
与那国島	23.6 (18.7)	2,363.5 (558.8)	1,577.4 (165.1)

資料：沖縄気象台HP

注：平年値とは、気象庁で観測した1971年～2000年までの30年間の平均値

第2節 経済の動向

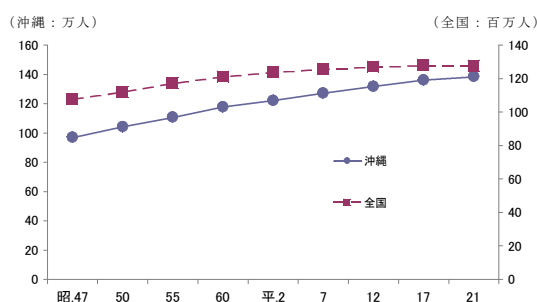
(1) 人口及び雇用状況等

沖縄の人口は、平成22年4月現在、約139万人（沖縄県推計人口）となっており、昭和47年の復帰当時の約97万人と比較して42万人（約43%）増加しました。

一方、全国の昭和47年からの人口増加率は約19%であり、沖縄における増加率は、全国のそれを大きく上回っています。

雇用状況については、就業者数は、労働力人口の増加に伴い、復帰後の37年間で25万3千人増加し、平成21年平均では約61万7千人となっています。

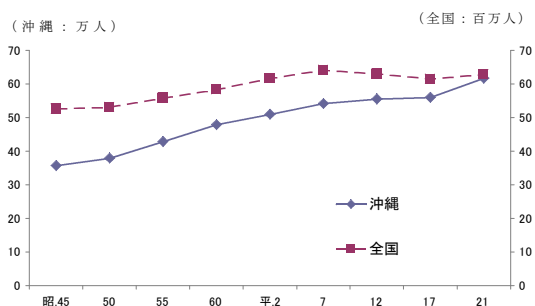
図-2 人口の推移



資料：国勢調査、人口推計統計年報

沖縄県HP

図-3 就業者数の推移



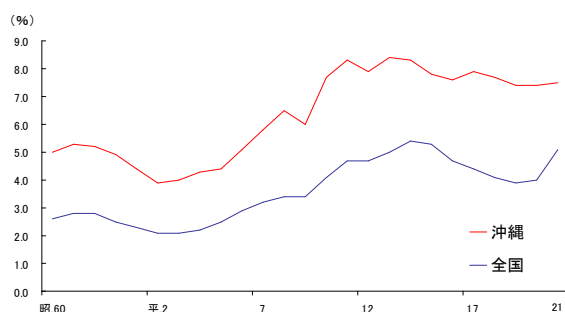
資料：国勢調査、平成21年は総務省「労働力調査」、

沖縄県「労働力調査」

完全失業率は7.5%（完全失業者数は5万人）と全国平均5.1%の1.5倍となっているほか、有効求人倍率は、平成21年平均0.28倍と全国の0.47倍を大きく下回っているなど、厳しい状況が続いています。

図-4

完全失業率の推移（年平均）

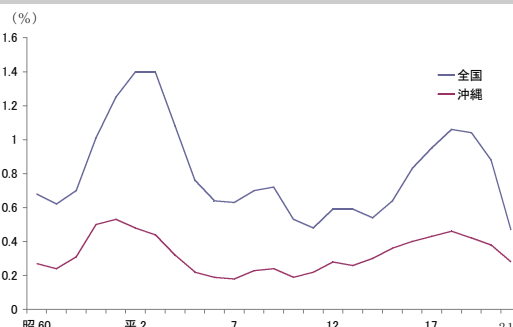


資料：総務省「労働力調査」

沖縄県「労働力調査」

図-5

有効求人倍率の推移（年平均）



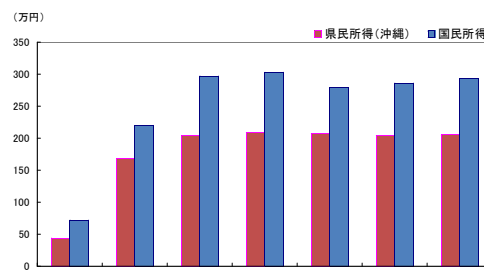
資料：厚生労働省「都道府県別労働市場関係調査」

注：パートを含む。

また、1人当たり県民所得（名目）については、復帰後の県経済の成長に伴い、昭和47年度の約42万円（全国の約58%）から平成19年度の205万円（全国平均296万円の69%）へと増えてはいるものの、依然として全国平均との間に大きな所得格差が存在しています。

図-6

1人当たり国（県）民所得（名目）の推移



資料：内閣府「国民経済計算年報」

沖縄県「県民経済計算」

(2) 経済の構造

沖縄の県内総生産（名目）は、昭和47年度の4,459億円から平成19年度には3兆6,620億円と、約8倍となっています。

昭和47年度から平成19年度までの推移を産業別に見ると、第1次産業は7.3%から1.8%へと、また、第2次産業は22.5%から12.1%へと低下傾向で推移する一方、第3次産業は72.2%から90.1%へと大幅に増加しています。

このうち、第2次産業については、建設業の生産額が第2次産業の約6割という高い割合を占めているのが沖縄の産業構造の特徴となっています。

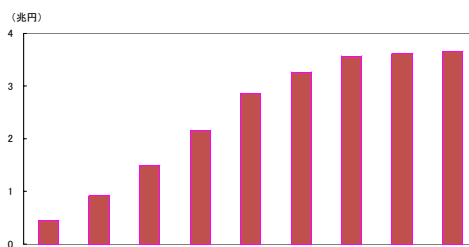
表 - 2 産業別県（国）内総生産の推移

（単位：％）

	昭和47年度		平成19年度	
	沖縄	全国	沖縄	全国
第1次産業	7.5	5.5	1.8	1.4
第2次産業	22.5	43.7	12.1	27.3
うち建設業	12.3	8.4	7.4	6.1
うち製造業	9.7	34.5	4.5	21.2
第3次産業	72.2	54.9	90.1	74.1
うちサービス業	12.0	10.7	30.2	22.1

資料：内閣府「国民経済計算年報」、沖縄県「県民経済計算」

図 - 7 県内総生産（名目）の推移



資料：内閣府「国民経済計算年報」「県民経済計算」、沖縄県「県民経済計算」

(3) 県経済における農林水産業の位置付け

県経済における農林水産業の位置付けを見ると、県内総生産（平成19年度）の1.8%、就業者数（平成20年）の6.0%を占めるに過ぎません。

しかしながら、離島や本島北部地域をはじめとした多くの市町村では第1次産業就業者比率が高く、地域の雇用を支える重要な役割を担っているほか、純生産額に占める割合も7.9%と県全体と比較しても高くなっていることから、農林水産業は沖縄の経済の中で重要な役割を果たしているといえます。

表 - 3 産業別就業者数（沖縄）及び産業別構成比の比較（平成21年平均）

（単位：千人、％）

	人数	構成比	
		沖縄	全国
第1次産業	37	6.0	4.2
第2次産業	99	16.0	25.4
うち製造業	32	5.2	17.1
第3次産業	478	77.5	69.5
合計	617	100.0	100.0

資料：総務省「労働力調査」、沖縄県「労働力調査」

表 - 4 産業別就業者数（平成17年）及び純生産（平成18年度）（離島）

（単位：人、％、百万円、％）

	産業別就業者数		純生産額（ ）	
	人数	構成比	純生産額	構成比
第1次産業	12,398	20.1	20,287	7.9
第2次産業	9,862	16.0	41,277	16.1
第3次産業	38,684	62.7	207,476	80.9
合計（その他を含む）	61,652	100.0	256,411	100.0

資料：沖縄県「離島関係資料」

（ ）注1：離島は、沖縄本島以外の島であり、かつ沖縄本島と埋立、海中道路又は架橋により連結されていないものをさす。

注2：純生産額では附属利子が控除されるため合計とは一致しない。また、全部離島市町村のみを集計し、一部離島町村は含まない。

第3節 沖縄振興計画の概要

(1) 沖縄振興開発の経緯

昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、沖縄の社会産業基盤等の基礎条件と振興開発を図るための沖縄振興開発計画に基づく総合的な施策が実施され、県民の不断の努力と相まって、施設整備面を中心に本土との格差は次第に縮小され県民生活の向上など社会経済は着実に進展してきました。

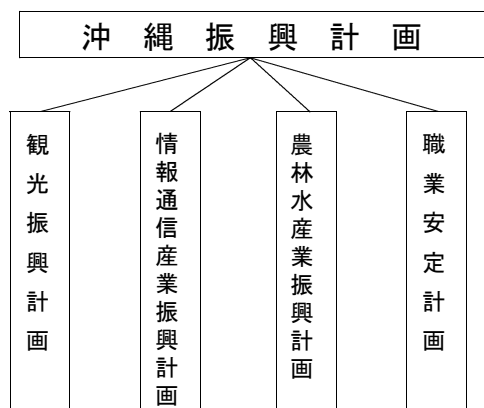
しかしながら、全国の約7割の水準にある1人当たりの県民所得や高い失業率に端的に示されているように、沖縄の経済情勢はなお厳しく、産業振興や雇用創出など解決すべき課題が存在しています。こうした課題を解決するためには、沖縄の自立型経済の構築等に向けた新たな取組が必要であるとの基本認識の下、平成14年には、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）が制定され、同法に基づき、平成14年～平成23年を計画期間とする「沖縄振興計画」が策定されました。

(2) 沖縄振興の概要

沖縄振興特別措置法は、従来の社会資本の整備に加え、活力ある民間主導の自立型経済の構築や豊かな住民生活の実現を目的として策定されました。また、同法に基づき、沖縄振興計画が策定され、さらに、主務大臣の同意の下、沖縄県知事が分野別の個別計画を策定しました。

農林水産業に関しては、亜熱帯性気候等の地域特性を活かした振興施策を推進するとともに、環境と調和した農林水産業の推進を図るため、「沖縄県農林水産業振興計画」が策定され、沖縄ブランドの確立と生産供給体制の強化等を始めとする諸施策が展開されてきました。そして平成20年には、平成20年～平成23年までを計画年度として「第3次沖縄県農林水産業振興計画」が策定されました。

図-8 沖縄振興計画の概要



○ 主務大臣の同意

・主務大臣

観光振興計画：内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣

情報通信産業振興計画：内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣

農林水産業振興計画：内閣総理大臣、農林水産大臣

職業安定計画：内閣総理大臣、厚生労働大臣

・同意に当たっては、主務大臣は関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会の意見を聴くことが必要

第4節 農林水産業の現状

(1) 農業の概要

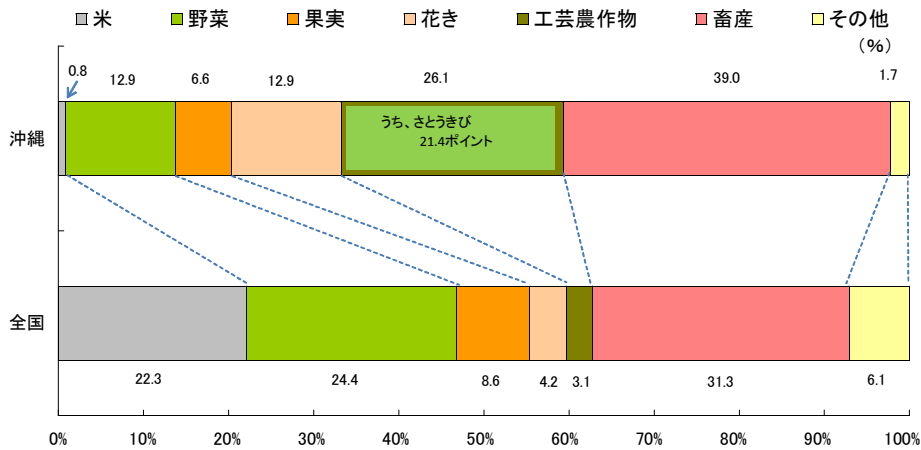
① 農業産出額の概要

沖縄においては、基幹作物であるさとうきびのほか、花き（きく等）、熱帯果樹（マンゴー等）、冬春期の野菜（さやいんげん、すいか等）、草地畜産など、亜熱帯の特性を活かした農業が展開されています。

その一方で、農林水産業者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の増加等により、平成8年以降農業産出額が1,000億円を下回る水準で推移するなど、厳しい情勢にあります。

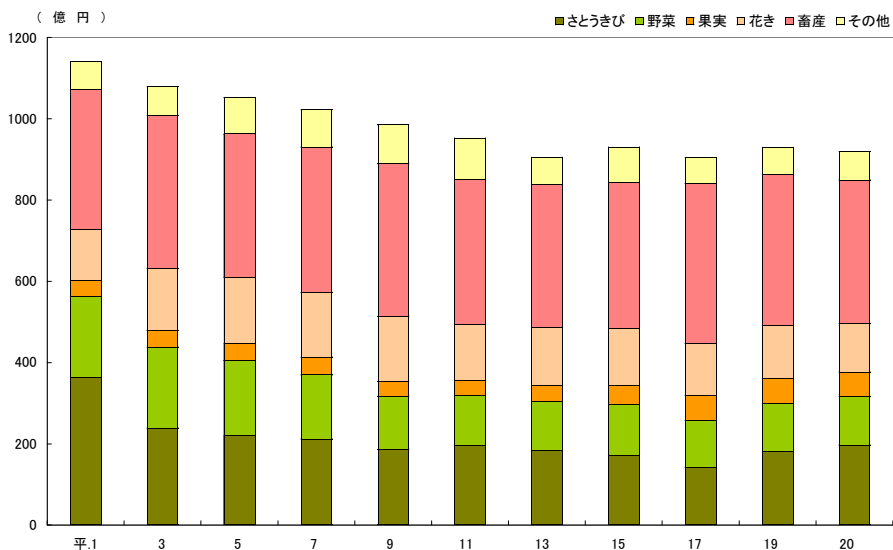
また、部門別に見ると、基幹作物であるさとうきびは、平成17年に復帰後最低の産出額となったものの、近年増加しています。

図-9 農業産出額の部門別構成の比較（平成20年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図-10 農業産出額の部門別構成の推移（平成20年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

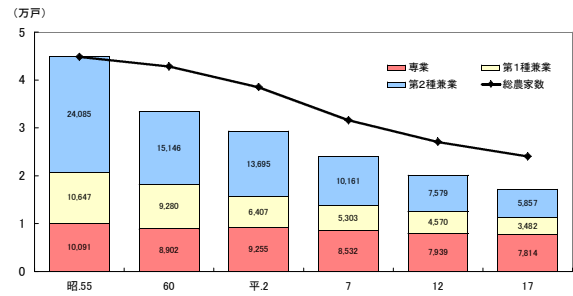
② 農家の概要

沖縄の農家数は、復帰直後から一貫して減少し、昭和48年の56,960戸から平成17年の24,014戸（うち販売農家17,153戸）と半分以下となっており、平成に入ってから引き続き減少しています。販売農家のうち、専業農家、兼業農家別に見てみると、専業農家は8千戸程度でほぼ横ばいで推移しているのに対して、特に兼業農家の減少が著しく昭和55年に比べ1/3以下に減少しました。この結果、販売農家に占める専業農家の割合が高まることとなり、全国の割合の約23%に対して沖縄は約46%とおおよそ2倍の割合となっています。

農業労働力については、全国と同様、他産業への労働力流出に伴い減少しています。また、65歳以上の高齢者の占める割合が年々拡大し、平成17年には、54%を占めるまでになっています。

農業経済については、農業生産物の販売を目的とする農業経営体（個別経営）1経営体当たりの総所得において全国との格差が存在し、平成20年は372万円で全国平均の8割程度にとどまっています。このうち、農業所得は総じていけば、横ばい傾向にありますが、農外所得は兼業機会が比較的小さいこと等から全国平均の5割弱にとどまっており、このことが総所得の格差の大きな原因となっています。

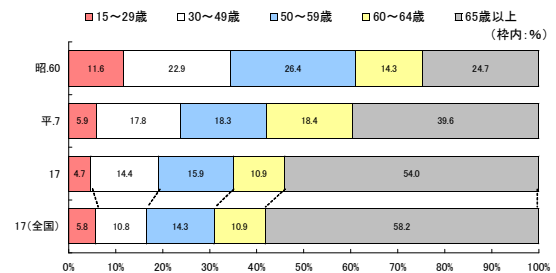
図-11 専業別販売農家数の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

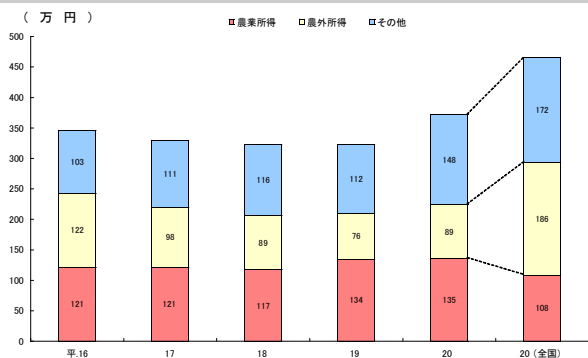
注：専業別農家数について、昭和55年は総農家の数値、昭和60年以降は販売農家の数値である。

図-12 農業就業人口の年齢別構成の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

図-13 総所得の推移



資料：農林水産省

「農業経営統計調査 経営形態別経営統計」

注：「その他」には、農業生産関連事業所得、農外所得、年金等の収入が含まれる。

③ 農地の概要

沖縄の耕地は、他都道府県とは異なり、畑が全体の98%を占めている一方、田は2%とごくわずかです。

耕地面積は、近年、都市化の進展、離島における不在地主の増加等による耕作放棄地の増加などにより減少傾向で推移し、平成21年には39,100haとなっています。耕地面積が減少する中で、優良農地を確保するとともに、耕作放棄地を含めた農地の流動化を促進することが課題となっています。

沖縄は本島中南部を中心に小規模農家が多い一方で、離島全体では3.0ha以上の経営体の全体に占める割合が2割強を占めるなど経営規模の大きい農家が多いことから、全国に比べ0.5ha未満の農家や3.0ha以上の農家の割合が高くなっています。

作付（栽培）延べ面積でみると、平成20年の総面積が35,200haとなっています。

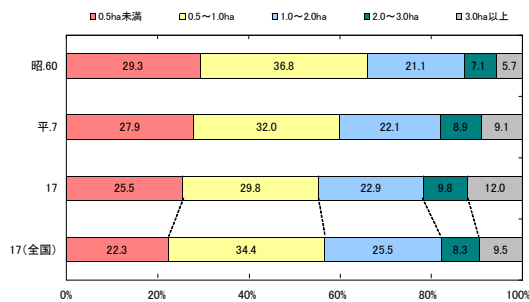
表-5 耕地面積の推移

(単位：ha、%)

	昭.55	60	平.2	7	12	17	21	耕地面積に対する割合(平.21)	
								沖縄	全国
耕地面積	43,800	46,200	47,000	44,800	41,400	39,300	39,100	-	-
普通畑	36,600	39,000	39,900	36,700	33,000	31,000	30,200	77.2	25.4
樹園地	4,440	3,580	3,090	2,580	2,000	1,990	2,050	5.2	6.8
牧草地	1,600	2,720	3,130	4,580	5,530	5,450	5,930	15.2	13.4
田	1,150	871	876	970	912	877	876	2.2	54.4

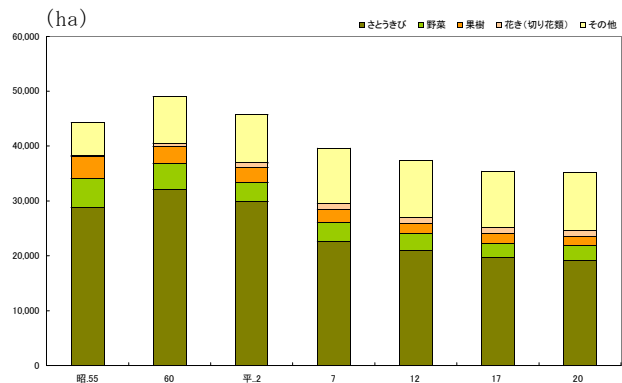
資料：農林水産省「作物統計調査 耕地面積調査」

図-14 経営耕地規模別販売農家構成比の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

図-15 作付（栽培）延べ面積の推移



資料：農林水産省「作物統計」

「農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率」

「耕地及び作付面積統計」

内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」

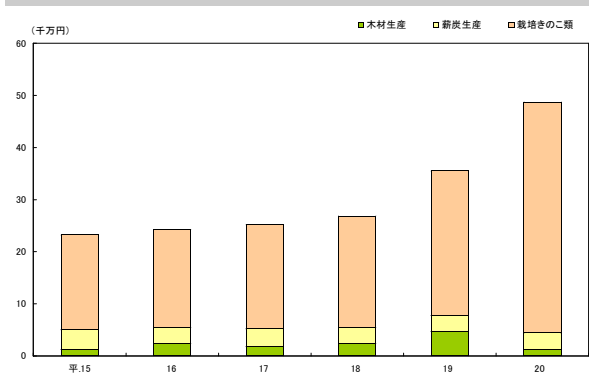
(2) 林業の概要

① 林業産出額等の概要

林業産出額は、近年2億円程度で推移していましたが、平成20年は5億円弱となりました。特に、栽培きのご類の生産額が大きく増加しており、4億4千万円となっています。

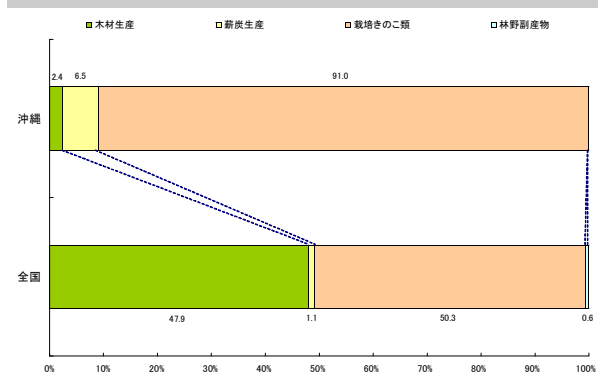
部門別構成比でみると、栽培きのご類が林業産出額全体(91.0%)の大半を占めています。この構成比は全国(50.3%)と比較しても極めて高い値となっています。

図-16 林業産出額の部門別構成の推移



資料：農林水産省「生産林業所得統計」

図-17 林業産出額の部門別構成の比較(平成20年)

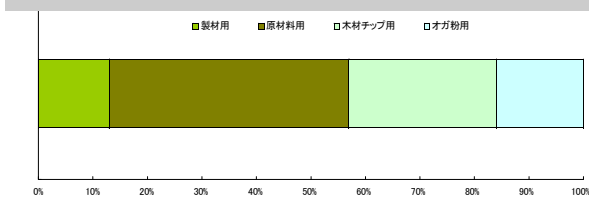


資料：農林水産省「生産林業所得統計」

平成20年における素材生産量の構成比は、製材用が13.0%、木炭原木やしいたけ原木等の原材料用が44.0%、木材チップ用が27.1%、オガ粉用が16.0%となっています。

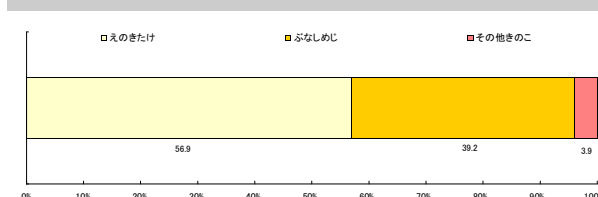
また、栽培きのご類生産量の構成比をみると、えのきたけが59.6%、ぶなしめじが39.2%であり、この2種類のきのこで大半(96.1%)を占めています。

図-18 主要部門別素材生産量の構成比(平成20年)



資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

図-19 栽培きのご類生産量の構成比(平成20年)

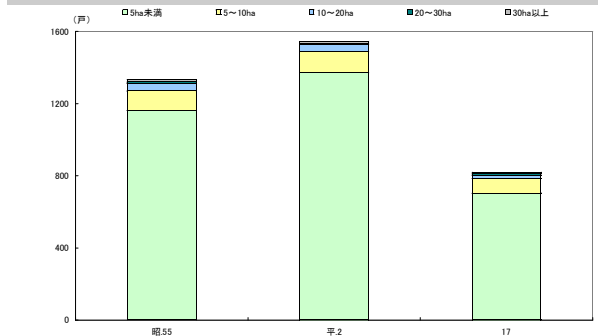


資料：沖縄県森林緑地課「沖縄の森林・林業」

② 林家の概要

林家数は平成2年からおよそ半減し、820戸となっています。また、保有山林面積が1~5ha未満の小規模な林家が全体の約86%を占めております。

図-20 保有山林面積規模別林家構成比の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

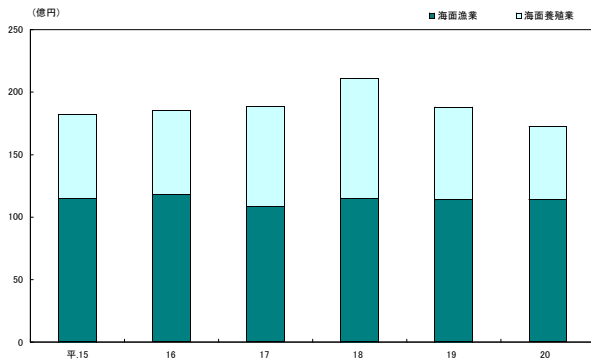
(3) 水産業の概要

① 漁業生産額等の概要

漁業生産額は、近年180億円前後で推移していましたが、平成20年は海面養殖業の大幅な減少により173億円となりました。

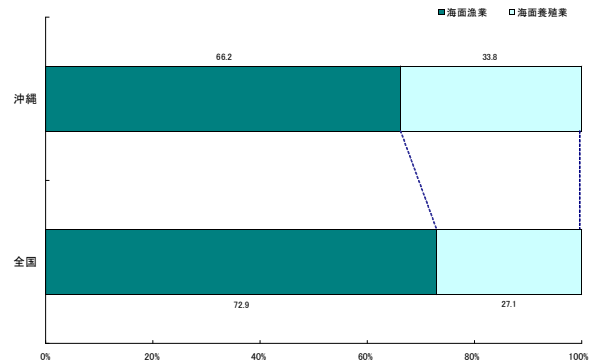
部門別構成比で見ると、海面養殖業の構成比は33.8%となっており、全国（27.1%）に比べ漁業生産額に占める海面養殖業の割合が高くなっています。

図-21 漁業生産額の部門別構成の推移



資料：農林水産省「漁業生産額」

図-22 漁業生産額の部門別構成の比較（平成20年）

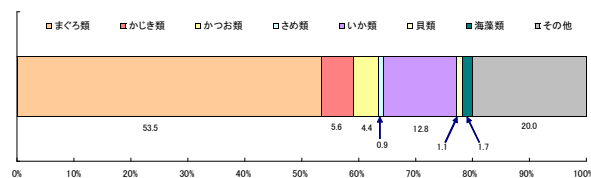


資料：農林水産省「漁業生産額」

魚種別漁獲量は、マグロ類が全体の半分以上（53.5%）を占めており、次いで、イカ類（12.8%）、カジキ類（5.6%）となっています。

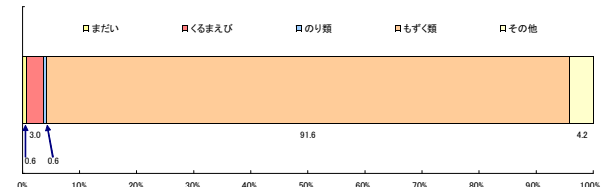
また、養殖魚種別収穫量は、モズクが大半（91.6%）を占めています。

図-23 魚種別漁獲量（平成20年）



資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」

図-24 養殖魚種別収穫量（平成20年）

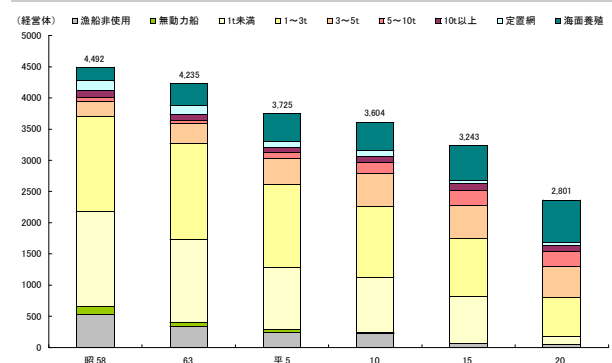


資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」

② 漁業経営体の概要

漁業経営体数は漁船漁業が減少傾向にあり、平成20年は2,801経営体となりました。一方、海面養殖は微増傾向にあります。

図-25 経営体階層別経営体数



資料：農林水産省「漁業センサス」

第1章 農業の振興



左上：

さとうきび畑の散水風景
(宮古島市城^{ぐすくへ} 辺)

右上：

ハイビスカス (伊江村東^{ひがしえまえ} 江 前)

左下：

シクワシャー (大宜味村押川^{おおぎみ})

右下：

田芋 (金武町並里^{きん})

第1節 さとうきび

(1) 生産の動向

さとうきびは、農家戸数、収穫面積はピーク時の約3分の1程度まで減少しましたが、依然として全農家数の72%、全耕地面積の47%を占めており、特に離島においては地域経済を担う作物であり、沖縄における基幹作物となっています。

図 I - 1 さとうきび農家戸数及び産出額の推移

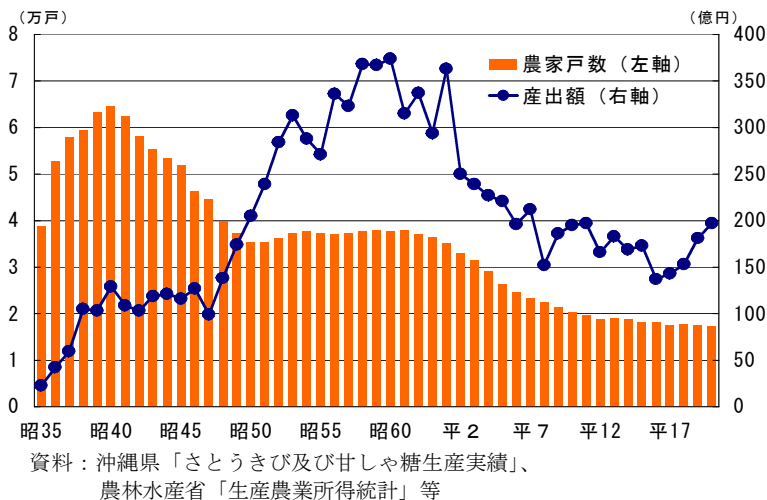
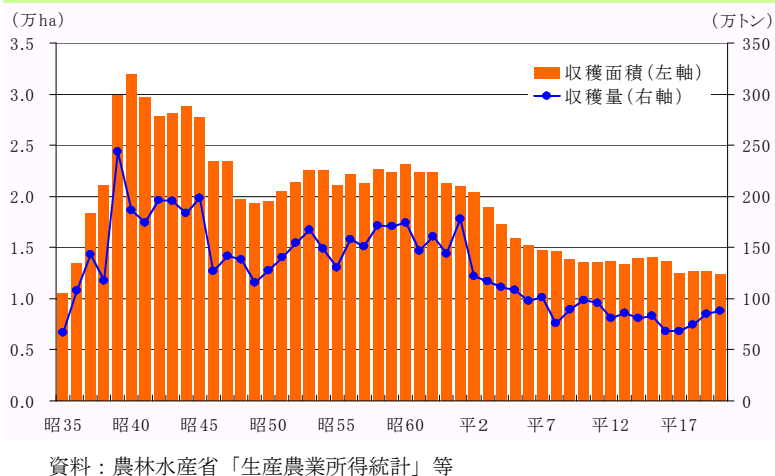


図 I - 2 さとうきび収穫面積及び収穫量の推移



(2) 分みつ糖（粗糖）支援制度

我が国における甘味資源作物（さとうきび、てん菜）や国内産糖の生産コストは、生産規模の違い等から外国と比較すると大幅に高くなるを得ない状態です。このため、国は、生産者の経営安定化や甘味資源の自給力強化といった観点から、立法措置や予算措置をもって生産者を支援しています。

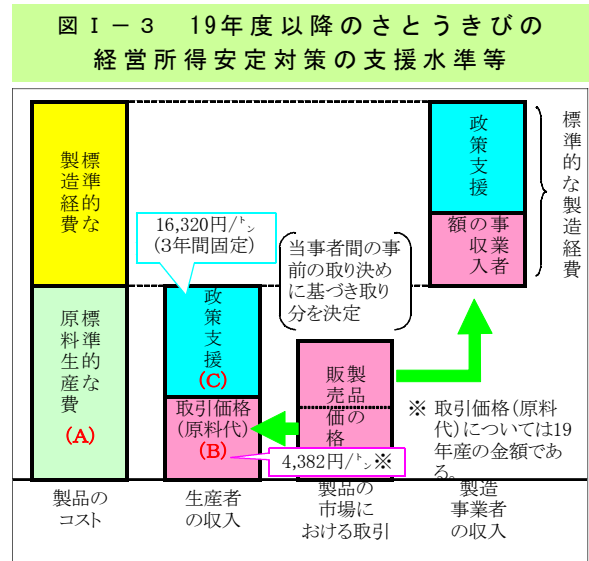
さとうきびは、南西諸島の農業における基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めています。

このため、平成18年、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律が改正され、平成19年産から、地域において安定的な生産を行う生産者及び製糖業者に対し、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金を交付する品目別経営安定対策が創設されました。

(品目別経営安定対策の概要)

さとうきびの生産コストと製品である砂糖の販売額のうち農家取り分の差額について、糖度等に基づいて交付金が支払われます。ただし、さとうきびの安定的な生産体制の確立を図る観点から、以下のA1～A5いずれかの要件を満たす者が対象となります。

- A1 認定農業者や特定農業団体等の組織
- A2 1ha以上の収穫面積を有する生産者又は4.5ha以上の収穫面積を有する生産組織
- A3 4.5ha以上の収穫作業を行っている共同利用組織の構成員
- A4 A1～A2に該当する者又は収穫作業面積を4.5ha以上有する受託組織に基幹作業を委託している生産者
- A5 (特例要件) 受託組織がない等の理由がある地域において、特例として3年間(平成19～21年)に限り、地域の生産農家の2分の1以上が参加して組織される担い手育成組織への参加者



(3) 担い手の育成

さとうきびの新たな支援制度の対象者のうち、要件A5の特例組織として設立された「さとうきび生産組合」への参加者は、本則要件を満たす者(要件A1～A4)へと円滑に移行することが必要です。

このため、受け皿である担い手(農業生産法人、作業受託組織等)の育成に向けて、平成20年3月、沖縄総合事務局農林水産部に「さとうきび担い手育成支援チーム」を設置し、県、JAグループが行う担い手組織づくりへの連携、協力を図っています。また、さとうきび及びでん粉原料用かんしょ緊急担い手育成対策事業等の補助事業を活用して、担い手組織への農業用機械等の整備支援を行っています。

(4) さとうきび増産プロジェクトの進捗状況

さとうきびを巡る厳しい情勢に対処し、さとうきびの増産に取り組むため、平成17年10月、農林水産省に「さとうきび増産プロジェクト会議」が設置され、同年12月に「さとうきび増産プロジェクト基本方針」が取りまとめられました。

沖縄の増産計画は、生産条件の整備等を行うことにより、平成27年産までに収穫面積に占める株出栽培の割合を1割増加させるとともに、株出栽培の単収を2割程度向上させ、生産量を94.5万tとすることを目標としています。

近年は、プロジェクトの効果や天候条件に恵まれたことなどから、生産量は、18年産74.1万t、19年産84.8万t、20年産88.1万tと増加しています。

21年産も、一部地域でペイト剤の普及が進んだこと、耕作放棄地の解消が進んだこと、春植え・株出への転換から収穫面積が12,747haと前年より341ha増加したことから、一部で台風や干ばつの影響があったものの、概ね天候にも恵まれ、生産量は87.9万tと、3年連続の豊作となりました。

表 I - 1 沖縄の増産計画

	平成16年産(実績)	平成21年産	平成27年産
生産量(t)	678,967	866,400	945,500
収穫面積(ha)	13,611	13,630	14,235
うち株出栽培面積(ha)	5,740	5,954	7,134
株出面積割合	42%	44%	50%

資料：沖縄県農林水産部「さとうきび及びびん糖生産実績」

沖縄総合事務局としては、今後も、27年産の生産目標である94.5万トンの達成に向けた増産に取り組むとともに、食料・農業・農村基本計画の生産数量目標（平成32年産）を達成するため、各種支援を行っていくこととしています。

（５）機械化の概況

さとうきびの生産において、最も重労働である収穫作業の機械化については、平成10年以降30%台で推移していたが、補助事業等の活用により平成20年には42.7%にまで進展してきています。今後も、ハーベスタの普及が期待されます。

表 I - 2 さとうきび収穫機械化の推移								
	昭和 62年	平成 5年	平成 10年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
総収穫面積 (ha)	22,351	15,924	13,536	13,611	12,485	12,472	12,659	12,406
うちハーベスタ等による収穫面積 (ha)	1,629	3,863	4,364	5,061	4,392	4,721	5,146	5,292
機械収穫率	7.3%	24.3%	32.2%	37.2%	35.2%	37.9%	40.7%	42.7%

資料：沖縄県農林水産部「さとうきび及びびん糖生産実績」



（６）単収の向上方策

さとうきびの収穫量の確保、増加には株出栽培の増大を図る必要があり、株出管理機等による収穫後の管理作業体制の整備のほか、不萌芽の原因となっている土壌害虫（カンシヤクシコメツキ類、アオドウガネ、ケブカアカチャコガネ等の各幼虫）の徹底防除が課題となっています。一方、地下水等の環境保全の観点や自然に優しい農業の推進のため、化学農薬の使用に当たってはドリフト等に注意し、適正な利用に留意する必要があるほか、温暖な気候のため害虫の発生期間が長期にわたることへの対応等防除に関する課題は少なくありません。

こうした中、誘引機能を持つ農薬やフェロモンを組み合わせた新しい防除技術の実証を行い、防除技術を普及させることを目的に国が直接支援する「さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業」が平成19年度から南大東村及び与那国町で実施されました。平成20年度からは宮古島市で実施されています。

新しく開発されたベイト剤は、株出不萌芽の要因であるハリガネムシの誘引殺虫薬として、大きな成果を上げてきています。これらの新たな防除技術により、これまで夏植中心だった地域で、収穫面積の拡大に繋がる春植・株出に取り組む動きも出ています。

また、地域によっては、市町村、関係団体、生産者が一体となって、畜産や水産と連携して、堆肥センターを活用し、堆肥をほ場に散布することにより、さとうきびの単収の向上に大きな成果を上げています。

沖縄総合事務局としても、これらの取組の普及拡大に取り組んでいきます。

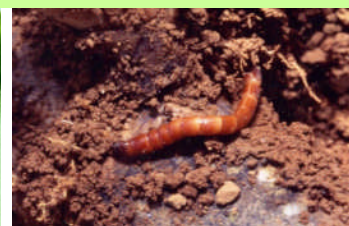
左：フェロモンチューブ、右：畑に設置されたフェロモンチューブ



さとうきびほ場への堆肥の散布



カンシャクシコメツキの成虫（左）と幼虫（ハリガネムシ）（右）



（7）含みつ糖（黒糖）に関する支援

さとうきび生産が小規模な離島においては、分みつ糖工場設置が困難であるため、含みつ糖（黒糖）が生産されています。含みつ糖は、分みつ糖甘味資源関係法令に基づく支援の対象とはなりません。離島経済において果たす役割が大きいことから、沖縄振興特別措置法を基に国及び県において予算を確保し、支援を行っています。

(8) 製糖工場の現状

沖縄には、平成21年度現在、分みつ糖工場 9 社 10 工場、含みつ糖工場 5 社 7 工場が操業しており、雇用・所得創出の場として地域経済において重要な役割を果たしています。

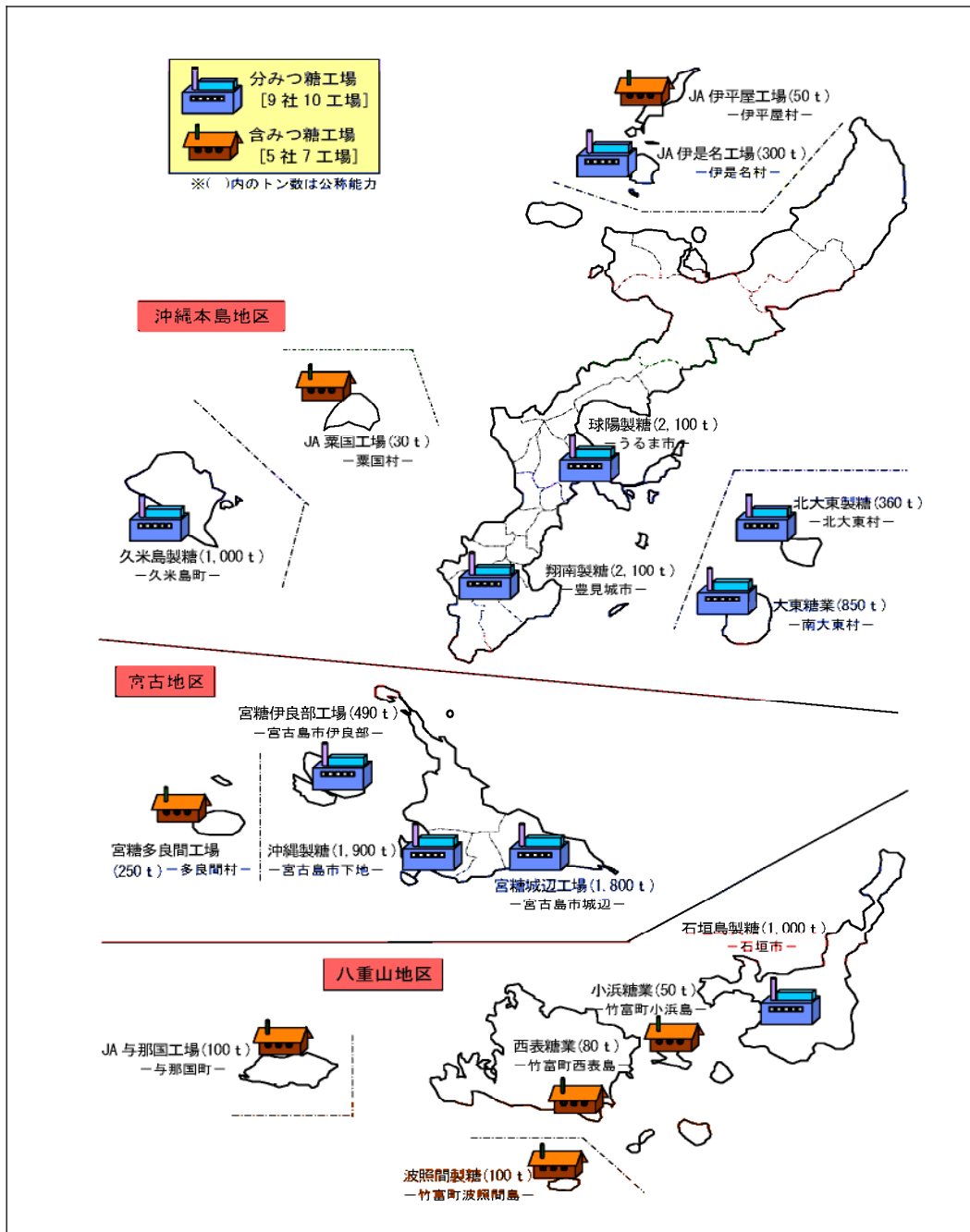
装置型産業として、経営の合理化を図るとともに、工場の稼働率向上のためには安定的な原料の確保が重要です。

表 I - 3 沖縄における製糖工場数の推移

	分みつ糖工場	含みつ糖工場	計
昭和62年	14	7	21
平成5年	13	7	20
10年	11	7	18
15年	11	7	18
16年	10	7	17
21年	10	7	17

資料：沖縄県農林水産部「さとうきび及び甘しゅ糖生産実績」

図 I - 4 沖縄における製糖工場の分布図



第2節 野菜

(1) 作付面積・収穫量

沖縄では、亜熱帯地域の気候特性を活かして、本土産の端境期である冬春期を中心に、ゴーヤー、かぼちゃ、さやいんげん、とうがん等の野菜が生産・出荷されています。特に、ゴーヤーは、平成2年度以降生産量が急増し、高い生産量で推移しています。

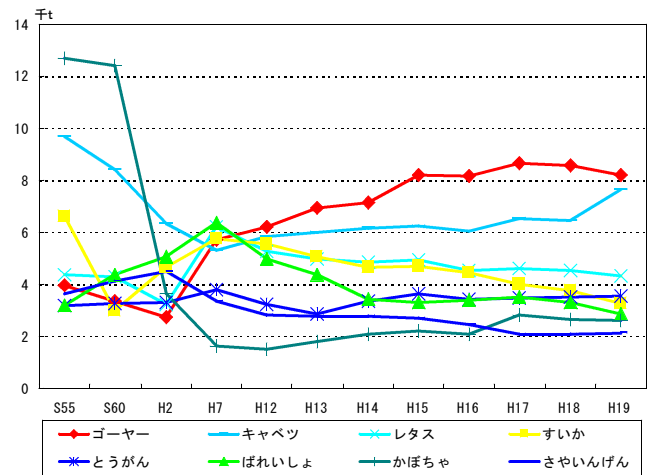
平成19年産の作付面積は2,748ha、収穫量は5万7,882tとなっており、その内訳は、ゴーヤー(8,184t)、キャベツ(7,650t)、レタス(4,320t)、とうがん(3,553t)の順となっています。

図 I - 5 野菜の作付面積及び収穫量の推移



資料：内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」、平成19年から沖縄県農林水産部「農業関係統計」

図 I - 6 主要野菜の生産量の推移



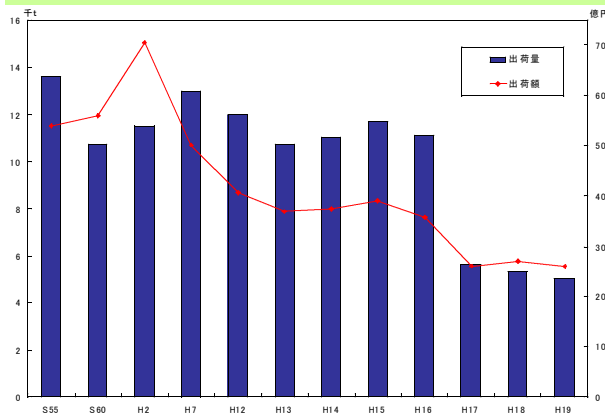
資料：内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」、H19年から農林水産省「作物統計調査 野菜調査」、沖縄県農林水産部「農業関係統計」

(2) 県外出荷の状況

平成19年度の県外出荷量は5,016t、出荷額は26億円となっており、出荷額を品目別にみると、さやいんげんとゴーヤーで全体の約5割を占め、以下、近年注目されている、かぼちゃ、とうがんの順となっています。

ゴーヤーについては、平成5年のウリミバエ根絶以降、県外出荷が増加してきましたが、近年では他産地との競争激化等の要因により、横ばい傾向となっています。そのため、光センサー選果機を整備するなど、高品質なゴーヤーの県外出荷に取り組んでいます。

図 I - 7 県外への出荷量及び出荷額の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」



<事例 I - 1 : 加工・業務需要への対応>

近年、我が国では、食の外部化の進展等に伴い、野菜の需要は加工・業務用の割合が高まるとともに、このような用途をターゲットとして輸入野菜が増加する傾向が続いています。

このような中、農業生産法人（有）グリーンフィールドが、平成18年度にカット野菜等の製造施設を沖縄県中央卸売市場に隣接して整備しました。この施設では、県内外の提携する農場から産地間リレーにより調達した国産青果物を用い、製造工程における安全管理を徹底し、製品を周年・安定的に県内量販店等へ供給しています。

カット野菜施設外観



施設内部の稼働状況



(3) 野菜産地構造改革への取組

① 産地強化計画の策定状況

沖縄総合事務局では、将来にわたり安定的な野菜の生産及び供給を確保するため、担い手の育成・確保を図るとともに、消費者・実需者のニーズに対応した、一層の低コスト化・高付加価値化等を通じて、構造改革の取組を進めるため、JA等が策定し県が認定する「産地強化計画」を推進しています。

平成22年3月現在、沖縄では38産地で計画が策定されており、策定品目は、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、ばれいしょ等19品目に及んでいます。

表 I - 4

産地強化計画の対象品目別戦略タイプ内訳

品目	策定数	戦略タイプ		
		低コスト化	契約取引推進	高付加価値化
ゴーヤー	7	4(57%)	-	3(43%)
さやいんげん	5	3(60%)	-	2(40%)
かぼちゃ	3	2(67%)	-	1(33%)
ばれいしょ	3	-	-	3(100%)
その他	20	7(35%)	5(25%)	9(45%)
計	38	16(42%)	5(13%)	18(47%)

注：()は品目ごとの戦略タイプ別割合。同一産地において、複数の戦略タイプを設定できるため、合計は必ずしも100%にならない。

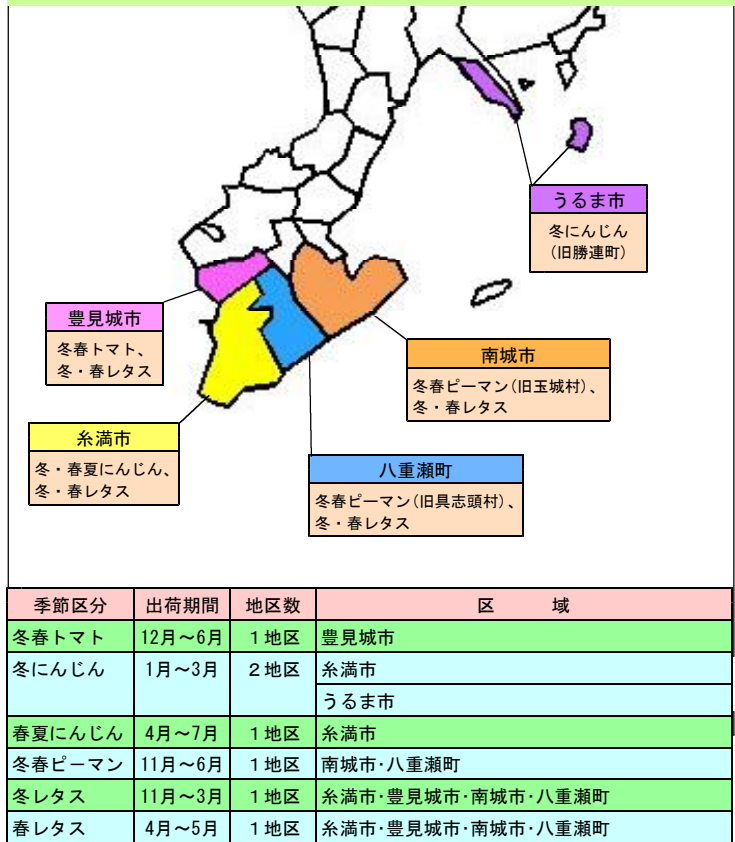
② 野菜指定産地の状況

野菜指定産地とは、指定野菜の種別ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であって、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるものとして、農林水産大臣が指定した地域です。

野菜指定産地に指定されることのメリットとしては、指定産地で生産された指定野菜について、価格が著しく低落した場合等に、生産者補給金等の交付の対象になり得ること等が挙げられます。

平成22年3月末における県内の野菜出荷安定法に基づく野菜指定産地は7産地となっています。

図 I - 8 沖縄県野菜指定産地位置図
(平成22年3月末現在)



③ 今後の課題と取組

沖縄の野菜生産は、県外出荷を狙いとした冬春期を中心に作付けされており、夏秋期は高温多湿、台風襲来等の気象条件により主に果菜類が作付されています。

沖縄県中央卸売市場での取扱量をみると、夏秋期は県産野菜の割合が低いことから、優良品種の開発・普及、地場野菜の生産見直しや栽培技術の向上等により生産拡大を図る必要があります。

また、県外市場に出荷するのに輸送コストが割増になる上、鮮度が落ちるといった課題を抱えています。

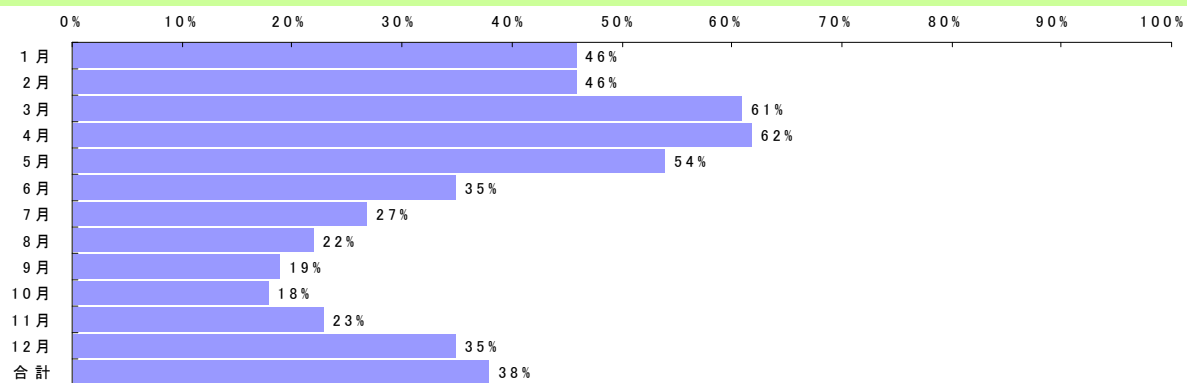
このため、定時・定量・定価・定品質の条件に加え、実需者サイドのニーズに的確に対応した販売戦略を構築することを基本として、

- 耐暑フィルム・防風ネット等を備えた低コストハウスの利用、被害防止施設の整備、栽培技術体系の高位平準化及び機械化による省力化の推進
- 生産・出荷組織の育成による産地の集積化
- 予冷施設の適正配置、冷蔵コンテナの利用による効率的な輸送システム（船舶、航空機、JR鉄道等）の推進等低コスト・品質保持輸送体系の確立
- 輸入野菜が増加していることから、「産地強化計画」による更なる国際競争力に耐えうる産地の育成強化等の推進を図っています。

農作物被害防止施設（アーチ型）



図 I - 9 沖縄県中央卸売市場の野菜取扱量に占める県産野菜の割合（平成20年）



資料：沖縄県中央卸売市場「平成20年市場年報」

第3節 果実

(1) パインアップル

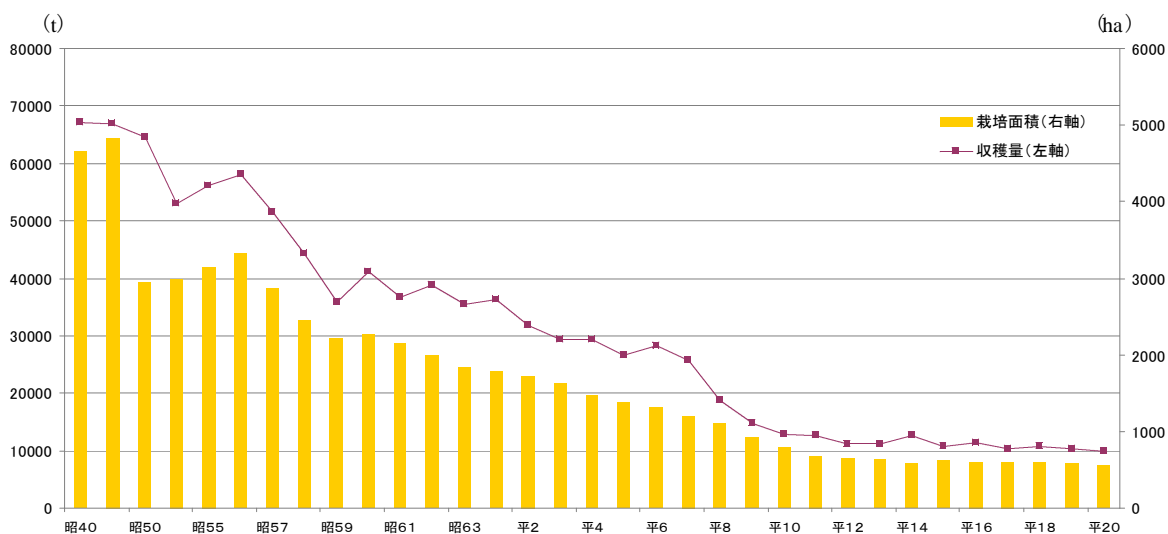
パインアップルは、本島北部、石垣島、西表島等の酸性土壌地域で栽培されており、地域農業の振興を図る上で重要な作物です。また、缶詰等加工向けにも多く出荷されていることから、加工場を含めた関連産業における雇用の創出など、地域経済においても重要な役割を果たしています。

一方、パインアップルを取り巻く情勢は、担い手不足、農業従事者の高齢化、収益性の低下等により生産量が減少傾向で推移しつつあり、缶詰製造量も大幅に減少しています。

このため、平成21年7月、東村が事業主体となって、沖縄北部振興対策事業でパインアップル、シクワシャー等を加工する総合農産加工施設が整備されており、北部地域の果樹農家の経営安定及び生産振興や雇用の確保が図られることが期待されています。

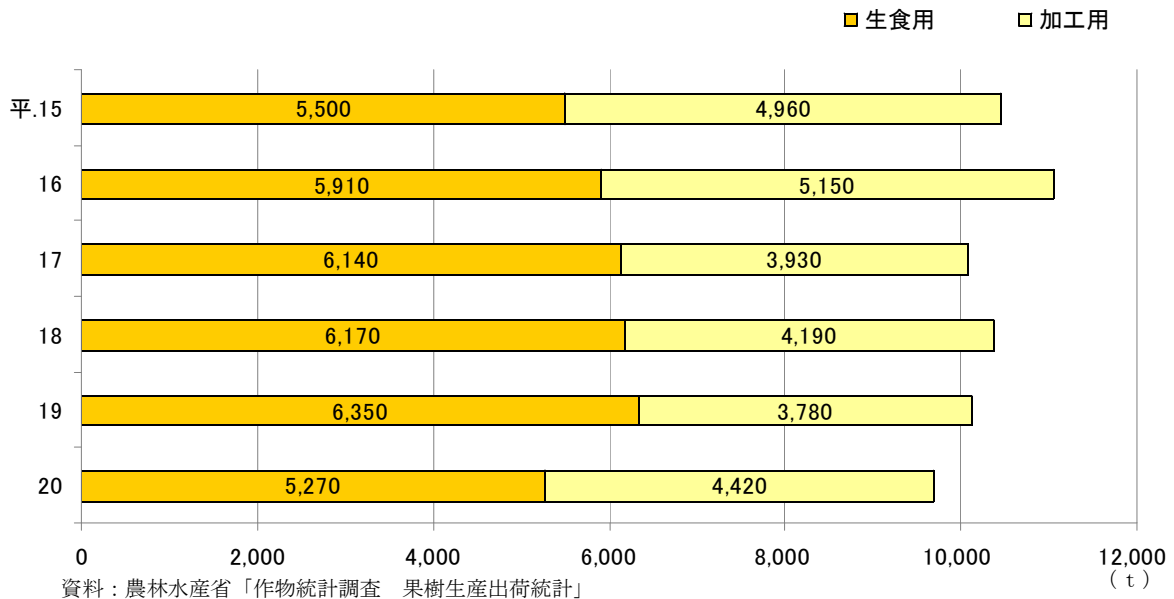


図 I - 10 パインアップルの栽培面積及び収穫量の推移



資料：農林水産省「作物統計調査 果樹生産出荷統計」

図 I-11 パインアップルの生食及び加工向け出荷量の推移



パインアップルについては、担い手の確保、作業の省力化を図るとともに、農作業受託組織の育成による労働力確保、新植用苗の確保も重要となっています。

低温の影響を受け生食用に不向きな秋実の生産が多い地域では、加工用パインについて、①均一な苗や植物成長調整剤を利用した一斉収穫、②苗の植付等の機械化、③農業生産法人の育成等低コスト・省力化生産体系の確立を推進する必要があります。このため、新品種の普及推進、担い手農家の育成等に取り組むとともに、一元集出荷体制の確立と加工用原料の安定的な確保に努めています。

また、夏実を中心とした生食用パインアップルについては、収益性が高く需要が堅調なことから、生産拡大を進めるとともに、新たな販路開拓が重要です。このため、①品質向上生産施設(温室)の導入、②生食用優良品種の育成・普及、③被覆ネットによる日焼け・鳥害防止対策等による高品質生果の生産対策等を推進しています。

品質向上生産施設



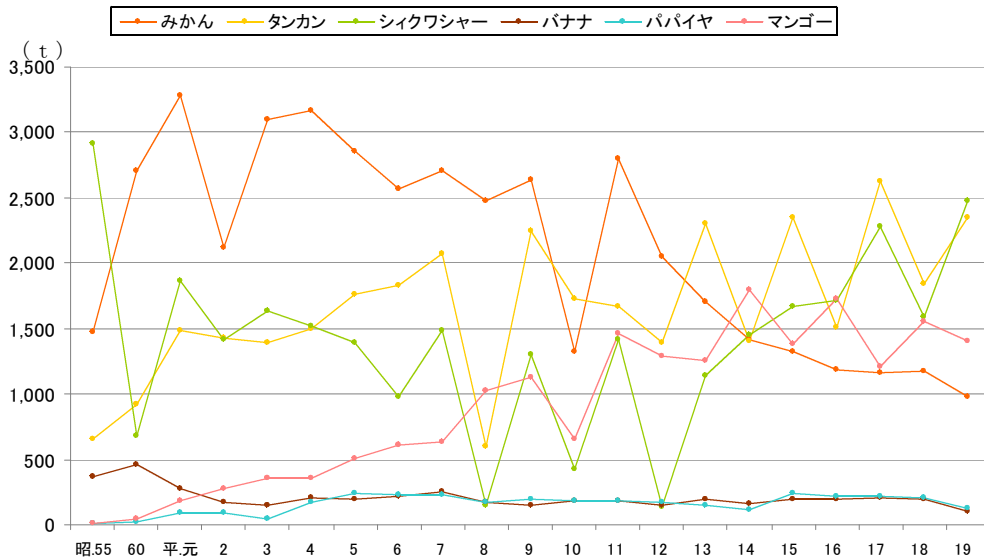
日焼防止及び鳥害防止用被覆ネット



(2) かんきつ類及びその他熱帯果樹

かんきつ類は、タンカン、うんしゅうみかん、シクワシャー等を中心に栽培されています。一方、マンゴー、パパイヤ等の熱帯果樹は、ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶等に伴って増加傾向にあります。

図 I - 12 品目別生産量の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」

かんきつ類については、全体的に生産量、品質とも年次変動（隔年結果）が大きいことから、防風・防鳥等被害防止施設の導入や優良品種の普及等による高品質・安定生産体制に向けた整備が必要です。

パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、アセローラ、スターフルーツ等の熱帯果樹についても、新品目の導入や耐候性及び防風・防鳥等被害防止施設の導入、栽培技術の向上等により、安定供給体制を確立していく必要があります。

特にマンゴーについては、わい化栽培技術の確立や施設栽培技術の確立等により、贈答用高級果実として高値取引されていますが、生産者間の栽培技術格差等に起因した反収・品質のバラツキが大きいと、栽培技術の高度化・平準化を図るとともに、農協等による共販体制の確立及び耐候性ハウス等の施設の導入による沖縄ブランドの確立を図る必要があります。

そのため、沖縄総合事務局では、国産原材料供給力強化対策事業等の補助事業を活用し、かんきつ類や熱帯果樹の安定供給体制構築に向けた施設整備や県産マンゴーのブランド化に向けた技術開発を支援しているところです。



沖縄には、年間550万人以上の観光客が訪れることから、観光客がトロピカルイメージを満喫できる多種多様な熱帯果樹の安定的な供給体制が求められています。そのため、今後は、品目や品種を組み合わせ出荷期間の拡大を図り、年間を通じた高品質の果樹を安定供給できる生産・出荷体制の構築を推進していきます。

第4節 花き

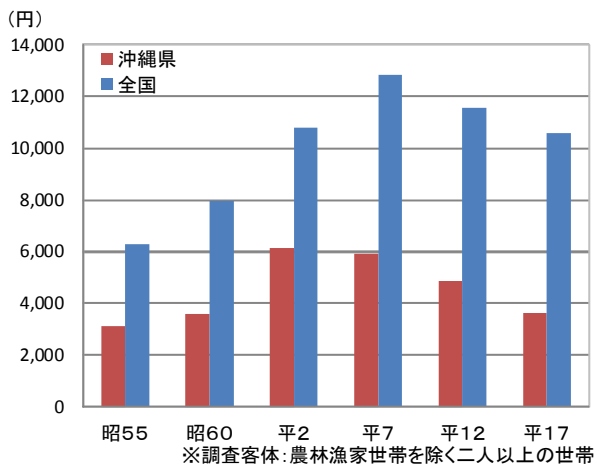
花き生産は、我が国全体の高度経済成長期以降の需要の高まりとともに大きく伸び、沖縄でも、昭和55年前後から、冬春期の温暖な気候を活かした露地栽培の電照ぎくを中心に飛躍的に増加しました。

その結果、沖縄の農業産出額に占める花きの割合は、昭和55年の2%（23億円）から平成20年には13%（119億円）へ、作付面積（切り花）は、昭和55年の0.3%（146ha）から平成20年には3%（1,090ha）へと増加しました。

しかし、近年は景気低迷による需要の減少や安価な外国産花きの輸入増加が影響し、国内の産出額、作付面積は減少傾向にあり、沖縄においても横ばいから減少傾向へ推移しています。

図 I - 13

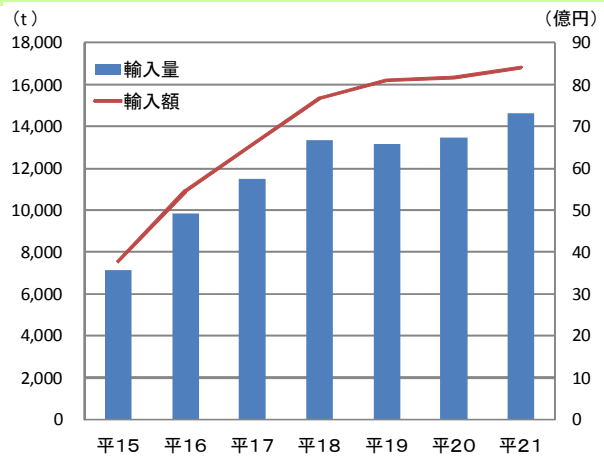
切り花の1世帯当たり年間購入額の推移



資料：総務省「家計調査」

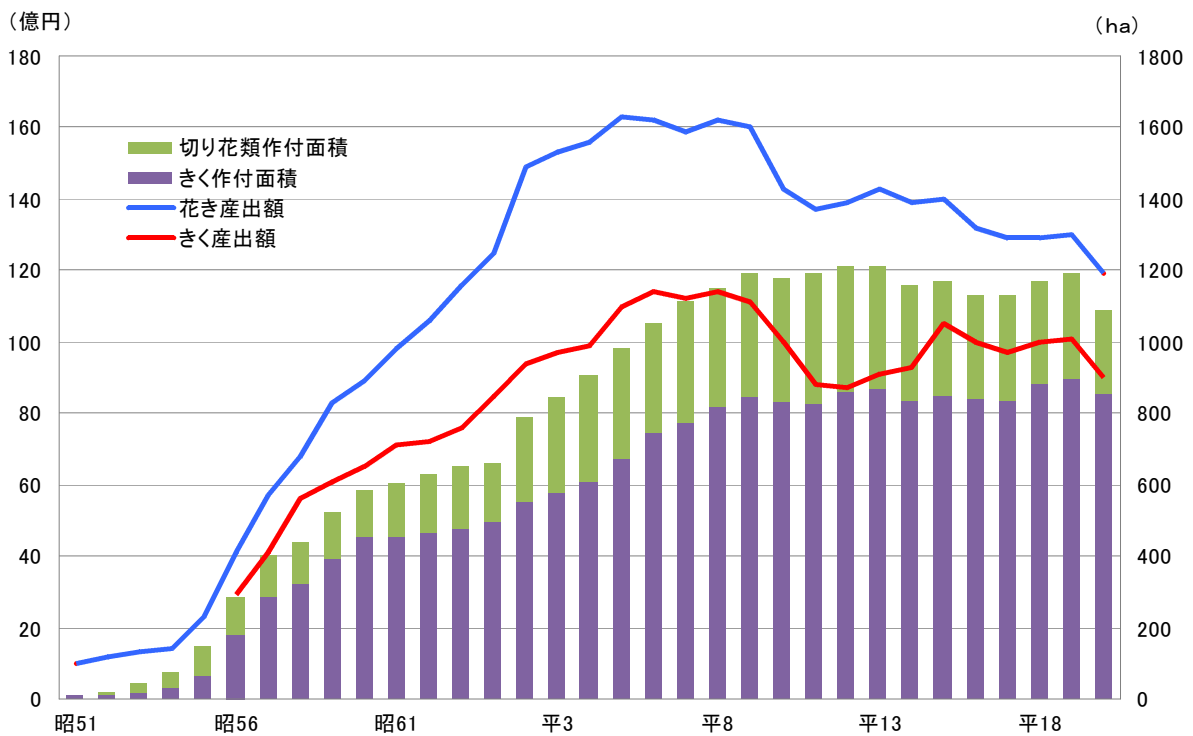
図 I - 14

きく類の輸入量及び輸入額の推移



資料：財務省「貿易統計」

図 I - 15 花き及びきくの農業産出額及び作付面積の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「作物統計調査 花き生産出荷統計」

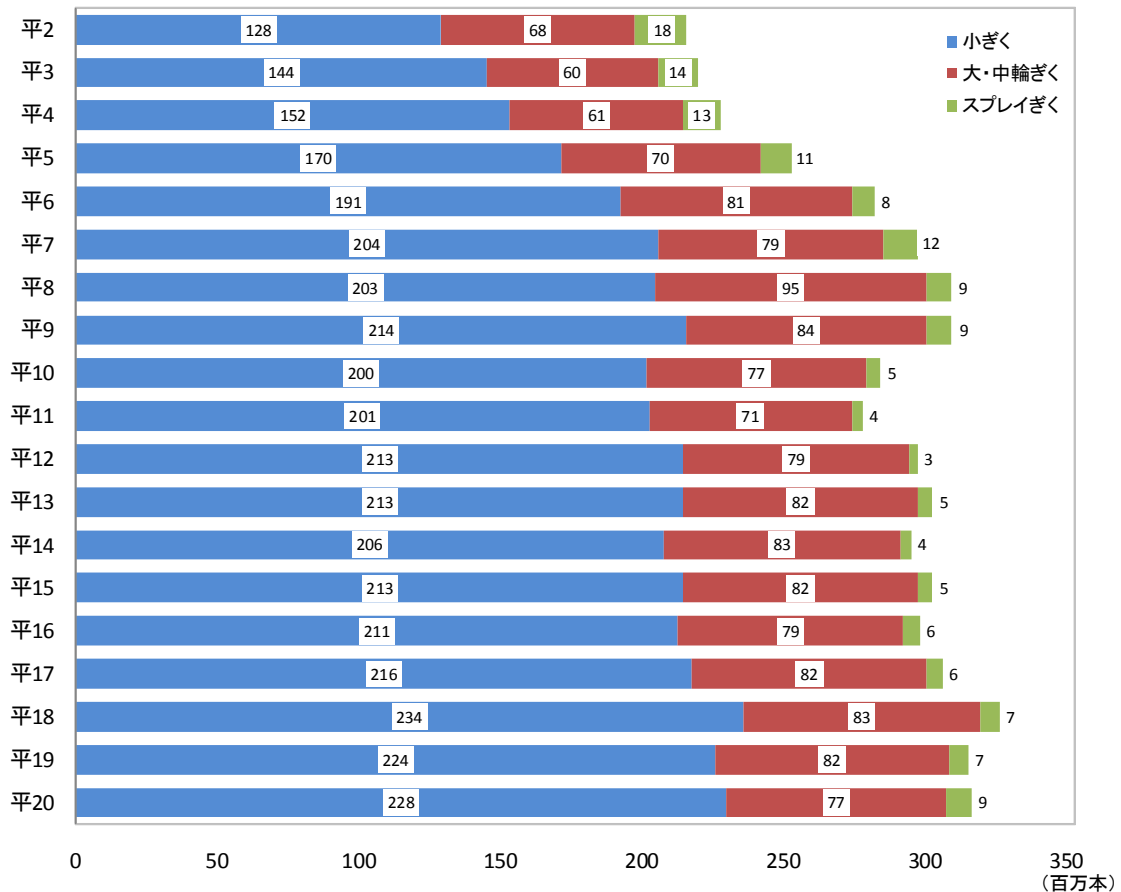
沖縄総合事務局農林水産部「沖縄農林水産統計年報」

(1) きくの出荷量

きくは、仏花としての用途を中心に、需要は彼岸（3、9月）、盆、正月に集中するという特徴があり、沖縄では、本土産地との競争に有利な12、3月の出荷に向けた栽培が中心になっています。

また、きくの我が国全体での取扱金額は935億円（平成20年）で、切り花全体の30%と花きの中でも大きなウエイトを占めています。中でも、沖縄は、きく出荷量の約7割（平成20年）を占める小ぎくで、全国一の出荷量を誇っています（全国の小ぎく出荷量：523百万本）。

図 I - 16 きくの出荷量の推移



資料：農林水産省「作物統計調査 花き生産出荷統計」

(2) 生産振興に向けた取組

沖縄総合事務局では、強い農業づくり交付金等の補助事業を通じ、病害虫や台風等の被害が軽減できる農作物被害防止施設等の整備により、花きの生産振興を進めています。

農作物被害防止施設（平張施設）



第5節 葉たばこ・甘しょ・薬用作物・茶

(1) 葉たばこ

葉たばこは、沖縄本島、伊江島、久米島、宮古島、伊良部島、多良間島、石垣島等で栽培されており、農業産出額は沖縄全体の4.5%を占めています。

平成20年の栽培面積は、1,178haと全国6位ですが、1戸当たりの栽培面積は、専業化やさとうきびとの輪作体系が進み、3.60haで全国1位となり、1戸当たりの販売代金も1,200万円と全国1位です。

表I-5 葉たばこの
収穫面積・収穫量の推移

	収穫面積	収穫量
平成17年	1,247ha	1,850t
平成18年	1,234ha	1,818t
平成19年	1,207ha	2,129t
平成20年	1,178ha	2,108t

資料：沖縄県たばこ耕作組合資料

表I-6 1戸当たり
面積・代金（平成20年）

順位	1戸当たり 面積(ha)		1戸当たり 代金(万円)	
1	沖縄	3.60	沖縄	1,200
2	佐賀	2.67	佐賀	1,037
3	長崎	2.01	静岡	898
4	千葉	1.97	長崎	875
		∴		∴
平均	全国	1.29	全国	535

資料：沖縄県たばこ耕作組合資料

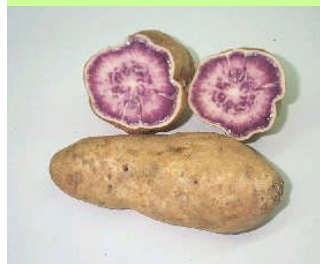
葉たばこの栽培状況



(2) 甘しょ

沖縄での栽培品種は、「備瀬」、「宮農36号」が主であり、果肉が紫色であることから「紅いも」と呼ばれています。ミネラルや食物繊維、ビタミン、天然のポリフェノールが多く含まれていることから、紅いもを原料とした菓子類が近年注目を集めています。

備瀬



表I-7 甘しょの作付面積
・収穫量の推移

	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
平成17年	275	...
平成18年	282	...
平成19年	251	...
平成20年	259	4,270
平成21年	253	...

資料：農林水産省「作物統計調査」

(3) 薬用作物

沖縄における薬用作物は、全国的に消費者の健康食品への嗜好が高まる中で伸び続けており、平成19年産の生産量は、ウコンが53.2t、アロエが44.2tで、それぞれの全国に占める割合は、37.2%、12.9%となっています。

また、近年は、与那国島で、ボタンボウフウ（長命草）の生産が伸びています。

表I-8 ウコン及びアロエの生産量の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
ウコン	62t	78t	66t	53t
アロエ	61t	69t	39t	44t

資料：日本特産農産物協会「薬用作物に関する調査」

(4) 茶

茶は、沖縄本島北部や中部で地域特産物として栽培されており、県外にも出荷されてきました。

なお、沖縄は近年、紅茶の産地としても注目されてきており、うるま市や金武町での今後の生産量の増加が期待されています。

紅茶の栽培状況



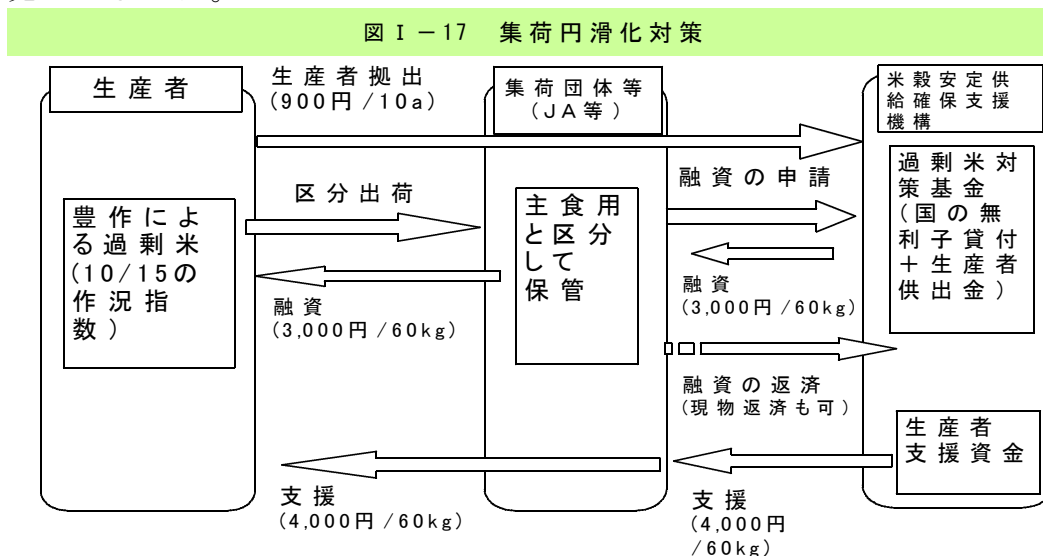
第6節 主要食糧

主要食糧（米・麦）のうち、主食用米については、年間推定県内需要量8万tに対して県内の生産量は3,000t程度となっており、県内自給率は3%余りと極めて低いものとなっています。また、県内産の一部は、超早場米として県外へ出荷されているものの、その他大部分は、農協を通じて出荷され県内で販売消費されています。

なお、県内の米生産は北部離島や八重山等の離島地域で行われており、「集荷円滑化対策」、「稲作構造改革促進交付金」により支援しているところです。その他、主要食糧安定供給のために米麦の輸入も行っています。

（1）集荷円滑化対策

本対策は、米政策改革の一環として取り組まれているもので、豊作により需要を上回る米の生産が行われた場合、過剰米を区分出荷・保管して米の需給の安定を図るものです。沖縄の21年産米については、生産調整方針作成者であるJAおきなわに参加する生産者315人が加入していますが、沖縄では過去6年間（平成16～21年）のうち、平成20年度に本対策の発動実績があり、44,276kgの区分出荷米が発生しました。



（2）稲作構造改革促進交付金

米価下落等影響緩和対策として担い手に対する水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）と、担い手以外の者に対する当面の措置（平成19～21年）として、稲作構造改革促進交付金が措置されています。

県内での状況は、平成21年産の対象者が277人（生産調整実施者で集荷円滑化対策加入者315人から品目横断対策加入者38人を除く）の米価下落時に基準収入と当年産収入の差額の6割7分5厘に対して補てんを行うものです（平成21年度は発動しなかったため、交付金額はなし）。

表 I - 9 稲作構造改革促進交付金交付実績

	平成21年度
農家数 (戸)	277
対象面積 (ha)	544
交付金額 (千円)	0

資料：沖縄総合事務局調べ

(3) 米麦の輸入等動向

- ① 沖縄で利用される琉球泡盛の原料米については、県内の需要に応じて国が輸入しており、輸出国から直接那覇港に陸揚げされ、業者に売り渡されています。中でもタイ米は、昭和47年の本土復帰以前から琉球泡盛の原料として利用されてきたことから、本土復帰後も復帰特別措置により引き続き輸入が行われてきました。その後、ガット・ウルグアイラウンド交渉において、平成7年度からはMA米として輸入が行われています。
- 沖縄における泡盛原料米の利用量は、泡盛の生産量と密接に関連しており、近年2万t程度で推移しています。
- ② 沖縄では、県内で利用される小麦の大部分は輸入に頼っており、中でも主食用として県内で製粉されるものは、アメリカ、カナダ、オーストラリア等から3万5千t前後が輸入され、主に「沖縄そば」や製パン用に利用されています。

表 I - 10 泡盛等原料用タイ米等の輸入量の推移

(単位：t)

会計年度	タイ米うるち米		タイもち米		その他外国産		合計
	丸米	砕米	丸米	砕米	精米	玄米	
平. 17	8,737	11,956	404	0	325	0	21,422
18	6,921	17,750	403	0	434	0	25,508
19	2,809	11,836	402	0	162	0	15,210
20	7,173	14,840 (2,418)	401	0	0	0	22,414 (2,418)
21	18,933 (8,894)	1,154 (1,154)	0	0	0	0	20,087 (10,048)

資料：沖縄総合事務局調べ

注：平成20,21年度の()は、国内移送分以内数

タイ米の積み入れ
作業風景（那覇港）



表 I - 11 主食用小麦の輸入量の推移

会計年度	主食用小麦 (t)
平. 17	36,194
18	37,527
19	37,606
20	34,439
21	34,190

資料：沖縄総合事務局調べ

輸入小麦の搬入荷役風景
（那覇港）



第7節 環境保全型農業の推進

農業は、農産物の供給機能だけでなく、国土や環境の保全などの多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮していくことが重要です。

このため、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進する必要があります。

（1）エコファーマー

環境保全型農業を推進するため、「持続性の高い農業生産方式^{*1}の導入の促進に関する法律」が平成11年7月に施行されました。

農業者は、この法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標等を定めた計画を策定し、都道府県知事の認定を受けることでエコファーマーになることができます。沖縄では、平成22年3月末現在の認定件数が449人で、果菜類、果樹類、葉茎菜類等の栽培で取り組まれています。

表 I - 12 沖縄のエコファーマー認定状況

取組作物	平成22年3月末現在	
	認定件数(人)	比率(%)
水稲	4	0.9
麦類	0	0.0
豆類	0	0.0
いも類	26	5.8
野菜(葉茎菜類)	66	14.7
(果菜類)	187	41.6
(根菜類)	49	10.9
果樹	67	14.9
茶等工芸作物	4	0.9
花き	12	2.7
その他	34	7.6
合計	449	100.0

資料：沖縄県「エコファーマー認定件数調査」

図 I - 18 エコファーマーマーク



※エコファーマーマークは平成15年6月に全国環境保全型農業推進会議によって制定されました。

（2）有機農業

平成18年12月に「有機農業^{*2}の推進に関する法律」が制定され、平成19年4月末には「有機農業の推進に関する基本的な方針」が策定されました。この基本方針は、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備に重点的に取り組むこととしています。

沖縄では、平成20年2月に県・JAが中心となり「沖縄県有機農業推進協議会」を設置し有機農業の普及・推進を図っており、沖縄総合事務局においても農業者や関係者と連携しつつ施策を推進しています。

*1 持続性の高い農業生産方式とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいいます。

① たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高い技術
 ② 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術
 ③ 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術

*2 この法律における「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいいます。

第8節 病虫害防除の課題

(1) 植物防疫における沖縄の位置付け

沖縄は、亜熱帯地域に属し、東南アジア諸国に近いことから、南方系病虫害の飛来、生息が可能であり、また、観光、貿易などの交流による人為的な要因により、南方系の病虫害が侵入し、定着するリスクが大きい環境にあります。

地球温暖化が懸念される中、南方系の病虫害による我が国農業への被害を防ぐためには、まず、沖縄で植物防疫の取組を重点的に実施する必要があり、沖縄への侵入を防ぐことが、我が国全体の農業を守ることとなります。

これまで、南方系の病虫害であるミカンコミバエとウリミバエの沖縄への侵入が大正8年に確認され、ミカンコミバエは昭和4年に、ウリミバエが昭和49年に奄美群島まで侵入が拡大しました。

このため、昭和43年に奄美群島でミカンコミバエの防除を開始し、昭和60年にはウリミバエの防除も開始して、徐々に防除域を南に広げました。

その後、沖縄では、昭和61年にミカンコミバエを、平成5年にウリミバエの根絶を達成しました。その間、国の事業による支援を受け、病虫害の生態や特性の究明、的確な防除のための高度な技術開発を始め、長年に渡り多くの関係者の努力が注がれました。

ウリミバエやミカンコミバエの再侵入を防止するため、県は現在も、ウリミバエの不妊虫の放飼やミカンコミバエ誘殺用のテックス板を設置して防除に努めるとともに、定期的に寄主果実調査とトラップ調査による侵入確認を行っています。

さらに、近年、ナスやトマトなどナス科の果菜類に被害を与える南方系病虫害のナスミバエの侵入・定着が与那国島で確認されました。

ナスミバエは、農業に甚大な被害を及ぼす可能性が高いことから、平成16年以降、県は、発生調査と寄主果実の除去、密度抑圧等のまん延防止の措置を講じています。

また、県は国の事業による支援を受け、ナスミバエの大量増殖・不妊化の技術を確立したことから、平成19年9月からナスミバエの不妊虫を放飼し、本格的な防除を開始し、平成21年も引き続き取り組んでいます。

確認されたナスミバエ



<不妊化したウリミバエの放飼虫のマーキング>

不妊化したウリミバエの放飼虫は、蛍光色素でマーキングすることで、野生虫と区別できるようになっています（トラップ調査で捕獲したウリミバエは、蛍光色素の有無や精巣の状態を確認することで、野生虫か放飼した不妊虫かを判断します。）。

マーキングしたウリミバエ



(写真提供：沖縄県病虫害防除技術センター)

(2) 本土には見られない病害虫の防除

沖縄には、本土では見られないアリモドキゾウムシやイモゾウムシ、カンキツグリーニング病といった病害虫が発生しています。そのため、サツマイモや柑橘類の安定生産、品質の向上を図ることができず、また、植物防疫法により蒸熱処理されたものを除いて生のサツマイモやエンサイの本土への出荷が禁止され、農業だけでなく関連産業の振興にも支障が生じています。

このため、県では国の事業による支援を受け、アリモドキゾウムシやイモゾウムシの防除を久米島及び津堅島で実施し、久米島のアリモドキゾウムシについては、根絶に向けた取組の最終段階を迎えています。

一方、イモゾウムシについては、世界的にも研究が進まず、未だ虫を集めるための性フェロモンの存在すら確認されていない状況となっています。しかし最近になって、ライトトラップの光源の改良が進み、より正確な生息密度の推定が可能となったことから、今後、様々な密度低減技術の現場での効果測定につながるものと期待されています。

沖縄総合事務局では、沖縄地区植物防疫担当者会議を開催して情報提供に努め、補助金の交付等を通じて県の取組を支援しています。



(写真提供：
沖縄県病害虫防除技術センター)



(うるま市津堅島)



(3) 地域が一体となった防除の推進

近年、沖縄においても昆虫により伝搬される病害が問題となっています。中でも、ミカンキジラミにより伝搬されるカンキツグリーニング病は、病気を媒介する虫が沖縄全域に生息しており防除を困難にしています。防除効果を高めるためには、罹病樹の除去、ミカンキジラミの発生抑圧を行うなど総合的な対策を地域全体で同時に講じる必要があります。

沖縄総合事務局では、消費・安全対策の交付金の交付を通じ沖縄県が取組んでいるカンキツグリーニング病対策事業等の支援をしているところです。シイクワシャーの主要な産地である大宜味村では、平成19年11月に村、JA、生産農家及び地域住民が構成員となった「カンキツグリーニング病対策本部」が設立され、地域を挙げて防除に向けた取組を開始したところです。



また南大東村、宮古島市、与那国町では、さとうきびの害虫であるカンシヤクシコメツキ、アオドウガネ、ケブカアカチャコガネ等の防除のため、誘殺灯、性フェロモンによる交信かく乱やトラップ、誘引剤含有農薬等を活用し、環境に優しい防除体系が構築されつつあります。最近では、当該地域の害虫被害が軽減し、農家の防除費用の負担が減っただけでなく、さとうきびの増産につながり、経営面も大きく改善するなど、地域一体となった防除の取組が実を結んでいます。

今後とも、病虫害の防除に当たっては、地域が一体となって、地域主導による防除対策の取組を強化することに大きな期待が寄せられています。

(4) 亜熱帯性の多様な作物への対策

沖縄では、温暖な気候条件を活かしてマンゴーやパパイヤ、ゴーヤーなど亜熱帯性の多様な作物が生産され、本土の消費者から高い関心が寄せられています。

しかし、こうした作物は全国的に生産量が少ないことから、これらを対象として使用できる登録農薬の種類が少ないため病虫害防除を効率的、効果的に進めることができない状況にあります。

このことから沖縄総合事務局は、県をはじめ、各関係機関と連携して、沖縄の多様な作物に対する農薬登録の取組を支援しています。

第9節 農作業事故の防止の推進

農作業中の死亡事故は、全国では毎年400件程度発生しており、その数が減少していないことから、大きな問題となっております。

沖縄では、平成21年に1件、20年に0件でしたが、平成19年には7件の死亡事故が発生しました。平成19年の7件の死亡事故のうち、4件は65歳以上の高齢者で、ショベルカー、トラクター、耕耘機の作業中などに生じたものです。

昭和47年の復帰以降、これまでに121件の死亡事故が発生しており、基幹作物のさとうきびの収穫、春植えを行う2月から5月が繁忙期であり、この期間に全体の5割弱が発生しています。また、60歳以上の高齢者が全体の6割を占めています。

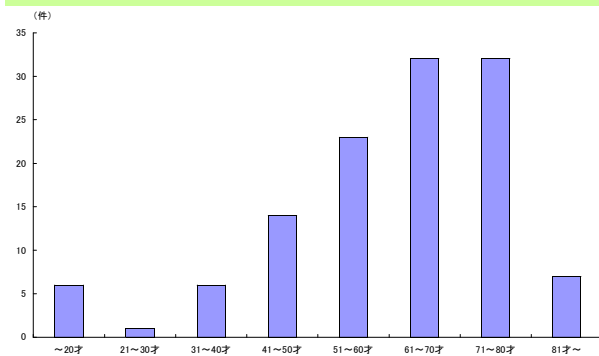
死亡事故の発生状況としては、トラクター、耕耘機などの農業機械の作業中のものが全体の5割を占めており、高齢者の農業機械での作業中の農作業事故をいかに防止するかが大きな課題となっております。

県では、農業機械の利用技能の向上と安全対策を組織的に推進するため、農業機械士協会との連携のもと、毎年5月と11月を農作業安全運動月間として定め、広く県民に、特に農家に対して安全意識の啓発を図っています。ポスター配布、県広報（電光広報塔、ラジオ、HP等）、JA広報誌を活用した安全意識の啓発・普及を行っています。

沖縄総合事務局では、県、沖縄県農業機械化推進協議会が行う安全講習会、啓発活動等の「農作業安全運動」について、農作業安全推進のためのポスター、パンフレットの配布等について支援を実施しています。

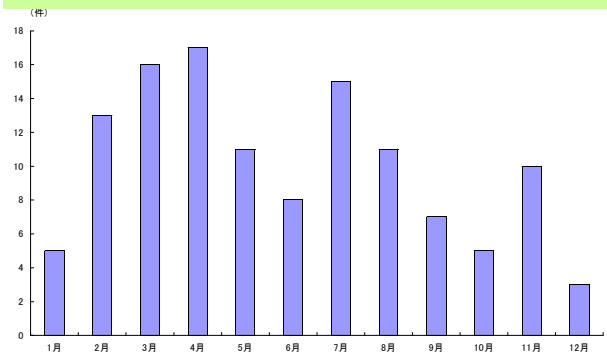
また、万が一事故が発生した場合に備えて、県、農業機械士協会においては、トラクター傷害共済への加入促進に取り組んでいます。全国で1,723件の加入のうち、沖縄では194件の加入があり、加入が進んでいますが、まだまだ未加入の方もあり、今後とも加入促進を進めていくことが必要となっております。

図 I - 19 年齢別死亡件数（昭和47～平成19年）



資料：沖縄県糖業農産課「沖縄県の農業機械」

図 I - 20 月別死亡件数（昭和47～平成19年）



資料：沖縄県糖業農産課「沖縄県の農業機械」

安全講習会の様子



第10節 鳥獣被害対策の取組

(1) 沖縄における鳥獣被害の現状

野生鳥獣による農作物等への被害は、近年、生息域の拡大等により全国的に深刻化しています。

沖縄における被害は、最近5年間は2億円前後です。本島北部地域でのカラスやイノシシによるパインアップル及びタンカン等への食害、本島南部地域でのシロガシラによるレタス、スイートコーン等への食害等が発生しています。沖縄では鳥類による被害が多いことが特徴で、農業生産振興の妨げとなっています。

表 I-13 主な鳥獣被害の状況(平成20年)

鳥獣名	被害農作物	被害面積 (ha)	被害金額 (百万円)
カラス	パイン、タンカン等	74	82
シロガシラ	レタス、スイートコーン、タンカン等	39	44
ネズミ	カボチャ、さとうきび等	43	19
コウモリ	タンカン、ミカン	4	17
イノシシ	パイン、タンカン、さとうきび等	19	15
その他	野菜、果樹等	38	22
合計		217	199

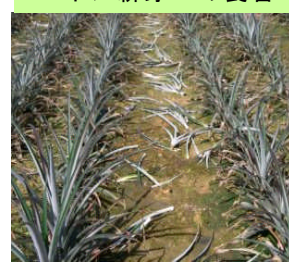
資料：沖縄県営農支援課調べ

カラスによる
パインへの食害



写真提供：東村役場

イノシシによる
パイン新芽への食害



(2) 被害防止対策の取組

沖縄総合事務局では、これまで、カラスやイノシシ等によるタンカン等柑橘類への被害を防止するため、沖縄北部特別振興対策事業等を活用して約30haの平張網掛施設(防鳥ネット)を整備しました。

県では、柑橘類の鳥害防止を図るため、平成13年度から県単独事業により簡易平張施設を約15ha整備するとともに、平成17年度からはパインアップルの被害防止対策として、個体数調整を行うためのカラス捕獲器を9基導入しました。

東村では、独自の取組として、漁業者等と連携して使用しなくなったモズク網を譲り受け、イノシシ用の防網柵として有効利用しています。

カラス捕獲器の設置
状況(名護市)



もずく網を再利用した
イノシシ用防網柵(東村)



(3) 鳥獣害防止総合対策事業による支援

平成20年2月、鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえて、被害防止計画を作成した市町村等に対して個体数調整、防護柵・緩衝帯設置の取組を国が支援すること等を内容とする鳥獣被害防止特措法が施行されました。

沖縄においても、本島北部地域を中心としたカラスやイノシシの個体数調整、本島南部のシロガシラの個体数調整の取組に対して支援しました(平成20年度は6協議会・11市町村、21年度は8協議会・13市町村)。

平成21年度は公募により国から協議会等に直接支援を行い、8つの地域でこうした取組が行われました。

表 I - 14 事業実施協議会

年度	協議会名	対象鳥獣
平成 21年度	沖縄本島南部地区野生鳥獣被害対策協議会	シロガシラ
	国頭村有害鳥獣対策協議会	カラス、イノシシ
	東村有害鳥獣対策協議会	カラス、イノシシ
	今帰仁村有害鳥獣対策協議会	カラス、シロガシラ
	本部町有害鳥獣対策協議会	カラス
	名護市有害鳥獣対策協議会	カラス
	石垣市有害鳥獣対策協議会	カラス、イノシシ
	北大東村有害鳥獣対策推進協議会	キジ

※沖縄本島南部地区野生鳥獣被害対策協議会は、那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町の6市町で広域実施

第2章 畜産業の振興



<p>左上： 肥育牛の放牧風景（石垣市）</p>	<p>右上： アグー豚（名護市北部農林高校）</p>
<p>左下： 出荷間近の子牛（石垣市）</p>	<p>右下： 山羊（ザーネン種） <small>きたなかぐすく</small> （北中城村北上原）</p>

第1節 畜産

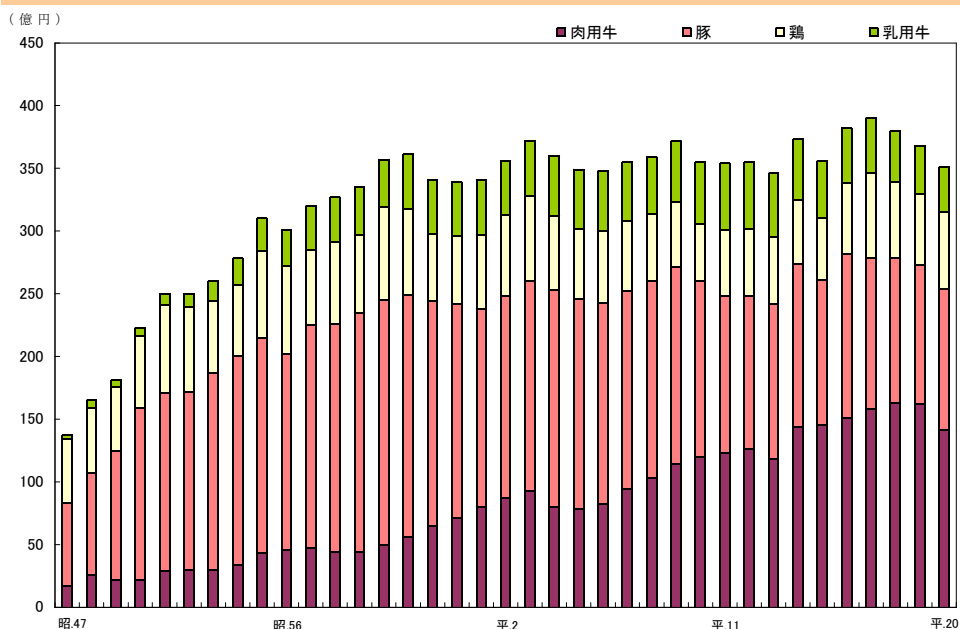
沖縄の畜産業は、本土復帰以降、順調な発展を遂げ、現在では、農業産出額の約4割を占めるなど、沖縄農業の中で重要な地位を占めています。平成20年の産出額を畜種別に見ると、肉用牛が141億円で最も多く、次いで豚が113億円、鶏が61億円、乳用牛が36億円となっています。

肉用牛は、本土復帰直後と比較して大きく伸びていますが、その理由は、

- ① 食生活の変化による牛肉需要の高まりや子牛の価格安定対策等により子牛の飼養頭数が増大したこと
- ② 草地基盤整備が進められ、亜熱帯性気候を活かした生産性の高い飼料生産が展開できたこと
- ③ 機械化やコントラクター（農作業受託組織）等の活用により、投入する労働力を大幅に軽減できたこと

等によるものです。

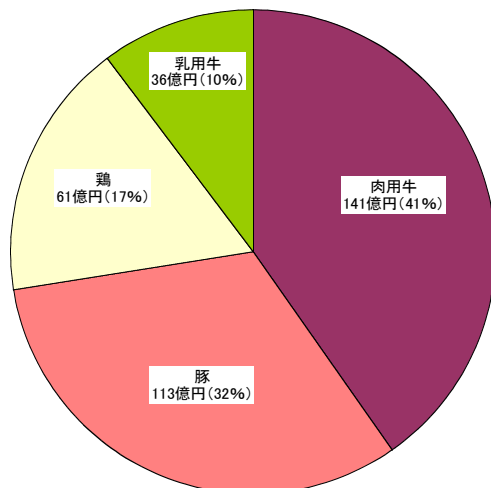
図Ⅱ-1 畜種別産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図Ⅱ-2

畜産業の産出額に占める畜種別割合（平成20年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

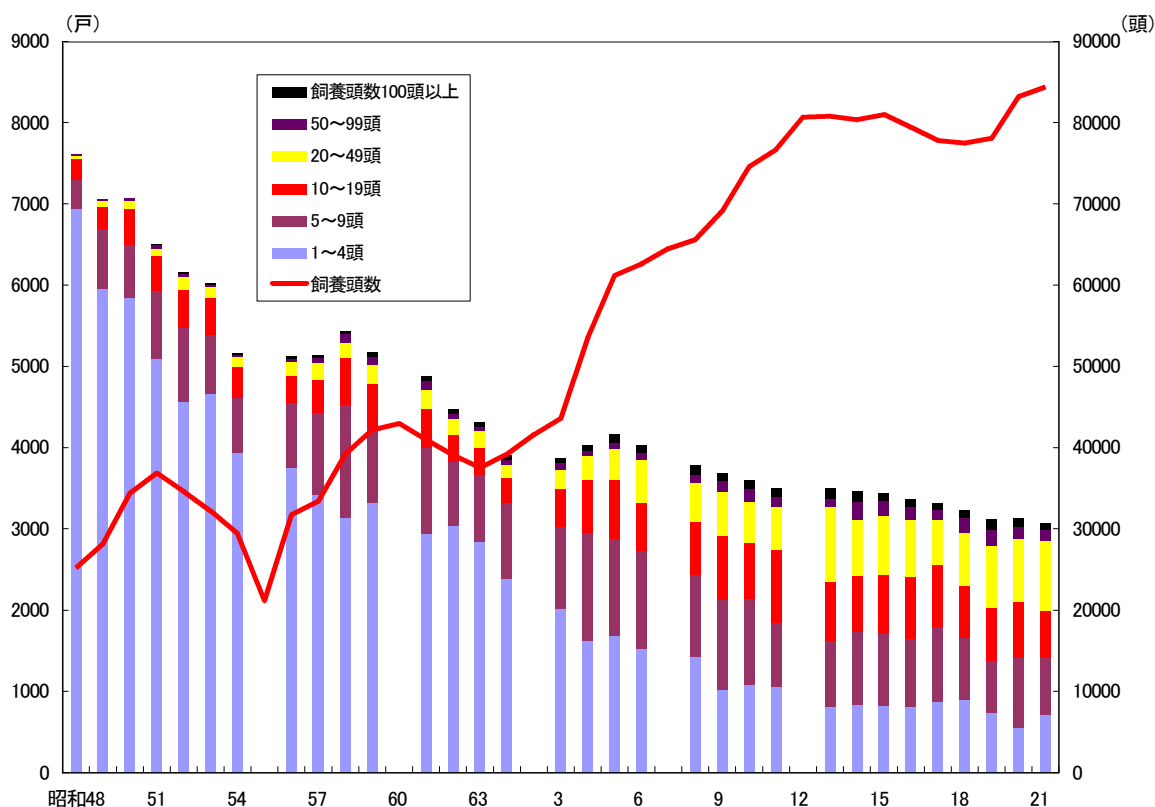
(1) 肉用牛

肉用牛については、価格安定対策等の諸施策の実施、飼料生産基盤や施設の整備が進んだことや温暖な気候を活かして牧草の単収が高いこと等から飼養規模の拡大が進み、飼養頭数が増加する一方、飼養戸数は、後継者問題等から小規模層（飼養頭数1～4頭）を中心に減少しています。

1戸当たり飼養頭数は、平成21年で27.6頭と全国の37.8頭を下回っています。また、子とり用雌牛の割合は約60%と、全国に比べ高く、繁殖牛経営が多いのが特徴となっています。

県では、平成22年3月末時点で石垣市、宮古島市、伊江村を肉用牛の拠点産地として認定しています。これら拠点産地の形成を通じて肥育農家の育成や子牛の資質向上を図ることで、「おきなわ和牛」のブランド化の確立を推進しています。

図Ⅱ－3 肉用牛の頭数規模別飼養戸数及び飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計調査」

表Ⅱ－1 飼養戸数等の比較（平成21年）

(単位：戸、頭、頭)

	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり飼養頭数
沖縄	3,070	84,700	27.6
全国	77,300	2,923,000	37.8

	飼養頭数	子とり用雌牛飼養頭数	子とり用雌牛の割合
沖縄	84,700	50,400	59.5
全国	2,923,000	681,200	23.6

資料：農林水産省「畜産統計調査」

なお、おきなわ和牛のブランド化の確立には、全国的に知名度の高い優良種雄牛の造成が不可欠なことから、沖縄県畜産研究センター（今帰仁村）では、産肉能力の検定（産肉能力直接検定、現場後代検定）等を活用して、優良種雄牛の造成を行っています。

<優良種雄牛：北福波>

北福波は宮古島市が産地であり、沖縄県畜産研究センターで育成された種雄牛です。

産肉能力間接検定において、脂肪交雑（BMS）3.3、肉質面ではバラツキの少ない斉一性が確保され、高い肉質と肉量を兼ね備えています。

山形県共進会にて息牛、産子が優秀な枝肉成績で2年連続チャンピオン賞を受賞しています。

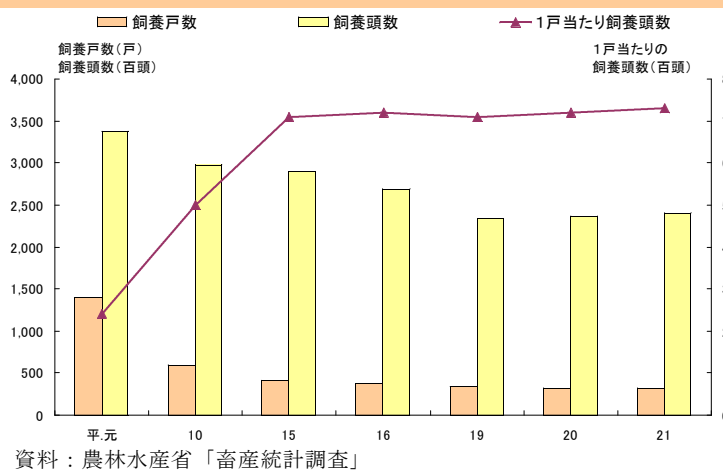


(2) 豚

豚の飼養戸数は、昭和48年の17,300戸をピークとして、小規模飼養層を中心に大幅に減少しており、平成21年は330戸となっています。混住化の進展等を背景とした畜産環境問題、家畜排せつ物法*1の施行、高齢化及び厳しい経営状況等が背景にあります。

また、飼養頭数についても、近年は減少傾向にあり、平成21年は240,700頭、1戸当たりの飼養頭数は、729頭と全国（1,437頭）に比べても低い状況にあります。

図Ⅱ-4 豚の飼養戸数及び飼養頭数の推移



表Ⅱ-2 飼養戸数等の比較（平成21年）

(単位：戸、頭、頭)

	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり飼養頭数
沖縄	330	240,700	729
全国	6,890	9,899,000	1,437

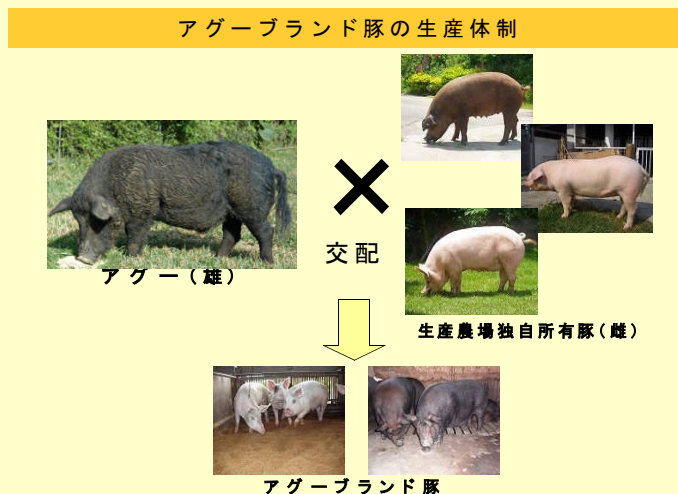
資料：農林水産省「畜産統計調査」

*1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律112号）

<戦略品種：アグーブランド豚>

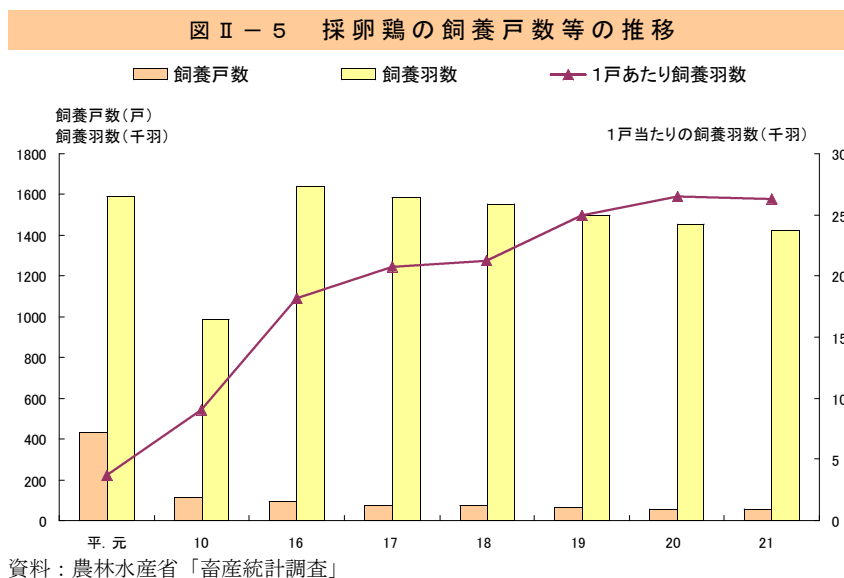
沖縄では、豚肉を中心とした食文化があり、戦前まで飼育されていた「琉球在来豚（アグー）」が、古くから沖縄の食文化を支えてきましたが、近親交配による繁殖能力の低下等から、戦後は繁殖能力が高く、肉量の多いランドレース種等の品種に移行したため、アグーの飼養頭数は激減し、雑種化も進みました。

しかしながら、近年、約10年をかけて戻し交配を行い、戦前に近い形質を備えたアグーの復元を行いました。肉質に優れるアグーを活用した安心・安全・高品質なアグーブランド豚として販売するため、「おきなわブランド豚推進協議会」を設置し、アグーの登録を推進するとともに、指定種豚及び指定生産農場を認定するなど供給体制の構築が進められています。



(3) 鶏

採卵鶏については、後継者不足や環境問題等から、飼養戸数は減少傾向で推移しており、平成21年は54戸となっています。飼養羽数についても近年減少傾向で推移しており、平成21年は1,421千羽となっています。また、1戸当たりの飼養羽数は、26千羽と全国（57千羽）の半分以下となっています。



表Ⅱ-3 飼養戸数等の比較（平成21年）

（単位：戸、千羽、千羽）

	飼養戸数	飼養羽数	1戸あたり飼養羽数（千羽）
沖縄	54	1,421	26.3
全国	3,110	178,208	57.3

資料：農林水産省「畜産統計調査」

(4) 乳用牛

乳用牛については、特に牛乳の消費が低迷し、平成20年の飲用牛乳等の生産量が33,610klとなっていること、昨今の配合飼料価格等の高騰により経営の継続が困難となっていることから、飼養戸数、飼養頭数ともに減少傾向で推移しており、平成21年の飼養戸数は98戸、飼養頭数は5,040頭となっており、1戸当たり飼養頭数は51頭と全国（65頭）に比べて低い状況になっています。

今後とも、需要動向に即した生乳生産及び生産性向上、消費拡大に取り組む必要があります。

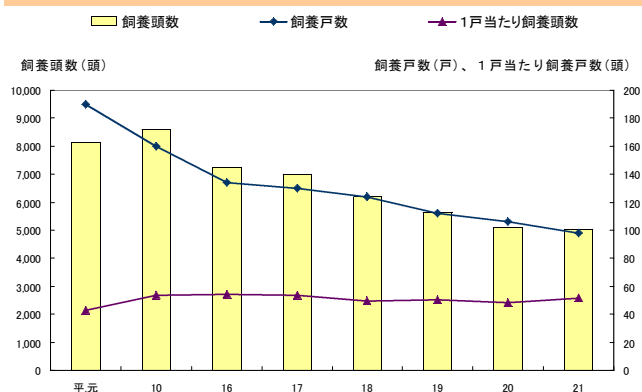
表Ⅱ-4
沖縄における飲用牛乳等の生産量

(単位: kl)

	飲用牛乳等		
	計	牛乳	加工乳
平. 20(全国)	3,950,584	3,508,968	441,616
平. 20	33,610	23,716	9,894
19	35,294	25,692	9,602
18	36,631	26,765	9,866
17	37,613	27,697	9,916
16	38,205	28,889	9,316

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計調査」
注：加工乳は、成分調整牛乳を含む。

図Ⅱ-6 沖縄における乳用牛の飼養戸数、飼養頭数及び1戸当たり飼養頭数



資料：農林水産省「畜産統計調査」

(5) 山羊

沖縄では、山羊は、古くから続く山羊肉の食文化がありますが、生産者の高齢化や低価格山羊肉の輸入などにより、平成20年には9,700頭まで減少しています。

このため、県では、乳用種であった県内在来山羊について、肉専用種の導入による改良及び増頭を図るため、平成21年度より沖縄特別振興対策事業を活用し、おきなわ山羊振興活性化事業に3カ年計画で取り組んでいます。

県内に導入された肉専用種（ボア種）



(6) みつばち

みつばちは、我が国全体で飼養ほう群数が減少傾向にありますが、沖縄は温暖な気候を利用した新たな飼養地として、全国的にも注目されています。

みつばちは、1匹の女王蜂と数万匹の働き蜂、数千匹の雄蜂で1つの「ほう群」を構成しますが、平成22年1月で、沖縄での飼養頭数は4,166ほう群と、前年の2,927ほう群から大きく増加しています。

みつばちの巣箱



第2節 耕畜連携の取組

耕畜連携とは、耕種農家と畜産農家が連携し、耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、畜産農家へ耕種農家が生産した飼料を提供したりするなどの取組をいいます。

沖縄においても、耕畜連携による資源循環型農業に向けた取組が行われています(事例Ⅱ-1)。

<事例Ⅱ-1：金武町における耕畜連携の取組>

金武町では従来から養豚が盛んでしたが、多量な豚の排せつ物の処理が課題となっていました。一方、さとうきび栽培等において有機物施肥が課題となっていたところ、金武町が家畜ふん尿処理施設、バキュームカーを整備し、豚尿を液肥として処理できるようにしました。さらに、金武町が養豚農家とさとうきび等の耕種農家との仲介を行うこととしました。具体的には、以下の手順により、耕畜連携が行われています。

- ① 金武町は、地域から選抜したバキュームカー運転手と委託契約を締結する。
- ② 養豚農家は、バキュームカー運転手に汲み取りを依頼し、代金(500円/台(3t程度))は役場に支払う。
- ③ 養豚農家から汲み取り依頼を受けたバキュームカー運転手は、畜産農家の尿だめから豚尿を汲み取り、町の家畜ふん尿処理施設に運び入れる。
- ④ 耕種農家は、液肥が必要な時に、直接バキュームカー運転手に液肥の散布を依頼(無料)する。
- ⑤ 耕種農家から依頼を受けたバキュームカー運転手は、家畜ふん尿処理施設から液肥(豚尿を処理したもの)を汲み上げ、発注農家のほ場へ散布する。

なお、平成20年度の実績で、延べ約4,600台(約14,000t)分の豚尿が、町内のさとうきび、田芋、花き、草地等のほ場へ供給されています。

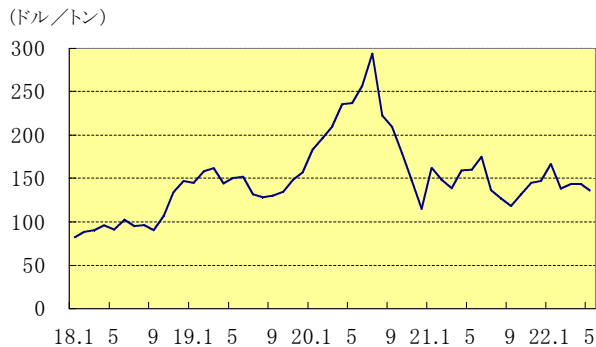


第3節 畜産物生産コストの上昇と飼料自給率向上の取組

(1) とうもろこしの国際価格高騰と配合飼料価格の高騰

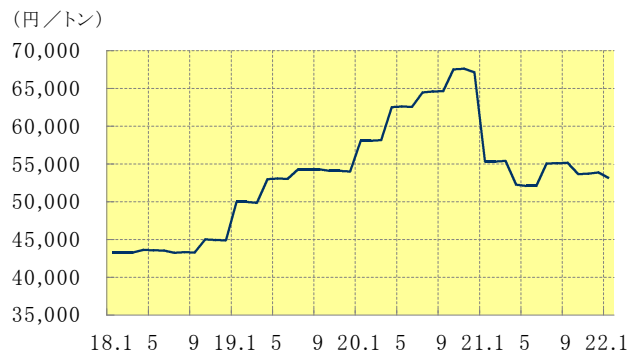
我が国は、配合飼料の主原料であるとうもろこしのほとんどを米国からの輸入に依存しています*1。このため、米国におけるとうもろこしのバイオエタノール仕向け量の増加等によるとうもろこし価格の高騰や、海上運賃の上昇等によって、配合飼料価格は上昇しました。最近では下落傾向にあるものの、依然として高値の水準にあります。

図Ⅱ-7 とうもろこしの国際価格の推移



資料：農林水産省大臣官房食料安全保障課作成資料
注：価格は、シカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格。

図Ⅱ-8 配合飼料価格の推移

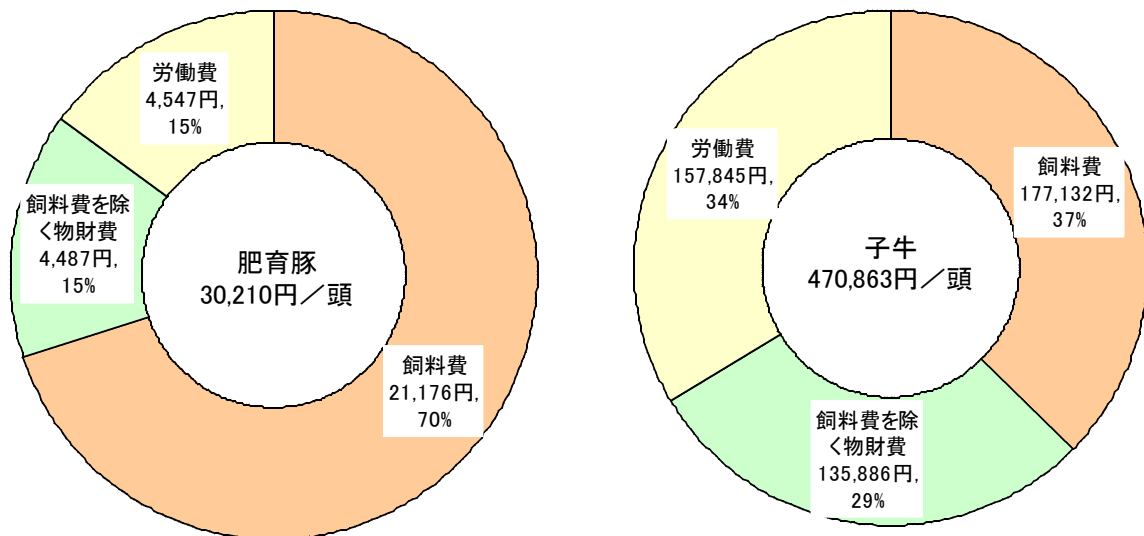


資料：社団法人配合飼料価格安定機構「配合飼料価格動向」

(2) 配合飼料価格の高騰の影響

畜産経営においては、品質の向上、増体を目的として、とうもろこし等高タンパク穀物を含む濃厚飼料（配合飼料）が主要な餌となっています。生産費における飼料費は、養豚で7割を占め、子牛のように牧草等の粗飼料を主餌とする畜種でも4割近くになっています。このため、平成18年以降の配合飼料価格の上昇は、畜産経営を大きく圧迫しています。

図Ⅱ-9 畜産物生産費（費用合計）に占める飼料費等の内訳（平成20年度）



資料：農林水産省「農業経営統計調査 子牛生産費統計」「農業経営統計調査 肥育豚生産費統計」

*1 我が国のとうもろこしの輸入相手国とその占める割合は、①米国（93.4%）、②中国（3.7%）、③アルゼンチン（2.4%）です（財務省「貿易統計」）。

(3) 沖縄における畜産物生産コスト上昇対策

沖縄総合事務局では、生産者、農業団体、消費者団体及び県等を構成員とした「沖縄地域配合飼料価格上昇対策会議」を平成19年度から年2回開催し、家畜生産性の向上、自給飼料の増産、エコフィード等未利用資源の活用等を内容とする計画の策定及び検証を行っています。

また、飼料価格の高騰等の情勢や生産者の取組について、関係者や消費者への理解醸成のための説明会を平成19年度から開催してきました。

平成21年度は、関係団体の取組状況と生産性向上に向けた取組の事例報告を行うとともに、これらの事例集を作成し、畜産農家等へ配布しました。

(4) 自給飼料の増産に向けた取組

配合飼料価格が高水準で推移している現状においては、輸入飼料に依存せず、国内の飼料自給力を高めていくことが喫緊の課題となっています。

沖縄における平成18年度の飼料自給率は、温暖な気候を活かして粗飼料が87%と全国(77%)より高い一方、濃厚飼料は4%と全国(10%)より低い状況です。

① 自給飼料の生産拡大

自給飼料の生産拡大については、復帰以降、肉用牛の生産振興を目的として、八重山地域を中心に草地開発整備事業等が逐次実施されたことから、飼料作物の作付面積は年々拡大し、平成21年産では5,860haとなっています。これらのほとんどが牧草です。

また、沖縄は、気候が温暖なことから牧草の生育が早く、生育可能期間も長いこと、平成21年産牧草の10a当たり収量は11.5トンと全国の約3.2倍となっています。

牧草(ネピアグラス)の収穫



さとうきび^{しょうとうぶ}梢頭部の収穫



② 食品循環資源の飼料化(エコフィード)の推進

濃厚飼料の自給率向上を図るため、食品残さ等を飼料化する取組が重要となっています。

沖縄においても、食品残さ等の飼料化を推進するため、平成17年8月に畜産や食品産業関係団体を中心とした「沖縄地域食品残さ等飼料化推進協議会」が設置され、エコフィード推進のための普及・啓発、セミナー、勉強会の開催等が行われております。

平成21年度には「沖縄地域エコフィード推進協議会」と名称変更し、飼料化事業所での現地検討会や取組事例集の作成、配布等の取組が行われています。

泡盛粕を混ぜた飼料の給餌



第4節 畜産環境対策の取組

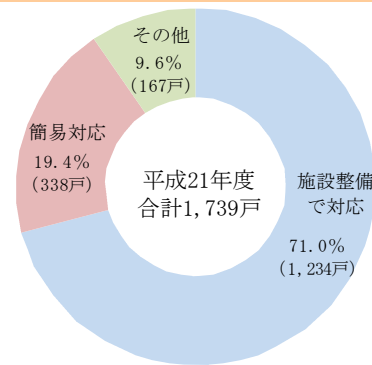
県内の畜産業が発展する一方、畜産経営に伴う環境への影響が懸念されています。混住化とともに、市街地が拡大している沖縄本島中南部等では、住民から悪臭や水質汚濁を中心に苦情が寄せられています。

このため、畜産業の振興に併せて、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることが重要になっています。

このような状況の下、平成11年7月に家畜排せつ物法^{*1}が制定され、畜産業を営む者は、農林水産大臣が定める管理基準（排せつ物の管理施設は、床を不浸透性の材料とすること等）に従って家畜排せつ物を管理することとされました。このため、畜産農家への周知徹底を図るとともに、たい肥舎等関係施設の整備を促進し、特に、法不適合農家に対しては、県が指導・助言等を行うことで直接改善を促してきました。この結果、平成21年12月1日現在、法適用農家^{*2}戸数は1,739戸で、法不適合農家はいません。

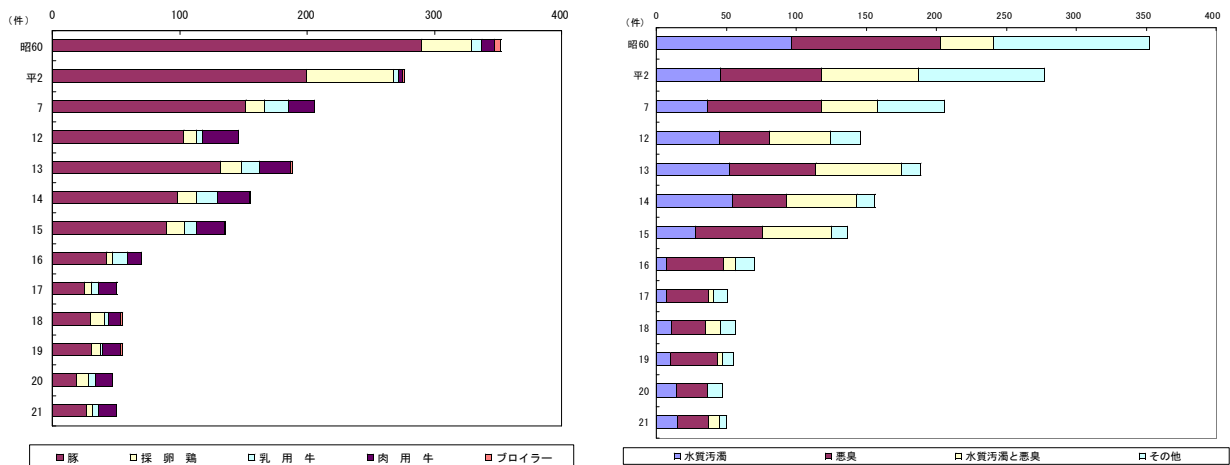
沖縄における畜産経営に起因する苦情発生件数は、家畜排せつ物法の適合農家の増加に伴い減少しています。畜種別にみると、養豚に対する苦情が27件と全体の約54%を占め、苦情種別にみると、水質汚濁、悪臭及びその複合が45件と全体の約95%を占めています。

図Ⅱ-10 家畜排せつ物法管理基準対応状況



資料：沖縄県「平成21年度家畜排せつ物法施行状況等調査」

図Ⅱ-11 家畜排せつ物法管理基準対応状況（左：畜種別、右：苦情種別）



資料：沖縄県「平成21年度畜産経営に起因する苦情発生状況調査」

*1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律112号）

*2 家畜排せつ物法の管理基準は、牛10頭、豚100頭、鶏2千羽以上を飼養する農家等に適用されます。

第3章 資源産業の振興



左上：

国営かんがい排水事業宮古地区の
風力発電施設（宮古島市）

右上：

食品製造の様子（読谷村）

左下：

ちゃんぷるー市場（沖縄市登川）

右下：

伊是名地下ダムの太陽光発電
（伊是名村）

第1節 食品産業の動向

(1) 沖縄における食品産業の現状

沖縄における平成19年の製造業事業所数は1,335事業所（全国の0.5%）、製造業従業者数は25,227人（同0.3%）、製造業出荷額は5,599億円（同0.2%）となっています。

このうち、食品製造業についてみますと、全製造業に占める比率では、事業所数は32%（432事業所）、従業者数は42%（10,562人）、出荷額は25%（1,419億円）です。これは、全国の製造業に占める食料品製造業の比率（事業所数13%、従業員数13%、出荷額7%）を大幅に上回り、食料品製造業の占める割合が高いものとなっています。

一事業所当たりの従業者数については、沖縄の全製造業平均の19人に比べ、食料品製造業は24人となっています。このうち、特に、砂糖製造業及び畜産食料品製造業については、それぞれ31人、48人と県内全製造業平均の約2倍となっており、地域における雇用や経済において重要な役割を果たしています。

表Ⅲ-1 食料品製造業の事業所数等の推移

業種	事業所数(ヶ所)			従業者数(人)			出荷額(億円)			1事業所当たり従業者数(人)		
	平成16年	平成18年	平成19年	平成16年	平成18年	平成19年	平成16年	平成18年	平成19年	平成16年	平成18年	平成19年
全製造業	1,346	1,327	1,335	24,430	24,467	25,227	5,108	5,283	5,599	18	18	19
食料品製造業	420	422	432	9,745	9,898	10,562	1,375	1,332	1,419	23	23	24
砂糖製造業	19	16	17	708	511	522	270	226	243	37	32	31
畜産食料品製造業	35	35	36	1,610	1,521	1,714	352	320	344	46	43	48
水産食料品製造業	60	63	67	750	736	868	80	92	100	13	12	13
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	9	12	16	112	147	213	7	16	23	12	12	13
食料品製造業の全製造業に占める比率	31.2%	31.8%	32.4%	39.9%	40.5%	41.9%	26.9%	25.2%	25.3%			

資料：沖縄県「沖縄県の工業」 注：従業者4人以上の事業所が対象

(2) 食品産業と農業の連携等の推進

沖縄においては、県産の良質原材料を食品産業に安定的に供給する体制がまだまだ十分には確立されていないため、商品の需要に対応した生産がうまく行われておらず、食品産業と農林水産業との連携をさらに強化する必要があります。

こうした中、国民の健康志向の高まり等を背景に、沖縄産のウコン、アロエベラ、長命草等薬用植物を活用した健康食品製造事業者が見られるとともに、農業者と食料品製造業が連携し、ゴーヤー、紅いも、シクワシャー等の地域の特産農産物を活用した製品を開発し、地域おこしに取り組んでいる事例が見られます。

① 沖縄食料産業クラスター協議会

沖縄では、平成19年1月、地域の食材・人材・技術その他の資源を有機的に結び付け、地場の農林水産物を活用した付加価値の高い製品や地域ブランドを創り出していくことを目指した「沖縄食料産業クラスター協議会」が設立されました。

同協議会では、「ネットワークづくり」と「新商品開発」を活動の2本柱として、協議会の会員間における産学官連携のマッチングや交流会・セミナーの開催等を通じ組織の活性化を図るとともに、県産の熱帯果実、島野菜等を使った新商品づくり等を進めています。

(食料産業クラスター協議会の主な活動概要)

ア 「イノベーションフォーラム沖縄2009」への参加

日時：平成21年11月9日(月)

内容：沖縄TLO等が開催するイノベーションフォーラムへ参加し、産学官連携の取組や新商品開発に関する協議会の取組を紹介しました。

イ 「沖縄地域食品商品改善支援会（オーディション）」を開催

日時：平成21年10月23日（金）

内容：(財)食品産業センター及び沖縄県食品産業協議会との共催で、今後の商品開発や販売活動を支援するため、地域の食品メーカーが開発した商品について、専門家によるアドバイスをを行いました。

沖縄地域食品商品改善支援会（左：発表会のステージ、右：試食、試飲コーナー）



② 農商工等連携事業計画

農商工等連携促進法は、農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成20年5月に制定されました。

沖縄においては、平成20年9月の認定（3件）を皮切りに平成22年3月までに合計13件の農商工等連携事業計画が認定され、当該計画に基づき事業を行う農林漁業者等の事業者は、専門家によるアドバイスなどのほか、試作品開発や販路開拓に対する補助、設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関の低利融資等による支援措置を受けることができます。

表Ⅲ-2 平成21年度認定農商工等連携事業計画（沖縄）

事業名	事業者	市町村
食品残渣を再利用した発酵飼料による琉球在来黒豚の飼育及びそれを活用した店舗メニュー、加工食品の開発	有限会社おもろ企画	那覇市
	有限会社海邦ベンダー工業	豊見城市
	農業生産法人 株式会社おもろ牧場	国頭村
経産牛（母牛）の肥育による付加価値の高い精肉及び加工品の開発・販売	琉風株式会社	那覇市
	株式会社ワールドワン	神戸市
	嘉陽 学	大宜見村
八重山地域の水産資源を活用した鮮魚・加工品の商品開発及び流通体制の構築	株式会社かわまん商店	浦添市
	八重山漁業協同組合	石垣市
豊かな自然を活かした飼育環境による「寿豚」のブランド化再構築及び商品開発と販路拡大	有限会社丸市ミート	浦添市
	農業生産法人 株式会社ナゴさくら	国頭村

③ 地域産業資源活用事業計画

地域資源活用促進法は、中小企業による地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成19年5月に制定されました。

沖縄県においては、平成19年8月に地域産業資源として農林水産物41品目を定めた基本構想が策定され、平成19年10月の認定（9件うち農林水産物4件）を皮切りに平成22年3月までに42件（うち農林水産物29件）の地域産業資源活用事業計画が認定されました。

地域産業資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業は、専門家によるアドバイスなどのほか、試作品開発や販路開拓に対する補助、設備投資減税、食品流通構造改善促進法、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関の低利融資等による支援措置が受けられます。

<沖縄県の「基本構想」で地域産業資源として指定された農林水産物>

(平成20年7月現在)

- | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|
| ○さとうきび | ○パッションフルーツ | ○豚 | ○サンゴ |
| ○沖縄島野菜 | ○ドラゴンフルーツ | ○和牛 | ○モズク |
| ○水稲 | ○アセローラ | ○ヤギ | ○海ぶどう |
| ○もちきび | ○バナナ | ○乳牛 | ○アーサ |
| ○甘しょ | ○島とうがらし | ○リュウキュウマツ | ○ひじき |
| ○シークワサー | ○ヒハツモドキ | ○タイワンハンノキ | ○マグロ |
| ○タンカン | ○ハイビスカス | ○ヤエヤマアオキ | ○ソデイカ |
| ○マンゴー | (ローゼルを含む) | ○マングローブ | ○クルマエビ |
| ○パインアップル | ○ソテツ | ○薬用作物 | ○カープチー |
| ○パパイヤ | ○茶 | ○ハブ | ○ビーグ (い草) |
| | | | ○ユーカリ |
| | | | ○トコブシ |



沖縄島野菜(紅イモ)



沖縄島野菜
(島らっきょう)



シークワサー

表Ⅲ-3 平成21年度認定地域産業資源活用事業計画(沖縄)

事業名	活用する地域資源名 (農林水産物)	事業者
県産パパイヤを用いた機能性乳酸発酵食品の生産販売	パパイヤ	レキオファーマ株式会社
沖縄産亜熱帯性花卉・グリーンを活用したプリザーブドフラワー加工商品及びガーデニング関連商品の開発・販路開拓	ハイビスカス、リュウキュウマツ、ユーカリ、ウコン、月桃、沖縄島野菜	有限会社スケアクロウ
宮古島の観光資源を有効活用した「美と健康」指向型観光商品の開発・販売事業	沖縄島野菜	有限会社シンプロ(宮古旅倶楽部)
沖縄もずくを活用した一次加工原料、加工食品の開発及び販路拡大	もずく	株式会社かわまん商店
宮古島ブランド創出事業<宮古島うまむぬシリーズ開発事業>	泡盛、島とうがらし、ドラゴンフルーツ、島ダイコン、沖縄の塩	有限会社ZEN
沖縄本島北部産シークワサー果実を活用した新商品開発による消費拡大推進事業	シークワサー	有限会社渡具知
新商品開発によるブランド構築及び販路開拓	豚、ういきょう、もずく、ゴーヤー、ドラゴンフルーツ、ローゼル	南国食楽Zu

第2節 地産地消の推進

農林水産省では、食料自給率の向上に向けて、地方公共団体、生産者、農業者団体、食品産業事業者、消費者団体等による地域における地産地消の実践的な計画（地産地消推進計画）の策定を促すとともに、地産地消の取組を支援するため、計画策定主体等に対して、交流活動や地場産農産物の普及活動等への各種支援措置を設けています。

（1）地産地消推進計画策定の促進

沖縄総合事務局では、管内各市町村が、地域の実情を踏まえつつ、創意工夫に富んだ地産地消推進計画が積極的に策定されるよう平成18年7月「沖縄版地産地消推進計画参考例」を定めるとともに、担当者会議、事業ヒアリング等の機会を通じて計画の策定を促した結果、約半数の市町村で策定されています。

表Ⅲ-4 地産地消推進計画の策定状況

区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	計
管内市町村数	12	10	14	2	3	41
うち策定済市町村数	9	4	6	2	1	22

注：市町村のほか、沖縄県及び沖縄県農業協同組合も地産地消推進計画を策定している。（平成21年3月末現在）

（2）直売施設への支援等

沖縄総合事務局では、地域での地産地消の取組を推進するため、生産者の顔が見え、新鮮な地元農産物を消費者に安価に提供することを目的とした農産物直売所の整備等に対して支援を行っています。こうした中、沖縄での直売施設は増加傾向にあり、平成22年度3月末現在で19施設（おきなわ農産物直売所ネットワーク会議加盟施設）に達しています*1。

今後とも、このような直売施設が、地域の新鮮で安全・安心な農産物を地元消費者に供給するとともに、地元農産物等のPRや販路の確保による農家の所得向上に寄与することが期待されます。

ファーマーズマーケットうまんちゅ市場（糸満市）



また、農林水産省では地産地消に関して優れた知見や知識を有し、地域で地産地消の取組に貢献されている方を「地産地消の仕事人」として、平成20年度から選定しています。沖縄では地元食材を活用した新商品の開発及び直売所を起点とした地産地消を実践している「道の駅許田」の比嘉雅貴駅長が選ばれました。

「道の駅」許田やんばる物産センターと比嘉駅長



*1 沖縄には、その他にもおきなわ農産物直売所ネットワーク会議未加盟施設等の直売施設があります。

第3節 バイオマス利活用の推進

(1) バイオマス利活用をめぐる動き

我が国では、家畜排せつ物、稲わらといったバイオマスが年間3億2千万t発生し、沖縄においても、家畜排せつ物、下水・浄化槽汚泥などのバイオマスが年間300万t^{*1}発生しています。これらバイオマスの利活用については、地球温暖化防止、循環型社会の形成等の観点から、全国各地で国産バイオ燃料の導入や、地域内でバイオマスの循環を図るバイオマスタウン構想の策定などが行われています。

(2) 沖縄におけるバイオマスの利活用

沖縄においては、伊江村、うるま市（事例Ⅲ－1）、宮古島市（事例Ⅲ－2）、金武町、与那国町がバイオマスタウン構想をすでに策定しており、地域の実情に即したバイオマスの利活用の特徴的な取組が行われています。

また、農林水産省の補助事業を活用して、県内の農林漁業団体、食品産業団体、環境団体、県、市町村等が参画する沖縄バイオマス資源活用促進協議会が設置され、沖縄におけるバイオマスの利活用促進に関する取組を行っています（事例Ⅲ－3）。平成19年度から平成21年度は、人材育成、普及啓発、各市町村におけるバイオマスの賦存量調査、バイオマス関係者に対する意向調査等を行いました。平成22年度からは地域に賦存する食料と競合しない第2世代バイオ燃料の原料となり得る農林水産物の生産、利用可能性について調査を実施することとしています。

<事例Ⅲ－1：うるま市バイオマスタウン構想の状況（平成19年3月策定）>

本構想では、廃食用油の利用、木質系・未利用系資源の混合燃料化、家畜排せつ物等の複合メタン処理等を推進することにより、多様なバイオマス資源の利用促進を目指しています。

具体的には、農林水産省の補助事業により、(株)エコ・エネルギー研究所が実施主体となり、廃食用油を回収してバイオディーゼル燃料（BDF）を精製し、建築重機、農業機械等の燃料として利用しています。またこの事業の一環として、同市津堅島において遊休農地を利用したひまわりの栽培を行い、種子の搾油により食用油として利用した後、BDFに転換し、再び島内の農業機械等の燃料として再利用する島内資源循環型の「ひまわりプロジェクト」に取り組んでいます。

また、農林水産省の補助事業により、平成21年10月、(株)バイオマス再資源化センターの木質ペレット工場が稼働しました。主に建築廃材を原料として木質ペレットを製造し、沖縄電力（株）に全量販売し、火力発電所の石炭代替燃料として利用しています。



木質ペレット製造設備

*1 「沖縄県バイオマス総合利活用マスタープラン」平成12～平成15年発生量

＜事例Ⅲ－２：宮古島市バイオマスタウン構想の状況(平成19年3月策定)＞

本構想では、さとうきびの糖蜜を原料としたバイオエタノールの製造・利用実証、泡盛蒸留粕のメタン発酵処理によるエネルギー回収、一般家庭等から排出される生ごみ及び廃食用油等の利活用を推進することによるバイオマスの利活用の促進、環境保全を目指しています。

具体的には、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消防庁の各府省連携の下、(株)りゅうせきが実施主体となり、平成17年度からさとうきび糖蜜を原料としたバイオエタノールの製造・利用実証を行っています。平成21年度には、現施設の4倍規模の新プラントが完成し、宮古島内でのバイオ燃料使用のさらなる拡大を目指しています。

また、農林水産省の補助事業により、菊之露酒造(株)が実施主体となりメタン発酵施設を整備しました。これにより、泡盛の蒸留粕をメタン発酵させることにより発生するガスを、回収ビンを洗浄する際の動力として自社工場内で利用しています。同様の施設は、同市の酒造会社である多良川(株)でも整備中です。

E3専用給油所



メタン発酵施設



＜事例Ⅲ－３：バイオマス利活用を推進する協議会の取組(平成21年度)＞

国からの支援を受けて、NPO法人亜熱帯バイオマス利用研究センターが県、市町村、農業関連団体等の関係機関と協力して協議会を設置し、沖縄地域内のバイオマス利活用の推進に向けて、次のような取組を実施しました。

① 実地調査

沖縄県内のバイオマスの利活用を加速化させるため、様々なバイオマスの量とその利用状況を市町村別に調査しました。(平成21年度調査市町村：本部町、嘉手納町、浦添市、南風原町、南大東村)

② 意向調査

バイオマス、バイオ燃料の利活用に向けた説明会を開催するとともに、アンケート等を活用し、地域のバイオマス関係者を対象として、製造・利用等に係る課題解決や推進に向けた意向調査を実施しました。

協議会のホームページ



糸満市地域説明会



第4節 再生可能エネルギーの利活用の促進

農山漁村には、バイオマスの他にも、いまだ十分な活用が図られていない太陽光、水力、風力等の再生可能エネルギーが豊富に存在しています。これらを利活用し、地球温暖化防止に大きく貢献するとともに、農林漁業及び関連事業の経営の安定、省エネ・省コスト化を実現するため、農林水産分野においても、太陽光発電や風力発電に対する施設整備を支援しています。

沖縄においては、これまでに農林水産関係の補助事業を活用し、太陽光発電設備が5施設（事例Ⅲ－4、5）、風力発電設備が1施設（事例Ⅲ－6）に設置されています。

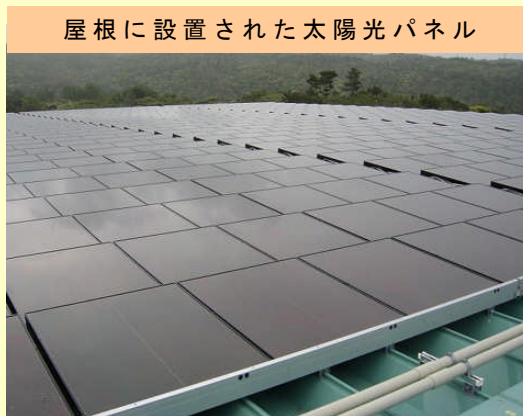
<事例Ⅲ－4：農業分野における太陽光発電の利活用①>

東村総合農産加工施設（東村）

当施設は、沖縄県北部で生産されるパインアップル等の果樹加工施設として平成21年7月に操業を開始しました。缶詰製造ライン、果汁搾汁ライン、発酵コラーゲン製造ライン等の加工工程の大部分で電気を使用しており、全ての電力を購入した場合、年間751,000kwh、2800万円程度の経費がかかると試算されていました。（施設規模からの推計値）

このため、平成22年3月に、施設の運営経費削減と地球温暖化防止を目的として、230kwの太陽光発電設備を導入したほか、省エネ型空調設備、外断熱資材などの省エネ設備もあわせて整備しました。これにより、施設で使用する電力の4割を削減する見込みで、運営コストの低下と、地球温暖化防止の効果が期待されています。

屋根に設置された太陽光パネル



東村総合農産加工施設（屋根に太陽光パネル設置）



<事例Ⅲ－5：農業分野における太陽光発電の利活用②>

名護市柑橘貯蔵選果場（名護市）

沖縄県北部全域から集荷されるタンカン、温州みかん、その他の柑橘類を貯蔵・選果、出荷する名護市柑橘貯蔵選果施設は、平成18年12月に完成しました。光センサーによる非破壊選果機が整備されるなど県内でも先進的な農産物貯蔵・選果施設です。

これまでこの施設では、選果・選別機械等の動力として、年間188,000kwh、500万円程度の電気を購入していました。（平成20年度実績）

一方、近年の原油高騰に伴う電気料金値上により運営コストが増加した経験から、平成22年3月、91kwの太陽光発電設備を導入しました。これにより、当施設で使用する電力の半分をまかなう見込みで、運営コストの低下による農家負担の軽減と、地球温暖化防止の効果が期待されています。

貯蔵選果場
（手前の架台にパネルを設置）



<事例Ⅲ－6：農業分野における風力発電の利活用>

国営かんがい排水事業宮古地区（宮古島市）

当事業は、宮古島及び来間島の農地8,400haに対する農業用水を確保し、干ばつ被害の低減、農業生産の向上を目指すものです。具体的には、地下ダム2カ所、用水路などのかんがい施設を整備し、平成12年に完了しました。

これにより、本地区では、さとうきびの干ばつ被害の低減が図られ、施設野菜（ゴーヤー、ピーマン等）、施設果樹（マンゴー等）といった高収益作物の導入が進んでいます。

一方、地下ダムでは、かんがい用水の利用にあたって、水中ポンプで地下水を高所にあるファームポンドに揚水するため大きな動力が必要です。この動力に要するコストの低減などを図るため、地域の自然エネルギーを活用できる、風力発電施設（600kw×1基）を整備し、年間900～1,000千kwhを砂川地下ダム東山第3群機場の動力の一部として利用しています。これにより、揚水機場の維持管理コストが軽減されるとともに、地球温暖化防止にも貢献しています。

風力発電施設



散水風景



第5節 農林水産物・食品の輸出の推進

(1) 我が国農林水産物・食品の輸出促進に取り組む意義

近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品の輸出拡大のチャンスが増大しています。一方、日本国内においては、少子高齢化社会の到来により農林水産物・食品のマーケットは縮小することが予想されています。

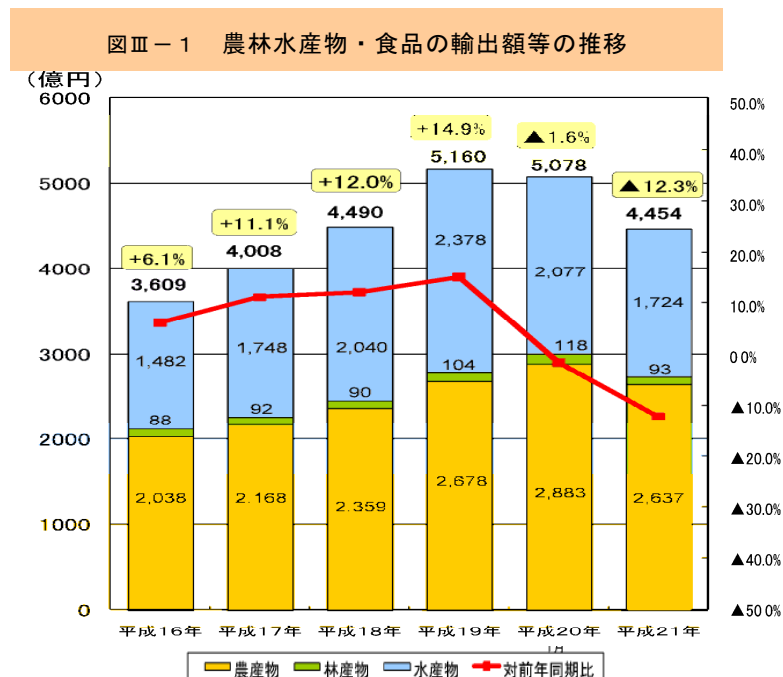
これらを背景に、農林水産物等の輸出に取り組むことは、産地の新たな販路拡大、農林漁業者及び食品事業者の所得の増大等が図られるとともに、国民全体にとっては、生産量の増加による食料自給率の向上に資するという多様な意義を有しています。

政府においては、我が国の農林水産業や食品産業のさらなる発展を目指し、農林水産物等の輸出額を平成29年までに1兆円水準にするとの目標を掲げ、これが実現できるよう、関係府省、地方公共団体等と連携を図り、輸出環境の整備や意欲ある農林漁業者等に対する支援を行っているところです。

(2) 農林水産物等の輸出の状況

① 我が国全体の状況

我が国の農林水産物・食品の輸出額は近年増加傾向で推移していましたが、世界的な金融危機や円高等の影響を受け、平成19年の5,160億円をピークに減少に転じ、平成20年は5,078億円、平成21年は4,454億円（前年比12.3%減）となっています。



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注1：農産物は、アルコール飲料、たばこを、水産物は真珠をそれぞれ含む。

注2：暦年の合計である。

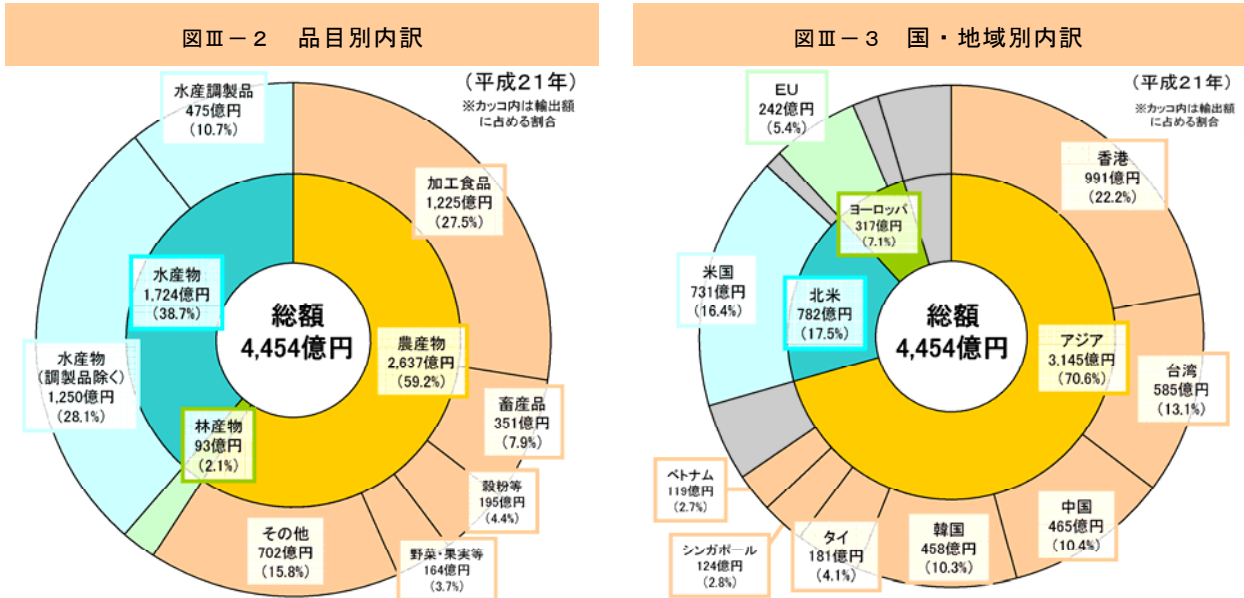
ア 農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳

平成21年の農林水産物・食品の輸出額4,454億円の品目別内訳を見ると、水産物が約4割（1,724億円）、加工食品が約3割（1,225億円）を占めています。また、主な品目で平成20年に比べ輸出が大きく増加している農林水産物等は、粉乳124億円（20年比158%増）、ぶり55億円（同42%増）、すけとうだ

ら95億円(同33%増)となっており、粉乳については香港及び中国向け、ぶりについては米国向け、すけとうだらについては韓国及び中国向けが特に増加しています。

イ 農林水産物・食品の輸出額の国・地域別内訳

平成21年の輸出額を輸出先国・地域別で見ると、アジアが約7割、米国が約2割を占めています。また、国・地域別順位は、1位香港、2位米国、3位台湾、4位中国、5位韓国となっています。

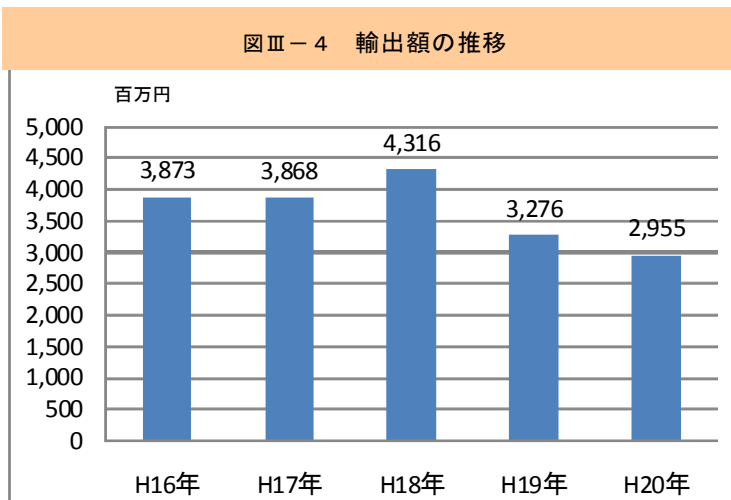


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

② 沖縄における状況

沖縄からは、もずくを中国・香港向け、鶏卵をシンガポール向けに輸出しているほか、黒糖、泡盛、ウコン等健康食品が輸出されています。また、平成19年からゴーヤーなどの生鮮野菜・果実の香港向け輸出が開始されています。

沖縄からの輸出額は平成20年で29.5億円となっており、このうち22.1億円がガムで水揚げしたまぐろとなっています。



図Ⅲ-5 主な輸出品目(平成20年)

食料品・飲料	2,955百万円
まぐろ	2,212百万円
果実及び野菜	16百万円
甘しや糖	6百万円
キャンディー類	9百万円
ビール	73百万円
泡盛	16百万円

資料：沖縄県「沖縄県の貿易」

(3) 沖縄における輸出促進に向けた取組状況

① 新たな物流面の整備

沖縄における農林水産物・食品の輸出については、地理的にアジアに近いという利点があるものの、「海外への物流ルートがない」、「国内市場志向が強い」、「量が確保できない」等の理由から輸出に取り組む事業者はこれまで少ない状況でした。

このような中、沖縄ハブ構想として、平成21年10月に全日空（ANA）による那覇空港の国際貨物基地事業が開始されました。これは、アジア5空港（ソウル、上海、台北、香港、バンコク）と国内3空港（成田、羽田、関西）を貨物便の路線で結ぶもので、深夜に那覇空港に到着した貨物を積みかえて早朝離陸し、午前中に海外へ配送することが可能となりました。那覇空港の貨物基地としての機能強化をきっかけとして、県内では海外への輸出開始、販路拡大の動きが見え始めています。



② 輸出支援体制の整備

沖縄総合事務局においては、平成19年7月に県や関係する国の機関、団体から構成する「沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会」を設置し、構成員の連携の下、輸出相談に対応するとともに、輸出先進事例の紹介を行うセミナーの開催等を行っているところです。

また、農林漁業者、食品事業者等への支援として、平成21年度農林水産省補助事業により、那覇商工会議所による香港・マカオ向け生鮮野菜・果実の輸出促進、沖縄県酒造組合連合会による国際見本市への泡盛の出展について支援を行いました。

<事例Ⅲ－7：那覇商工会議所の輸出の取組（補助事業）>

沖縄産野菜・果実の輸出拡大を図るため、香港、マカオの量販店において沖縄フェアを開催し販促活動を行いました。また、鮮度保持・品質管理の観点から、那覇空港の国際貨物基地を活用した輸送経路の検討を行うとともに、鮮度保持剤や梱包資材の実証調査を行いました。

量販店における販売コーナー及び販促の様子



鮮度・品質を確認



<事例Ⅲ－8：沖縄県酒造組合連合会の輸出の取組（補助事業）>

近年経済発展が著しいアジア地域をターゲットに、アルコール飲料市場を開拓し泡盛の輸出拡大を図るため、香港の見本市「ワイン&スピリッツフェア」へ出展しました。併せて泡盛セミナーを開催するとともに、バイヤーに対し、泡盛の知名度、味、価格等についてアンケートを実施しました。

出展ブースの様子



泡盛セミナーの様子



さらに、沖縄総合事務局では、輸出セミナー、商談会、試食会を一体的に行う「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を平成20年度から開催し、輸出に関心のある県内の農林漁業者や食品関係事業者等への支援を行っています。

平成21年度においては、海外から北京、タイ、香港、上海のバイヤーを招へいし、各国の食品市場におき最新情報を提供いただきました。また、世界各都市に販路を持つ国内外のバイヤー10名と県内事業者21社が直接商談を行う場を提供するとともに、バイヤーに試食・試飲いただき、輸出産品としての可能性についてアドバイスをいただきました。このオリエンテーションの会の参加をきっかけとして、JAおきなわが香港向け野菜の出荷を開始するなど、新たな動きが現れています。

＜事例Ⅲ－9：「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」の状況＞
（平成22年2月1日 於：那覇市内ホテル）

輸出促進セミナーでは、北京の鈴溪(天津)国際貿易有限公司、タイのDaisho (Thailand) Co., Ltd、香港の味珍味(香港)有限公司、上海のJoint B&Kのバイヤーから各国の食品市場における最新情報の提供がありました。

商談会では、県内の野菜、果実、畜産物、加工食品等を扱う事業者が、アジア、米国、欧州などを対象とする国内外のバイヤーを相手に熱心に商談を行いました。

また、試食会では、出品者が自社商品をアピールし、その後、バイヤーが商品を試食・試飲し、出品者と食材の魅力、輸出産品としての可能性について話し合いました。

輸出版促セミナー



商談会



試食会



＜事例Ⅲ－10：(株)沖縄県物産公社・(有)山元商店の輸出の取組＞

(株)沖縄県物産公社は、平成20年から青果卸(有)山元商店が扱う沖縄産農産物を香港、シンガポールへ輸出している。日系量販店で常設販売されているほか、沖縄料理店へ提供されています。

本取組における平成21年度における輸出量は10.2tで、主な品目は、ゴーヤー、トマト、ミニトマト、なす、きゅうり、オクラ、スイートコーン、パインアップル、パッションフルーツ、フルーツパパイアとなっています。



香港の量販店における販売状況



また、沖縄フェアの開催、試食販売、レシピ集の提供等を重ねることにより、量販店で定番化されるなど着実に販路を開拓しています。

これらの取組では、国際貨物基地としての那覇空港を活用し、香港への輸送時間を短縮することによって、鮮度面で差別化が図られています。

第6節 卸売市場の現状

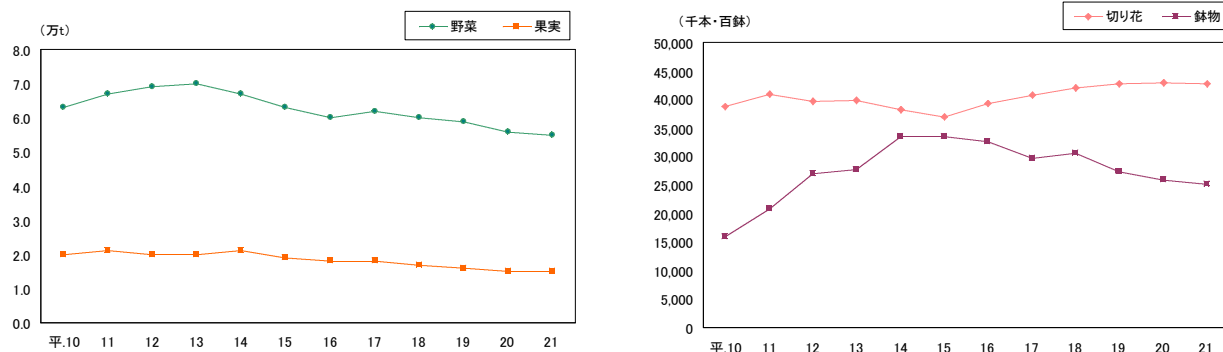
私たちの生活に欠かせない食料は、生産から消費に至るまで様々な流通を経ており、その中で卸売市場は、生鮮食料品等の集荷・分荷や価格形成といった重要な機能を担っています。

沖縄県中央卸売市場は野菜や果実等の県内流通の拠点として昭和59年度に開場しました。同市場における平成21年の青果取扱量は、約70,136 t（野菜54,689 t、果実15,447 t）、取扱高は約133億円（野菜93億円、果実40億円）となっています。取扱量は大型量販店による産地との直接取引の進展等流通の多様化などにより最近では減少傾向にあります。なお、平成9年には県内の小規模市場を統合して花き部門が併設されています。



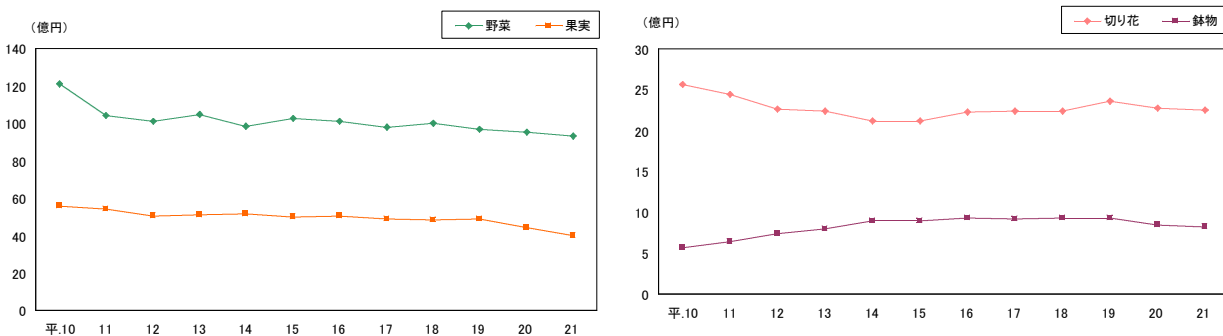
セリ状況

図Ⅲ-7 沖縄県中央卸売市場における取扱量（左：野菜・果実、右：花き）



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」

図Ⅲ-8 沖縄県中央卸売市場における取扱金額（左：野菜・果実、右：花き）



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」

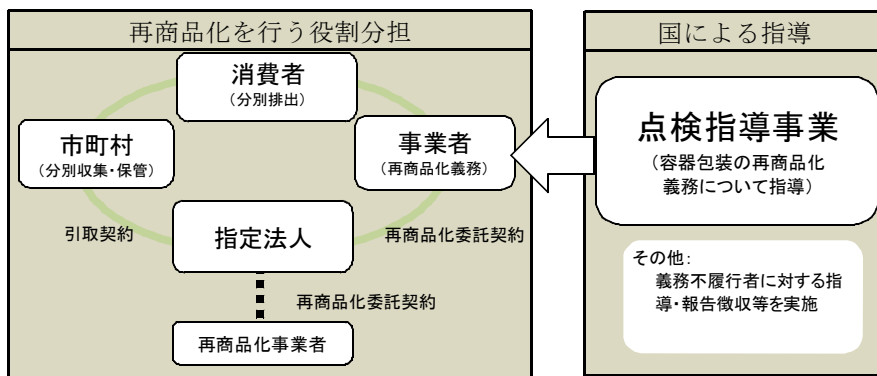
第7節 容器包装・食品リサイクル

現在の大量生産・大量消費社会においては、人間が生活していく上で欠かせない食品等が、製造、販売及び消費の過程において廃棄物として大量に排出され、環境問題を引き起こす要因となっています。このため、食品等に由来する廃棄物の減量を図るとともに、資源として再利用を促進することが重要な課題となっています。

(1) 容器包装リサイクル

沖縄総合事務局では、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、リサイクルを図るため、平成7年12月に施行された容器包装リサイクル法^{*1}に係る啓発指導を行う「容器包装廃棄物リサイクルシステム点検指導事業」を実施しており、平成21年度には50件の調査点検指導を行いました。

図Ⅲ－9 容器包装リサイクル法の仕組みと点検指導事業



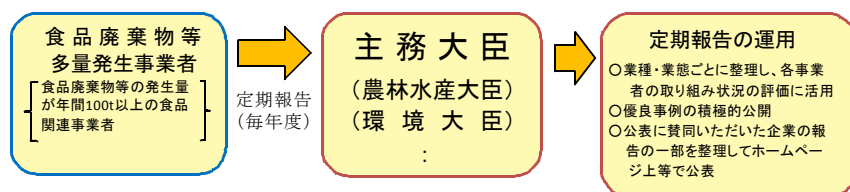
(2) 食品リサイクル

沖縄総合事務局では、食品廃棄物の発生抑制と減量化により、廃棄量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用等を促進するため、平成13年5月に施行された食品リサイクル法^{*2}に基づき、食品関連事業者を対象に普及指導を行う「食品循環資源再生利用等促進事業」を実施しており、平成21年度には139件の調査点検指導を行いました。

また、平成19年には同法の改正が行われ、食品廃棄物等の発生量が一定規模以上の事業者は、主務大臣に、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源^{*3}の再生利用等の状況を平成21年度より報告（定期報告）することが義務付けられました。

なお、再生利用を促進するための措置として、食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者について登録制度を設けており、平成19年4月に沖縄で初めて登録され、現在、県内で2事業者が登録再生利用事業者として肥飼料化に取り組んでいます。

図Ⅲ－10 食品リサイクル法に基づく定期報告



※食品廃棄物等多量発生事業者が定期報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の罰金が科せられます。

*1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律112号）

*2 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律116号）

*3 「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいいます。（食品リサイクル法第2条第3項）

第4章 農業経営の推進



左上：

果樹（マンゴー）温室
とみぐすくのは
（豊見城市饒波）

右上：

豊見城マンゴー・トマト選果場
における選果の様子（豊見城市与根）

左下：

スイカの選別の様子
なきじん
（今帰仁村仲宗根）

右下：

さとうきびの収穫風景
（名護市嵐山）

第1節 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

(1) 認定農業者の動向

認定農業者とは、経営改善に取り組む意欲と能力のある農業者で、農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載した経営改善計画を市町村の基本構想に沿って作成し、市町村によって認定された者をいいます。

認定農業者に対しては、税制上の特別措置、融資制度の支援措置等が講じられるほか、認定農業者であることが国の補助事業導入等の要件とされることも多く、平成19年産から導入されたさとうきびの経営安定対策においても、認定農業者であれば、収穫面積等の要件を問わずに交付金の交付対象者とされました。

沖縄においては、平成21年3月末までに36市町村で基本構想の策定が行われ、このうち31市町村で、1,931経営体が基本構想に基づいた農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となっています。また、認定農業者のうち法人経営は173法人（全体の9%）となっています。市町村別にみると、宮古島市が最も多く、次いで石垣市、糸満市、今帰仁村、うるま市、豊見城市の順となっています。

認定状況を営農類型別にみると、上位5位の営農類型は「肉用牛」、「野菜」、「花き」、「さとうきび」、「葉たばこ」の単一経営となっており、この5類型で全体の約6割を占めています。

表Ⅳ-1 地域別認定農業者数
(平成21年3月末現在)

地域名	認定農業者数	うち法人
北部	472	37
中部	166	8
南部	601	36
宮古	352	61
八重山	340	31
計	1,931	173

資料：沖縄県調べ

表Ⅳ-2 市町村別認定農業者数
(平成21年3月末現在)

	市町村名	認定農業者数		市町村名	認定農業者数
1	宮古島市	307	6	豊見城市	101
2	石垣市	241	7	南城市	95
3	糸満市	123	8	八重瀬町	89
4	今帰仁村	116	8	竹富町	82
5	うるま市	101	10	南大東村	80

資料：沖縄県調べ

表Ⅳ-3 営農類型別認定農業者数 (平成21年3月末現在)

営農類型		認定数	うち法人	うち女性	うち共同申請	割合(%)
単一経営	肉用牛	289	33	16	33	15.0
	野菜	254	16	13	27	13.2
	花き	251	4	7	31	13.0
	さとうきび	201	25	24	17	10.4
	葉たばこ	142	0	4	16	7.4
	その他	316	72	9	16	16.4
	小計	1,453	150	73	140	75.2
準単一経営	肉用牛+その他	58	1	2	7	3.0
	野菜+その他	64	2	2	6	3.3
	果樹類+その他	27	4	0	4	1.4
	花き+その他	19	1	0	2	1.0
	その他	127	5	7	13	6.6
小計	295	13	11	32	15.3	
複合経営	さとうきび+その他	129	2	5	8	6.7
	その他	54	8	3	6	2.8
	小計	183	10	8	14	9.5
合計		1,931	173	92	186	100.0

資料：沖縄県調べ

＜事例Ⅳ－１：今後の地域農業を担う青年農業者との意見交換＞

平成22年3月に沖縄総合事務局において、「地域農業を担う青年農業者との座談会」を開催しました。

この座談会は、高齢化や担い手不足、農地の遊休化など、厳しい状況にある農業の現状を踏まえ、青年農業者から現在の農業を巡る状況についての意見や農業経営の展望、行政に対する要望などについて意見交換を行うことで、将来の担い手となり得る青年農業者への農業経営の支援方策等のあり方を検討する上での参考とするために開催したものです。



北部、中部、南部、宮古、八重山の各地域から8名の農業青年クラブの方々と、沖縄総合事務局、県等の関係機関、アドバイザーとして県指導農業士会会長、沖縄県南部農業改良普及センター所長にも参加いただき、活発な意見交換が行われました。

(参考URL) <http://www.ogb.go.jp/nousui/index.html>

(2) 農業経営の法人化

農業経営の法人化は、農業者の減少・高齢化が進む中で、①簿記記帳による家計と経営の分離、②経営管理能力の向上、③対外的な信用力の向上、④新規就農者の受け皿となる等のメリットを有しており、経営者としての意識改革の醸成及び経営体質の強化を図っていく上で有効な手段です。

沖縄における農業生産法人数は、平成元年は50法人でしたが、その後着実に増加しており、平成21年1月現在で371法人となっています。

形態別にみると、株式会社（特例有限会社*1）250、株式会社（特例有限会社除く）68、農事組合法人44、合資会社6、合同会社3で、特例有限会社が約7割を占めています。また、業種別には果樹が105と最も多く、次いで畜産77、工芸作物52の順となっています。

表Ⅳ－４ 農業生産法人の内訳（形態別、業種別）
（平成21年1月現在）

形態名	株式会社 (特例有限 会社)	株式会社 (特例有限 会社除く)	農事 組合法 人	合資 会社	合同 会社	合計
果樹	56	30	14	3	2	105
畜産	65	5	6	1	0	77
工芸作物	36	8	6	1	1	52
そ菜	33	6	6	0	0	45
花き	26	4	7	0	0	37
その他	34	15	5	1	0	55
合計	250	68	44	6	3	371

資料：沖縄県調べ

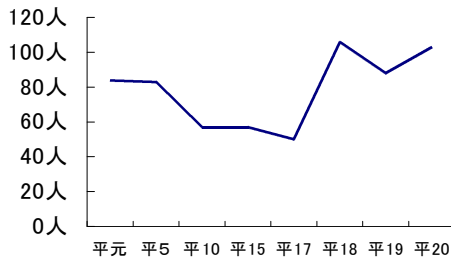
(3) 新規就農者の動向

新たに就農した青年農業者の数は、年間50～80人前後で推移していましたが平成20年は103人で近年増加傾向にあります。

沖縄総合事務局では、平成21年度に、新規就農者の経営の早期安定を図るため、新規就農定着促進事業として、19名の新規就農者等に対し、地域担い手育成総合支援協議会を通じて、ハウス施設やトラクター等の農業用機械の取得に係る経費の一部を助成しました。

*1 特例有限会社とは、平成17年の会社法施行時に、有限会社法（会社法施行とともに廃止）に基づいて設立されていた有限会社が自動的に移行したものをいいます。

図Ⅳ－１
新規就農青年（４０歳未満）の推移



資料：沖縄県調べ

新規就農定着促進事業で導入した機械・施設



（４）女性参画・高齢農業者の動向

① 農村女性の社会参画の状況

沖縄における農業労働力に占める女性の割合は41.4%で、農業生産の担い手として重要な役割を果たしています。

一方、女性の社会参画状況を見ると、認定農業者及び市町村農業委員では全国平均を上回っているものの、農協役員を含めて女性の占める割合は依然として低い水準にとどまっています。

このため、農業委員会等の関係機関に対し、女性委員の登用の要請を行っています。

② 高齢農業者の状況

農業就業人口の平均年齢は58.2歳となっており、全国平均（56.7歳）より高い値となっています。また、農業者の65歳以上の高齢者の割合は54.0%で、地域の農業や社会形成に大きな地位を占めています。

図Ⅳ－２
農業就業人口に占める女性の割合（平成17年）

男性 16,527人 (58.6%)	女性 11,697人 (41.4%)
--------------------------	--------------------------

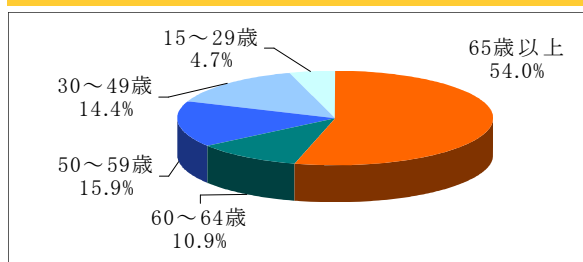
資料：農林水産省「農林業センサス」

表Ⅳ－５
農村における女性の社会参画状況

区分	沖縄	全国
認定農業者(20年)	1,693人	239,286人
うち女性(割合)	204(12.0)	7845(3.3)
農協役員(19年)	41人	21,331人
うち女性(割合)	1(2.4)	525(2.5)
農業委員数(20年)	479人	37,456人
うち女性(割合)	36(7.5)	1,741(4.6)

資料：農林水産省「農業経営改善計画の認定状況」、「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」、「総合農協統計表」

図Ⅳ－３
農業就業人口における年齢階層別割合（平成17年）



資料：農林水産省「農林業センサス」

(5) 農業制度金融の動向

農業制度金融は、農業者の自主性や創意工夫を活かしつつ、経営規模の拡大による生産性の向上、経営感覚に優れた経営体や担い手の育成・確保等を図るための有効な手段として、重要な役割を果たしています。

しかし、近年は、農業をめぐる情勢が厳しいこと等により農業者の投資意欲が落ち込み、貸付実績は漸減しています。このため、農業近代化資金、沖縄振興開発金融公庫資金及び農業改良資金の融資手続の一元化、農業信用保証保険制度の活用等により、農業者が利用しやすいよう各種改正を行うとともに、制度の活用のための農業者への普及・広報を継続して行っています。

なお、平成19年度から平成21年度までの間、認定農業者向けの農業近代化資金及びスーパーL資金については、無利子とするための利子助成措置が講じられています。

表Ⅳ－6 農林漁業関係資金の貸付実績の推移

単位：百万円

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
農業近代化資金※	355	230	275	302	324	435
沖縄振興開発金融公庫資金	2,765	2,578	1,853	3,891	1,812	1,605
うちスーパーL資金	416	264	647	190	1,262	917
農業改良資金	13	—	—	4	55	—
就農支援資金	43	28	26	43	19	7
合計	3,176	2,836	2,154	4,240	2,209	2,047

資料：沖縄県及び沖縄振興開発金融公庫調べ

注：農業近代化資金については、利子補給承認実績

表Ⅳ－7 農業制度資金の概要

農業制度資金名	農業制度資金の内容	
農業近代化資金	農業者が農協等から借り入れる際、県が利子補給することにより農機具、農業用施設、長期運転資金の中長期資金を低利で融資する最も一般的な農業制度資金。	 近代化資金で導入されたバラ
沖縄振興開発金融公庫資金	沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）が融資する農林漁業施設、機械、農地等の取得に利用できる長期・低利の資金。 沖縄公庫では沖縄県の地域的課題に応じて、沖縄ブランド振興資金、沖縄農林漁業経営改善資金、製糖企業等資金などの日本政策金融公庫にない独自資金を貸付。	 スーパーL資金で整備された温室
農業改良資金	新たな農業部門や加工事業の開始、農畜産物及びその加工品の新たな生産方式や販売方式の導入など、チャレンジ性のある取組を行う農家を支援する無利子の資金。	 農業改良資金で整備された機械
就農支援資金	新たに農業を始めようとする青年や中高年者に対し、就農前の技術習得研修や経営開始に必要な機械・施設の整備を支援する無利子の資金。	 新規就農資金を利用した 新規参入者との現地検討会

第2節 優良農地の確保と有効利用の促進

(1) 耕作放棄地対策の推進

全国的に農地面積が減少傾向にあるなかで、優良農地の確保と有効利用を図る観点から、耕作放棄地の解消に向けた対策を推進していく必要があります。

沖縄の平成17年の耕作放棄地面積は、2005年農林業センサスによると3,240haとなっています。耕作放棄地を地域別にみると、本島地域に多く存在しますが、今後、農業依存度の高い離島地域においても、農業経営者の高齢化、労働力不足等により耕作放棄地の増加が懸念されます。

沖縄総合事務局としては、耕作放棄地の発生防止に対する取組として、中山間地域直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策、農外からの新規参入の促進、基盤整備や鳥獣害被害防止対策などを実施しています。

また、耕作放棄地の解消を図るため、その現状を的確に把握するとともに、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことが重要であることから、平成20年度から県内の全市町村（41市町村）において、全ての耕作放棄地を対象に「耕作放棄地全体調査」を実施しました。その結果、草刈り、整地等により耕作が可能な「緑」が971ha、基盤整備を実施して利用すべき「黄」が1,266ha、森林・原野化して利用不可能な「赤」が1,237ha（うち判断未了713ha含む）、計3,474haの面積が把握されています。農業上重要な地域を中心にこうした調査結果を活用しながら耕作放棄地の再生を図ることとしています。

表IV-8 耕作放棄地面積の比較（平成21年3月末現在）

（単位：ha）

都道府県名	市町村数	緑		黄		緑＋黄		赤（判断未了）		赤（判断済み）		緑＋黄＋赤	
		緑	農用地区域	黄	農用地区域	緑＋黄	農用地区域	赤（判断未了）	農用地区域	赤（判断済み）	農用地区域	緑＋黄＋赤	農用地区域
全国	1,777	69,227	42,948	58,361	34,181	127,611	77,146	76,531	31,877	26,889	9,685	231,031	118,708
沖縄	41	971	842	1,266	1,087	2,237	1,929	713	396	524	147	3,474	2,472

資料：農林水産省「平成20年度耕作放棄地全体調査（耕作放棄地に関する現地調査）」

注：調査区分について

「緑」人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地

「黄」草刈り・耕起・抜根・整地では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地

「赤」森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地（農地に復元するための物理的な条件が著しく困難な場合等）

沖縄総合事務局としては、平成20年度から、耕作放棄地の解消に向け、「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用する主体となる地域耕作放棄地対策協議会の設立を推進しています。

これら協議会を中心とした取組等により、平成21年度において約200haの耕作放棄地が解消されました。今後、一層の浸透を図るため、関係機関と連携し、会社経営者、建設業協会、食品産業協会等の団体と農業参入に関するPRや課題等について意見交換を行っています。

(2) 農地流動化の動向

① 農地流動化の状況

平成19年の農地流動化の状況は、売買等（所有権移転）面積が652ha、利用権設定（賃借権設定等）面積が415haで合計1,067haとなっています。

沖縄の農地流動化の傾向は、他の都道府県に比べ売買によるものが多いものの、近年は利用権設定によるものの割合が増加傾向にあり、貸借へと移行する傾向がみられます。これは、農地流動化に関連する事業の積極的な推進や本島中南部を中心として、農地を資産として保有する意識が高まっていることなどがその主な要因と考えられます。

② 農地の流動化の推進の取組

県、市町村、農業会議、農業開発公社等の関係機関は、農地保有合理化事業等を中心として農地流動化の推進に努めています（事例IV-2）。

表IV-9 耕作目的の農地の権利移動面積の推移

(単位:ha)

	16年	17年	18年	19年	20年
総数	780.3	760.7	732.3	853.1	1,011.9
農地法	465.1	401.3	414.0	370.4	424.2
所有権移転 ①	404.9	308.9	333.0	314.0	311.2
賃借権設定 ②	60.2	92.4	81.0	56.4	113.0
基盤強化法	315.2	359.4	318.3	482.7	587.7
所有権移転 ③	46.7	111.4	104.1	124.4	138.3
賃借権設定 ④	268.5	248.0	214.2	358.3	449.4
利用権設定総数(②+④)	328.7	340.4	295.2	414.7	562.4

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

注1：所有権移転は、自作地有償所有権移転である。

2：利用権設定は、基盤強化法による賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託の合計

一方、沖縄では一般的に高齢農家等の農地の貸し手側は、農地の売買・貸借に消極的な姿勢がみられ、また、ほ場整備等の農業生産基盤の整備の遅れにより規模拡大の効果（スケールメリット）が発揮しにくく、農地流動化が進まない地域もあります。

地域別にみると、本島中南部の都市近郊では、都市化の進展等により、資産としての農地の保有意識が強いため、農地の売買、賃貸借等に消極的な傾向がみられます。

特に、離島・過疎地域等では農外収入が見込めないことから農地を手放すことに慎重で農地の流動化が進まない面や、島外転出による不在村地主が多く利用権設定等の調整に多大の労力・時間等を要する面があり、農地の流動化の阻害要因となっています。

今後は、これらの農地の流動化に係る課題等を踏まえ、平成21年12月に改正・施行された農業経営基盤強化法により創設された農地利用集積円滑化事業*1等を適切に実施していくこと等が必要となっています。

*1 市町村段階に設置する農地の仲介組織である市町村、JA等（農地利用集積円滑化団体）が農地をまとめて使いやすくする仕組み。

＜事例Ⅳ－２：認定農業者への農地利用集積の取組＞

豊見城市の南部地区では、果樹を中心とした施設園芸が盛んですが、マンゴー農家からは経営規模を拡大をしたいという要望、また、その他の農家からは新たにマンゴー栽培を行いたいという要望があり、地域全体でマンゴーの産地化を進めるため、東原果樹生産組合が結成されました。

平成19年度からは、マンゴーハウスを整備するため、JAおきなわが事業実施主体となって国の経営構造対策事業を実施することとなり、その施設用地の確保を目的に、地区内農地所有者7名から生産組合員6名へ農地の利用集積が図られました。事業は平成21年度で完了し、現在、東原生産組合の組合員が8,910㎡の果樹温室を事業主体であるJAおきなわからリースし、マンゴー栽培を行っています。

これらの取組の結果、本地区では、マンゴーを栽培する認定農業者等への農地の利用集積が図られるとともに、今後、マンゴーの品質向上及び計画的な生産・出荷体制の確立が期待されています。

高生産性農業用施設

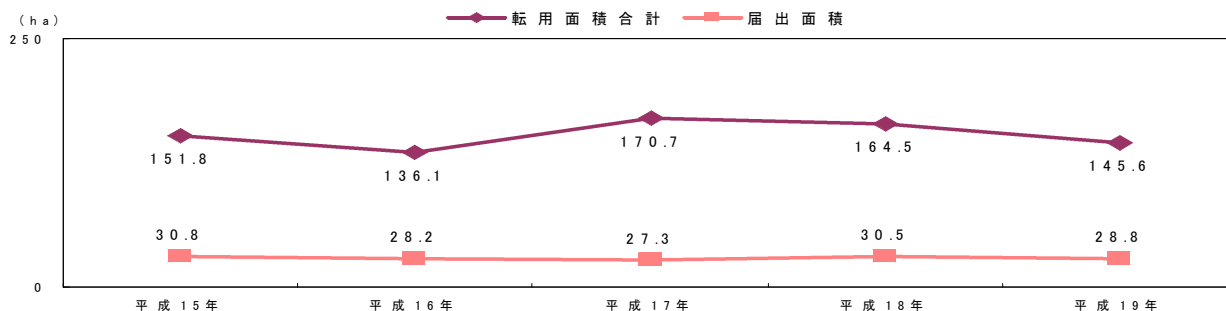


（３）農地転用の動向

沖縄における平成19年の農地の他用途への転用面積は、145.6haであり、平成15年の151.8haに比べると4%程度減少しています。このうち、転用の許可・届出が必要な農地転用の面積は、平成19年は143.5haとなっており、ここ数年は大きな変動はありません。なお、これらの中でも農業委員会への届出のみで足りる市街化区域内の農地の転用面積については、30ha程度で推移しています。

転用後の土地を利用する者（転用主体）別にみると、農家以外の個人が84.1ha、公共団体や農協以外の法人が43.4haで約9割のシェアを占めており、平成15年と平成19年を比較すると公共団体や農協以外の法人の占めるシェアが10%増加しています。

表Ⅳ－４ 沖縄県内の農地転用面積の推移



資料：農林水産省「農地の移動と転用」

表Ⅳ－10 沖縄県内の転用主体別にみた農地転用面積と構成比

(単位:ha)

転用主体	平成15年		平成19年		増減比 (19年/15年)
	面積	シェア	面積	シェア	
国、県、市町村・公団・県公社等	9.4	6.2%	3.6	2.5%	38.3%
農協	0.6	0.4%	0.8	0.5%	133.3%
上記以外の法人	28.9	19.0%	43.4	29.8%	150.2%
農家(生産法人を含む)	20.8	13.7%	13.7	9.4%	65.9%
農家以外の個人	92.0	60.6%	84.1	57.8%	91.4%
計	151.8	100.0%	145.6	100.0%	95.9%

資料：農林水産省「農地の移動と転用」

注：概数により計と内訳が一致しない場合がある。

第3節 農業協同組合の動向

(1) 農協組織の動向

昭和47年の復帰当時に74あった総合農協は合併が進展し、平成14年、県下の財務基盤が脆弱な農協を救済するため、農水産業協同組合貯金保険機構等の支援を受けながら27農協が合併(与那国町農協は解散)して、沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)が誕生しました。

JAおきなわは、平成17年、沖縄県信用農業協同組合連合会及び沖縄県経済農業協同組合連合会を包括承継し、全国で2例目の1県1農協体制を整えました。

なお、県内には総合農協以外にも3つの専門農協と、農協の指導・監査等を行う沖縄県農業協同組合中央会があります。

表Ⅳ-11 総合農協及び専門農協数の推移

区分	昭50	55	60	平元	4	6	8	14	15	17	20
総合農協	71	60	59	57	51	31	28	1	1	1	1
専門農協	6	6	7	6	6	6	5	5	4	3	3

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」 注：農協数は、各年度末の現在数

(2) JAおきなわ及び専門農協の概要

JAおきなわは、組合員等の利便性を図る観点から、組合員に対する営農指導や組合員の生産する農畜産物の販売、肥料・農薬等の供給を行うほか、貯金の受入れ、営農・生活資金の貸付け、生命共済等の引受け等、組合員の営農、生活に必要なサービスを総合的に提供しています。

組合員数^{*1}は、農業者の高齢化を背景に正会員は減少しているものの、地域の農業事業利用者に対する組合加入促進運動等によって、准組合員が増加しており、全体としては増加傾向で推移しています。

表Ⅳ-12 JAおきなわ組合員数の推移

区分	17年度	19年度	20年度
正組合員	56,341	55,310	54,780
准組合員	61,911	63,195	64,540
合計	118,252	118,505	119,320

資料：JAおきなわディスクロージャー誌

表Ⅳ-13 専門農協の概要

名称	沖縄県花卉園芸農業協同組合	沖縄県酪農農業協同組合	沖縄県養鶏農業協同組合
設立年	昭和56年9月	昭和49年2月	昭和45年6月
組合員数	835人(うち正組合員682人) (平成21年4月末現在)	118人(うち正組合員97人) (平成21年3月末現在)	58人(うち正組合員53人) (平成21年3月末現在)
主な事業	花き類生産・販売 生産資材販売 等	生乳受託販売 生産資材販売 等	鶏卵受託販売 生産資材販売 等
	 浦添市伊奈武瀬	 八重瀬町友寄	 うるま市川田

*1 農協の組合員は、総会での議決権や役員選挙権を持ち、組合運営に参画する自ら農業を営む正会員と、議決権等は持たないが、一定の出資金を支払い農協事業を利用する准組合員で構成されている。

第5章 農村の振興



左上：

地下ダム工事完了後の散水状況
(宮古島市)

右上：

子ども農山漁村交流プロジェクト
(東村平良)

左下：

まきや真喜屋ダム上流のビオトープ
(名護市仲尾次)

右下：

赤土流出防止砂沈池
みやちなかたはる
(石垣市宮良仲田原)

第1節 農業・農村を支える農業農村整備事業の課題と対応

(1) 沖縄における農業農村整備事業

沖縄では、常襲する台風や干ばつなどの厳しい気象条件を克服し、生産性の高い農業を実現するため、昭和47年の本土復帰以降、ほ場整備や地下ダムの建設など本格的な農業用水の確保を積極的に進めてきました。

その結果、末端かんがい施設の整備は未だ不十分であるものの、平成20年度末の整備率は、ほ場整備が52%、畑地かんがいが39%、水源整備が56%と進んできました。この水を利用して、ゴーヤー、かぼちゃ等の野菜、マンゴーなどの熱帯果樹、花き、肉用牛等が生産され、亜熱帯性気候の特色を活かした農産物供給地となっています。

一方、農村の生活環境と定住条件を整備するため、農業集落排水施設、農村総合管理施設、集落道等の農村整備を総合的に実施していますが、まだまだ生活環境の整備は低い水準にあります。

また、降雨により流亡しやすい国頭マージなどの赤土が農地から海へ流出するのを防ぐ赤土等流出防止対策施設の整備を緊急に進める必要があります。

表V-1 農業農村整備の状況

	整備率 (平成20年度まで)	目標 (23年度振興計画)	達成率
ほ 場 整 備	52%	72%	73%
かんがい施設整備	39%	49%	79%
農業用水源施設整備	56%	69%	81%
農業集落排水施設整備	27%	50%	53%
赤土等流出防止施設	30%	70%	43%

資料：沖縄県農林水産部「平成21年度版沖縄県の農業農村整備」

(2) 国営かんがい排水事業の概要

沖縄は、山や川が少ない上、透水性の高いサンゴ石灰岩（琉球石灰岩）が広く分布し、雨が降ってもすぐに海に流出してしまうことから、沖縄農業の振興を図る上で、農業用水を確保することが大きな課題となっています。

このため、地上の河川を堰き止めて水を貯める一般的な地上ダムだけでなく、地下に止水壁を設けることでサンゴ石灰岩の空隙に水を貯める地下ダムの整備を積極的に推進し、昭和50年度着工の宮良川地区以来、平成21年度までに8地区において国営かんがい排水事業を実施し、うち6地区で完工しています。

これまでに国営かんがい排水事業で採択された地区の受益面積は、用水改良を含めて、約25,000haに達するなど、国営事業による水源開発は進展してきました。

国営の水源整備に併せて、県営事業・団体営事業による末端かんがい施設の整備も進められており、かんがい用水の利用によって干ばつの被害が低減され、ゴーヤー、マンゴー、肉用牛の産地が確立するなど、地域の農業振興に大きく貢献しています。

現在、伊江地区（平成16～25年度）、宮古伊良部地区（平成21～32年度）の2カ所で国営事業を実施しています。

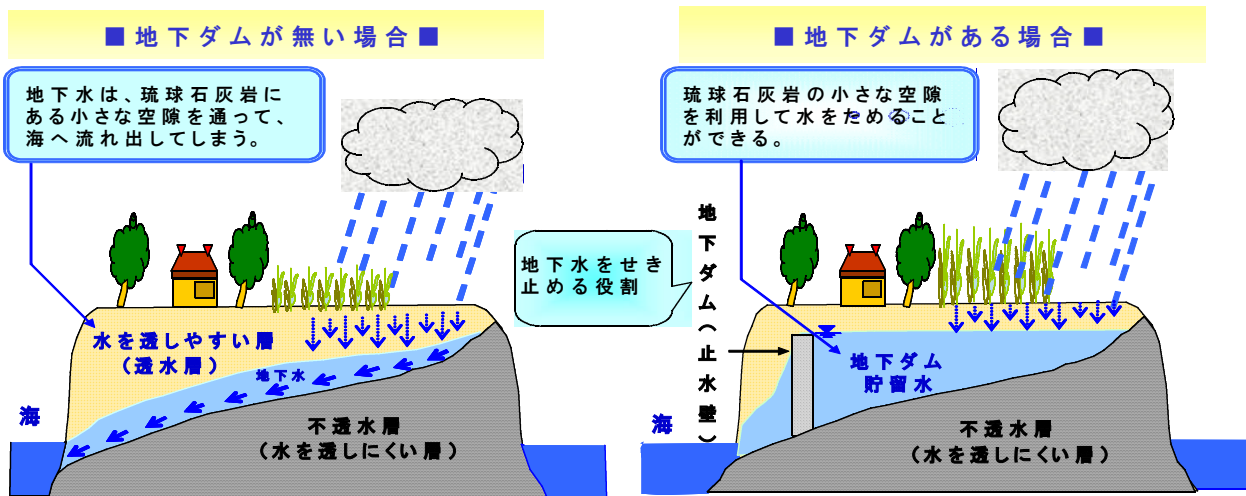
また、石垣島、多良間島の2カ所で、今後、国営事業を実施するための調査を行っています。

表 V - 2 国営土地改良事業の状況

地区名	関係市村	工期	受益面積	主要施設
宮良川	石垣市	昭50～平4	3,460ha	底原ダム他
名蔵川	石垣市	昭57～平10	760ha	名蔵ダム他
羽地大川	名護市、今帰仁村	昭60～平18	1,326ha	真喜屋ダム他
宮古	宮古島市	昭62～平12	8,400ha	砂川地下ダム他
沖縄本島南部	糸満市、八重瀬町	平4～平17	1,352ha	米須地下ダム他
伊是名	伊是名村	平11～平20	520ha	千原地下ダム他
伊江	伊江村	平16～平25(予定)	668ha	伊江地下ダム等
宮古伊良部	宮古島市	平21～平32(予定)	9,156ha	仲原地下ダム他

注：宮古伊良部地区に宮古地区の受益を含む。

図 V - 1 地下ダムの仕組み



地下ダムの工事 (伊江地下ダム) (左：工事中、右：工事完了後)



(3) 赤土等流出防止対策

① 赤土流出の課題と対応

沖縄の海域には美しい珊瑚や熱帯の魚介類等が生息し、水産業、観光産業を推進するための重要な資源となっています。しかしながら、国頭マージ等の降雨により浸食されやすい土壌が海域へ流出し、自然環境へ負担を与えるとともに、水産業や観光産業にも影響し、大きな社会的問題となっています。

図 V-2 流出源ごとの割合
(推算) (平成13年度)

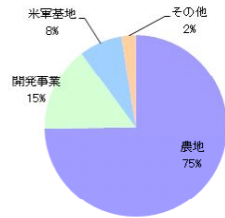
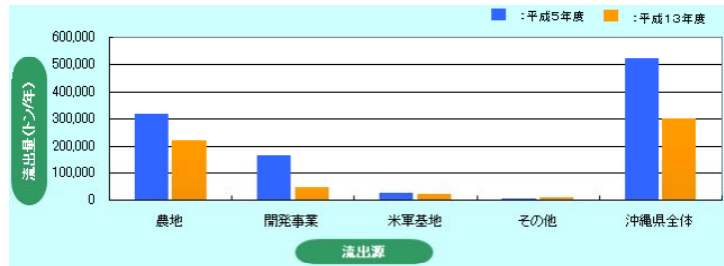


図 V-3 推定年間流出量



資料：沖縄県衛生環境研究所、沖縄県環境保全課試算値

② 農地からの赤土等流出防止対策

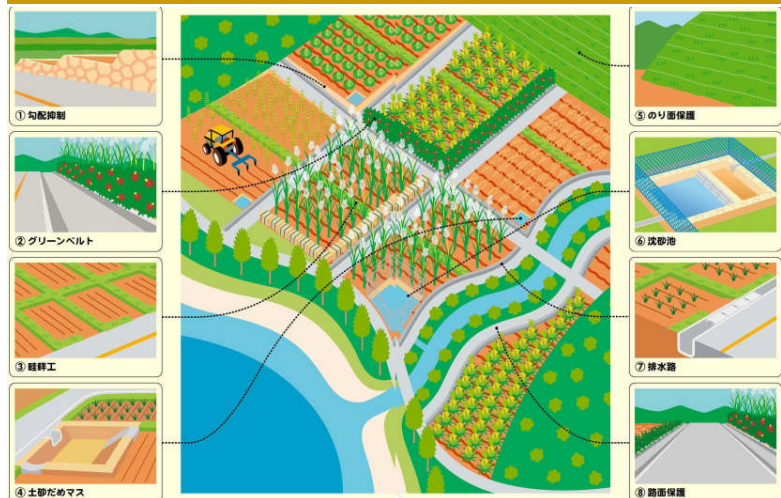
赤土等の流出は、海域環境への影響のみならず、農地から見れば貴重な耕土の流出を意味し、農地からの流出割合が大部分を占める現状とも相まって、その対策の推進は重要な課題です。

沖縄総合事務局としては、農地からの赤土等流出防止のため、平成5年度に創設された「水質保全対策事業（耕土流出防止型）」（補助事業）を積極的に実施しています。この事業により、排水路、沈砂池等を設置する流出水対策、ほ場の勾配修正、法面保護、暗渠排水等の発生源対策の土本的対策を行っています。併せて、「赤土等流出防止営農普及マニュアル」等を活用した緑肥作物によるほ場面の被覆、グリーンベルト設置、マルチング栽培等の営農的対策との連携による広域対策を実施しています。

なお、平成17年より、赤土等流出防止対策の一層の効果発現のために、地域全体の総合的な対策をまとめた「農地対策マスタープラン」を県内各地へ展開しています。

また、持続的・効率的な対策を推進するため、営農者自らが継続的に赤土等流出防止対策を講じることができるよう支援することとしています。

図 V-4 水質保全対策事業（耕土流出防止型）



資料：沖縄県「平成21年度版沖縄県の農業農村整備」

第2節 都市と農山漁村の交流の推進

近年、豊かな自然や心の安らぎなどを求めて農山漁村を訪れ、人々とのふれあいや農林漁業体験等を通じて余暇を楽しむ気運が高まっています。

このような農山漁村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）は、地域資源を活用するため地域の魅力を引き出すとともに、農山漁村が都市住民との交流の場となることから、地域の活性化にも大きく寄与するものとして期待されています。

沖縄でも、農山漁村地域において行政や民間団体等の様々な組織が主体となり、体験・滞在型のプログラムを提供し、都市住民等の旅行客を受け入れられています。特に、修学旅行や学校のセカンドスクールが、従来の観るだけの観光から体験型へと変化してきています。



（1）都市と農山漁村の交流に関する情報の発信

① 「子ども農山漁村交流プロジェクト」のシンポジウム開催（平成20年12月）

農林水産省では、文部科学省及び総務省と連携して、小学校の児童を対象に、農山漁村での宿泊体験活動として、「子ども農山漁村交流プロジェクト」に取り組んでいます。（事例Ⅴ-1）これは、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動となるものです。

沖縄においても、このプロジェクトの一環として、農山漁村における受入地域の拡大、学校関係者等への情報提供、都市と農山漁村の交流による地域の自立的な活動につなげることを目的として、シンポジウムが開催されました。

<事例Ⅴ-1：子ども農山漁村交流プロジェクトの取組>

やんばる交流推進連絡協議会（国頭村、東村、大宜味村）は、平成20年度に農林水産省から受入モデル地域として選定されました。平成20、21年度には、農林水産省の支援を受け、受入マニュアルの作成、受入農家の対応の向上を図るためのワークショップの開催等、受入地域が子どもを安全に受け入れるための体制整備を図ってきました。

やんばる交流推進連絡協議会は、平成20年度は13校731名、平成21年度は14校859名を県内の小学校からの受入れました。また、東村等の農林漁家での分泊、農業体験等を通じた子どもと地元の農家等との交流も行われました。

子どもの農業体験の様子



農家での宿泊の様子



② 「沖縄の都市農村交流施設」紹介

沖縄総合事務局農林水産部は、ホームページにおいて、「都市農村交流施設」サイトを開設し、県内での取組事例や農林漁業体験、農山漁村についての情報提供を実施しています。

図 V-5 沖縄の都市農村交流施設（沖縄総合事務局ホームページ）

登録されている都市農村交流施設一覧

市町村名	施設名	機能マーク	備考
国頭村	奥ヤンバルの里	🌿 🏠 🍷	
国頭村	国頭村観光物産センターゆいゆい国頭	🌿 🏠 🍷	

夢パティオたらま

村木のフケ平に囲まれた「夢パティオたらま」は、豊稔の赤瓦とまわりの緑の
色合いが、見る人の心を癒し、時の流れを忘れさせてくれる空間を演出しま
す。また、多自間の夜空は星のカーテンに包まれたような想い出す
遠んであり、あなただけの星が見つかるかもしれません。宿泊棟は
研修棟は、多目的ホール、リフレクシアを完備。体験棟では、薪を使
豆腐づくり、さとうきびから黒糖づくりを体験できます。

TEL: 0980-78-2888 FAX: 0980-78-2120
営業時間: - 定休日: 年中無休
URL: <http://www.villtarama.okinawa.jp/sietsu/yumecatio.htm>

西表島農家支援環境ネットワークNPO さとうきび畑

サトウキビの「パン」本格的な焼き付け、家庭の世話年間を通して種々
な農家体験を提供しております。

TEL: 0980-25-0128 FAX:
営業時間: 要問合せ
定休日: 要問合せ
URL:
施設までの地図

URL : <http://ogb.go.jp/nousui/kouryu/index.htm>

(2) 市民農園の開設状況

都市の住民がレクリエーションや自家用野菜の栽培等のため、野菜や花を育てるニーズの高まりに伴い、市民農園としての農地利用を行うために平成元年に特定農地貸付法*1が、休憩施設等の整備を円滑に進めるために平成2年に市民農園整備促進法が制定されました。沖縄においても、これらの法律に基づく市民農園が本島南部を中心に地方公共団体や農協等により開設され、市民への憩いの場となっています。

表 V-3 県内の市民農園開設状況（平成21年3月末現在）

	合計		開設主体別内訳									
	農園数	全体面積 (㎡)	地方公共団体		農業協同組合		農業者		構造改革特区		その他(NPO等)	
			農園数	全体面積 (㎡)	農園数	全体面積 (㎡)	農園数	全体面積 (㎡)	農園数	全体面積 (㎡)	農園数	全体面積 (㎡)
市民農園整備促進法	3	16,174	2	7,685	0	0	1	8,489	0	0	0	0
特定農地貸付法	10	50,851	6	34,056	3	8,401	1	8,394	0	0	0	0
合計	13	67,025	8	41,741	3	8,401	2	16,883	0	0	0	0

資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部調べ

*1 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）

(3) 中山間地域等直接支払制度

担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保することを目指し、平成12年度から中山間地域等直接支払制度が導入され、集落協定または個別協定^{*1}に基づいて5年間以上継続して行われる農業生産活動等を支援しています。

沖縄では、農業生産条件が不利な地域である中山間地域に加え離島において、過疎化や農業従事者の高齢化等による農業生産活動の低下のほか、地域文化の維持、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の低下が懸念されています。

特に、遠隔離島の農業生産性の低い地域においては深刻な問題であることから、9町村が知事特認地域として本制度の対象地域に認定されており、平成21年度に本制度に基づき交付金が交付された10協定のうち、6協定が知事特認地域におけるものです（事例V-2）。

表 V-4
平成21年度市町村別集落協定及び個別協定の概要

協定	市町村名	協定数	参加者数(人)	協定面積(ha)	
集落協定	一般	今帰仁村	1	5	5.0
		本部町	2	229	199.9
		名護市	1	34	17.1
	知事特認	伊是名村	1	274	459.7
		北大東村	1	92	521.5
		南大東村	1	295	1,741.8
		多良間村	1	270	263.0
	与那国町	1	176	441.4	
	計	9	1,375	3,649.4	
個別協定	知事特認	伊平屋村	1	1(生産組織)	178.2
	計	1	1	178.2	
合計		10	1,376	3,827.6	

資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部調べ

<事例V-2：北大東集落協定（北大東村）の取組>

北大東村の北大東集落では、本交付金を活用し、さとうきびの生産量を増大し、副産物であるバガスやケーキを堆肥化し農地に還元するため、肥料や農薬等の共同購入、さとうきびとカボチャ等の輪作体系の確立等に取り組んでいます。また、干ばつ対策として、水路等の清掃によるため池の貯水率の向上や灌水チューブを利用した点滴かんがい（少量の水で高い灌水効果が得られる方法）を実施しています。

その他、各集落が年間を通して子ども会を中心に農道の清掃や景観作物の植え付けを行い、集落内の美化に努めています。

この取組の結果、さとうきびの単収は平成17年の約3.8tから平成20年には約5.7tへと増加するとともに、認定農業者数は平成17年当初の30名から、目標の50名を大きく上回り、62名となるなど、遠隔離島の農業生産性の向上や持続可能な農業の推進等に貢献しました。

各集落での植栽の様子



共同購入した肥料



*1 集落協定：農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定
個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

第6章 食の安全と消費者の信頼の確保の推進



左上：

耳標のついた牛（石垣市^{さきえだ}宇崎 枝）

右上：

登録された肥料（JAおきなわ南部
地区営農センター）

左下：

ゴーヤーチャンプルー

右下：

教育^{やえせ}ファーム^{ぐしちやん}
（八重瀬町字具志頭）

第1節 食の安全と消費者の信頼の確保

(1) 食の安全の確保

① 生産資材の適正な使用の推進

生産段階における農薬の適正使用を推進するため、沖縄総合事務局では県と連携し、農薬の適正使用と飛散防止対策に関する会議、研修会等の開催、パンフレットの配布などを通じて、農薬の安全使用のための知識の普及と適正な使用に関する指導の強化を図っています。また、農家の農薬使用状況の調査や残留農薬の調査等を実施しています。



肥料についての品質の保全及び安全な施用を確保するため、沖縄総合事務局では、肥料取締法に基づく県内の肥料の登録受付等を行っており、平成21年3月末現在、県内で登録されている普通肥料は、48件（22事業者）となっています。今後とも肥料の生産・輸入業者や農家等に対し、肥料の規格、施用基準及び登録制度等に関する普及・啓発を図る必要があります。

飼料について、沖縄総合事務局では、家畜の飼養農家を巡回して、飼料の使用基準の遵守状況を調査し、改善指導を行っています。

更に、BSE対策として、飼料用動物性油脂製造原料に牛のせき柱が混入しないよう、また、豚及び家きん由来混合肉骨粉製造原料に他の家畜由来の原料が使用されないようにするため、製造事業者による原料収集先への契約実施状況の確認に同行し、原料収集先の契約遵守の状況を調査しています。

② 農業生産工程管理（GAP）の導入・推進

農業生産工程管理（GAP（Good Agriculture Practice））とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。農産物の安全性の確保のみならず、環境の保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法です。

沖縄総合事務局では、農業者等に対して先進事例の紹介やチェックリストの作成（工程管理）の演習を行うなど、GAPの導入・推進に努めてきました。



平成22年4月には、農林水産省が特に実践を奨励すべき取組を明確にするためGAPの共通基盤に関するガイドラインを策定したことから、その普及・奨励を図ることとしています。

③ 口蹄疫への対応

平成22年4月、宮崎県において口蹄疫が発生した際は、沖縄総合事務局としては、沖縄県と緊密に連携するとともに、防疫作業の支援として現地に職員を派遣しました。

(2) 消費者の信頼の確保

① 食品表示の適正化の推進

沖縄総合事務局ではJAS法*1に基づき食品表示の適正化を進めるため、県と連携し、

- ・ 県内における小売店舗等を巡回し、食品の表示状況の調査の実施、
 - ・ 消費者等からの食品表示に対する不適正表示についての情報提供（食品表示110番）や食品表示への疑問及び問合せ等表示に関する受付・相談、
 - ・ 消費者及び食品販売事業者への食品表示制度の普及・啓発のためのフォーラム、表示講習会等の開催
- 等各種の取組を行っています。

ア 食品表示の状況

沖縄における食品の表示状況（表示率）については、平成16年度に名称70%、原産地39%でしたが、平成20年度には名称83%、原産地72%と改善されてきており、店舗等における適正な表示が推進されてきています。

平成19年の「えだまめ」及び平成20年の「海ぶどう」の産地偽装事案等が発生したこともあり、生鮮食品の原産地や加工食品の原料原産地表示についての県内消費者の関心が高まってきており、今後とも引き続き食品表示制度の周知徹底を図るとともに偽装事案等の監視を強化していく必要があります。



表示調査の実施

表 VI - 1 表示調査の内容等

	調査内容等
一般調査（生鮮食品等調査）	小売店舗で販売されている生鮮食品及び有機農産物等の表示が適正に表示されているか、日常的に調査を実施する。
特別調査	食品の季節性及び出回り時期を考慮し選定した品目について、表示状況の確認や科学的分析の調査を実施する。毎年度、3～4品目を調査。

表 VI - 2 一般調査における生鮮食品表示状況の推移（適正表示店舗）

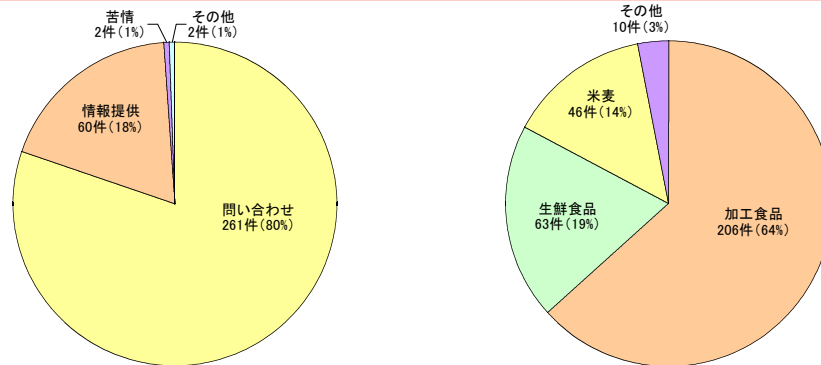
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
名称の表示率	70%	79%	85%	86%	83%
原産地の表示率	39%	67%	72%	75%	72%

*1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）

イ 食品表示110番の受付状況

沖縄総合事務局の食品表示110番に寄せられた情報は325件（平成21年度）となっており、受付内容別にみるとそのほとんどが表示についての問い合わせとなっています。品目分類別には、加工食品に対する問い合わせが最も多く全体の6割を占めています。

図Ⅵ-1 食品表示110番内訳（左：受付内容別、右：品目別）



② トレーサビリティの推進

ア 牛のトレーサビリティ

トレーサビリティとは、食品が生産から販売にわたってどのようなルートを通ったか把握できるようにすることであり、トレーサビリティを確立すれば、食品事故発生時の原因発生の究明や回収などがより迅速に行えるようになります。

沖縄総合事務局では、牛のトレーサビリティ制度の適正な運用を図るため、牛の管理者に対し、耳標の装着状況や牛の出生、異動、死亡の届出の状況等に関する巡回調査を実施し、指導を行っています。

また、牛肉の販売業者及び主に牛肉を用いた特定料理提供業者に対しては、個体識別番号の表示と帳簿の記載及び備付けの状況等について、巡回調査を実施し、指導を行っています。その他、牛肉の個体識別番号が正しいものであるかどうかを調査するため、牛肉のDNA鑑定用のサンプル採取を行っています。



イ 米のトレーサビリティ

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」が平成22年10月から施行されることとなり、この法律に基づいて立入検査等を行うこととなります。

ウ 食品（牛肉以外）のトレーサビリティ

沖縄総合事務局では、牛肉以外の食品についても、トレーサビリティの確立を図るため、全国のトレーサビリティの取組事例の紹介等を行うセミナーやフォーラム等を開催しています。



③ 消費者に対する情報提供とニーズの把握

ア 消費者の部屋

沖縄総合事務局では、「消費者の部屋」を設置し、農林水産行政、食料生産、食生活等に関する各種情報を紹介・提供しています。また、食生活等に関する消費者からの相談等に対応するとともに、要請に応じて「移動消費者の部屋」を開設しています。

平成21年度における「移動消費者の部屋」の開設は7回（延べ14日）で、食品や食育等に関する各種イベントに併せて開設し、「食品表示」、「食育推進」、「食品トレーサビリティ」、「ごはん食推進」、「教育ファーム」等に関するポスター展示やパンフレット等の配布、農林水産行政、農業生産、食生活等に関するビデオの放映、「食事バランスガイド」のビッグコマ（模型）の展示等により情報提供を行うとともに消費者相談窓口を開設しました。

表 VI - 3 移動消費者の部屋の開設状況（平成21年度）

開設日	会場	イベント
平成21年 6月2日	那覇第2地方合同庁舎1号館	白書（「食料・農業・農村」、「水産」、「森林・林業」）説明会 （主催：沖縄総合事務局）
平成21年 6月3日	那覇第2地方合同庁舎1号館	沖縄版「食事バランスガイド」説明会 〔主催：沖縄総合事務局、共催：沖縄県、 （社）沖縄県栄養士会〕
平成21年 6月8～12日	県庁県民ホール	食育に関するパネル展 （主催：沖縄県）
平成21年 8月3～4日	ジャスコ那覇店	「お米の日」（8月8日）にちなんだパネル展 （主催：沖縄総合事務局、共催：沖縄県、 那覇市）
平成21年 11月27～29日	沖縄コンベンションセンター	離島フェア2009 （主催：離島フェア開催実行委員会）
平成21年 12月1日	名護地方合同庁舎	農林水産情報交流ネットワーク事業情報交流会 （主催：沖縄総合事務局）
平成22年 2月24日	那覇健康保険センター	沖縄版「食事バランスガイド」説明会 （主催：那覇市食生活改善推進協議会）

イ リスクコミュニケーション等の推進

農林水産省では、食に関する安全行政推進の一環として、消費者庁等の関係府省と連携し、食品の安全性確保等に関する意見交換を行う「食品に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）」を開催しています。

沖縄総合事務局も、ホームページ等で消費者、食品事業者へ食の安全に関する情報を提供するとともに、平成22年2月22日、「食品の安全とリスク」のセミナーを開催しました。

「食品の安全とリスク」セミナー



第2節 健全な食生活の確立

(1) 長寿県沖縄の実状

沖縄は長寿県として知られ、国内外から注目されています。沖縄に長寿者が多い要因として、「温暖な気候」、「食生活」等が挙げられます。

沖縄の食生活の特徴としては、豚肉や昆布等の海藻類の消費量が多いこと、豆腐や野菜を豊富に消費すること、塩分の摂取量が少ないこと等があります。沖縄では豚肉の消費量が多いものの、豚肉料理には野菜、昆布等が多く使われ、栄養バランスの優れたものとなっており、例えば、豚肉、島豆腐、季節の野菜を使う「チャンプルー」は代表的な沖縄料理として、県民に親しまれています。

しかし、近年の都道府県別平均寿命をみると、女性は首位を保っているものの、男性は昭和60年には首位であったのが、平成17年の調査では25位にまで順位を落としています。また、年齢別の平均余命でも、女性は、各階層で首位を保っているものの、男性は65歳以上では首位であるが、40歳では20位、20歳では26位となっています。一方、社会保険健康事業財団の調べでは、県別の肥満割合（BMI=25以上）で沖縄は男女とも全国1位であることが明らかになっています。

今後ともバランスのとれた食事、適度な運動、休養など生活習慣の改善に取り組み、健康を維持していくことが重要です。

表VI-4 平均寿命の推移

(単位：歳 (全国順位))

	昭.50	60	平.7	17
男	72.5(10位)	76.3(1位)	77.2(4位)	78.6(25位)
女	79.0(1位)	83.7(1位)	85.1(1位)	86.9(1位)

資料：厚生労働省「平成17年都道府県別生命表の概況」

表VI-5 BMI25以上の割合

(単位：%)

	割合	全国最低県
男	46.9	新潟県(25.2)
女	26.1	東京都(15.1)

資料：社会保険健康事業団

「平成16年度政府管掌健康保険生活習慣病予防検診におけるメタボリックシンドロームリスク保有者について」

注：BMIとは、体重(kg)を身長(m)の二乗で除した値であり、25以上で肥満となる。

(厚生労働省「平成19年国民健康・栄養調査報告」参照)

(2) 食育の推進

① 食育推進基本計画の策定

平成17年に制定された食育基本法においては、「食事バランスガイド」の推進や教育ファームの取組等を目的とした、国の「食育推進基本計画」を基本に「都道府県食育推進計画」を作成するよう努めることなどが定められ、沖縄県では、平成19年2月に「沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅ(万人)プラン～」を作成しました。沖縄県食育推進計画では、国、県、市町村、ボランティア団体、県民がそれぞれの役割を十分認識しながら連携し、県民運動としての食育の推進を目指していくこととされています。

② 沖縄における取組状況

ア 沖縄版「食事バランスガイド」の普及促進

「食事バランスガイド」とは、「何を」「どれだけ」食べたら良いのかという食事の目安をわかりやすく、イラストで示したものです。

沖縄の食生活の特徴として、使用する食材や料理方法等に地域性があるため、沖縄総合事務局は県及び(社)沖縄県栄養士会と連携して、平成18年1月に沖縄版「食事バランスガイド」を作成しました。

沖縄版「食事バランスガイド」を普及することにより、バランスのとれた食生活を送り、県民の健康づくり、生活習慣病の予防に寄与することが期待されます。



(説明会等開催による普及促進)

沖縄総合事務局は、これまで県や(社)沖縄県栄養士会と連携して、那覇市、浦添市、宮古島市、石垣市、名護市など県内各地において消費者等を対象に説明会を開催してきました。

平成21年度においては、那覇市、宜野湾市の食生活改善推進協議会の定例会等で「食事バランスガイド」の勉強会を行い、食に関する様々な活動を地域で行っている会員への普及を図りました。



(各種媒体を活用した普及促進)

沖縄総合事務局が主催する各種イベント会場のみならず量販店や離島フェア会場等にも「移動消費者の部屋」を設置し、食育に関するパネル展示を行うとともに、「食事バランスガイド」をはじめとした各種パンフレット等を配布し、食生活の改善を呼びかけました。

その他、県内の小中学校や公共機関、食品関連事業者等にもリーフレットやポスターを配布し、「食事バランスガイド」の利活用を働きかけるとともに、県及び沖縄総合事務局のホームページでも食育に関する取組を紹介するなど、様々な媒体を活用してその普及促進を図っています。

お米にちなんだパネル展



2009離島フェア会場の様子



(沖縄県生活協同組合連合会における取組)

平成21年度は沖縄県生活協同組合連合会が農林水産省の補助事業として「食育先進地モデル実証事業」を実施しました。

県やモデル地域(名護市、沖縄市、南城市、宮古島市)の行政、食品流通業者、栄養士会等と連携し、沖縄だからこそできる、沖縄ならではの食育をめざし、「食事バランスガイド」の普及に取り組みました。

事業の一環で行われた「食育と健康まつり」



イ 教育ファームの推進

国の食育推進基本計画では、「自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組」を推進することとなっており、教育ファームの取組を行っている市町村の割合を平成22年度までに60%とする目標が掲げられています。

(沖縄県教育ファーム推進協議会の設置及び開催)

沖縄における教育ファームの推進を図ることを目的に平成20年に設置された「沖縄県教育ファーム推進協議会」では、構成メンバー間で情報提供及び意見交換等を行うため定期的に協議会を開催することとしており、平成21年12月には「第2回沖縄県教育ファーム協議会」が開催されました。この協議会では、県内の関係機関と連携し、各地域において、農林漁業体験学習を推進している団体や組織、学校等を把握するとともに、参加機関がホームページ等を利用して情報提供に取り組むことが決定されました。

教育ファームイメージ



(3) ごはん食の推進

我が国における米の年間1人当たりの消費量は、食生活の多様化が進んだこと等により、昭和37年度の118kgをピークに減少が続いており、平成20年度には半分の59kgとなっています。

お米を中心としたごはん食は、様々な食材との相性が良く栄養バランスに優れ、生活習慣病の予防にも役立つといわれています。また、地元の食材を活用した主菜、副菜を組み合わせることにより地産地消にもつながることから、ごはん食の推進は食料自給率向上の面からも重要な取組の一つとなっています。

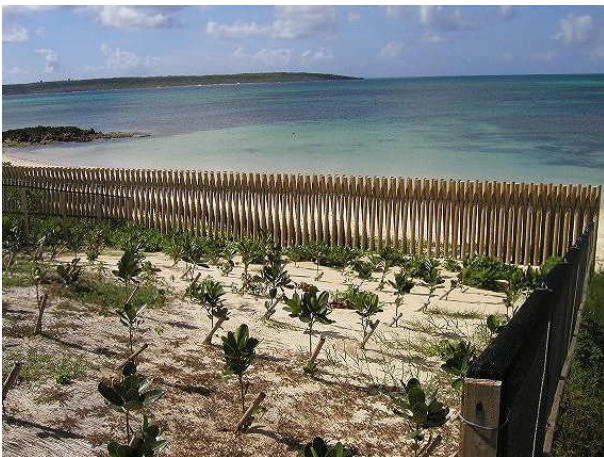
(沖縄総合事務局によるごはん食推進の取組)

沖縄総合事務局では、8月8日の「お米の日」に、米消費拡大のイベントを展開しており、平成17年度からは、「お米の日（8月8日）にちなんだパネル展」を実施しています。このイベントでは、ごはん食推進に関するパネル展示やパンフレット配布を行うとともに、県、那覇市食生活改善推進協議会の協力を得て、お米を中心とした理想的な献立サンプル等の展示、体脂肪測定により、食生活改善指導を行うなど、来訪者から好評を得ています。

また、食育月間のイベントや離島フェアに設けた移動消費者の部屋においても、パネル展示並びにパンフレット等を配布し、ごはん食推進活動を行っています。



第7章 森林・林業の振興



左上：

国頭村の森林（国頭村^{べのき}辺野喜）

右上：

復旧治山事業^{てどこん}
（南城市佐敷字手登根）

左下：

海岸防災林造成事業
（宮古島市下地与那覇）

右下：

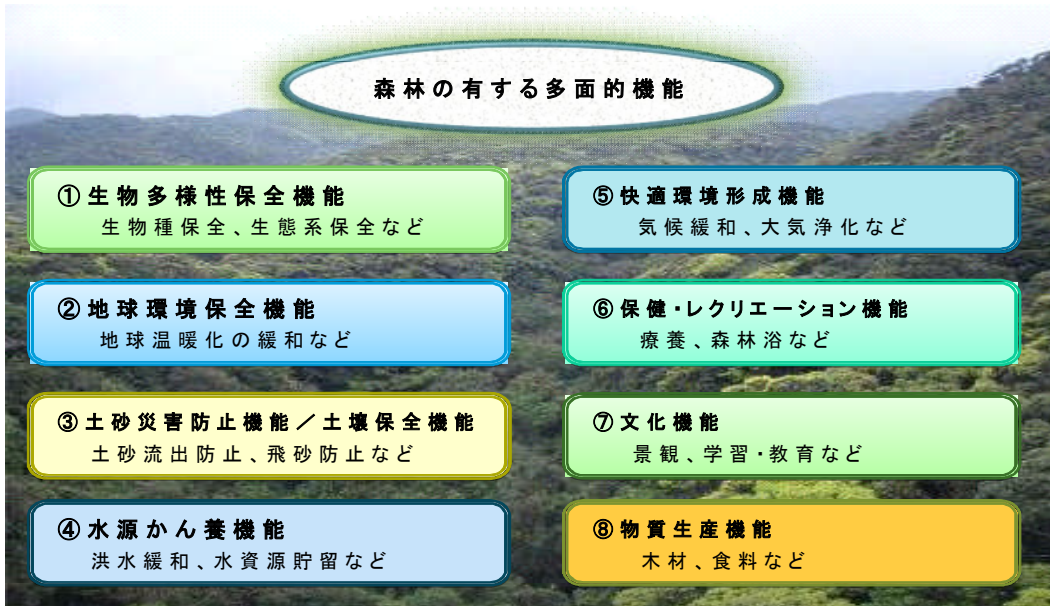
エノキタケ生産出荷施設^{なかおじ}
（今帰仁村仲尾次）

第1節 森林の役割と森林資源の状況

(1) 森林の役割

森林は、木材等の生産のほか、地球温暖化の緩和、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全、文化・教育、森林レクリエーションなどの多様な機能の発揮を通じて県民生活と深く結びついています。これらの機能は、森林を適切に維持管理することによって高度に発揮されるものです。

沖縄では、特に地理的・気象的条件から、台風や季節風による農作物等への被害、山地に起因する災害、水需給の逼迫などが慢性的に発生していることから、森林の有する多面的機能の発揮に対する県民の要請が強くなっています。



資料：林野庁ホームページ (写真は、国頭村の森林)

(2) 沖縄の森林資源の状況

沖縄の森林は、戦中・戦後の過伐などにより著しく減少・荒廃したことから、県土面積に占める森林の割合は46%と、全国の67%に比べて低い水準にあります。これらの森林は、森林率で見ると沖縄本島北部（64%）及び八重山地域（61%）に偏在し、都市化の著しい本島中南部地域（21%）や宮古地域（16%）は極端に森林が少なくなっています。また、本島中南部や宮古地域の森林においては、スキなどに覆われた未立木地やギンネムなどが優先する荒廃原野が多く残されています。

表Ⅶ-1 森林資源の比較

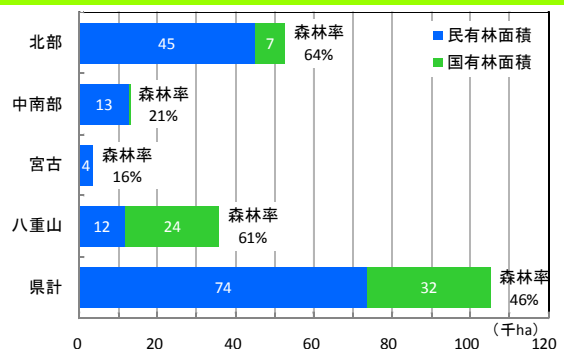
区分	森林面積(千ha)		人工林面積(千ha)	
	森林率(%)		人工林率(%)	
沖縄県 (平成21年4月)	総数	105	12	11
	国有林	32	2	6
	民有林	74	10	14
全国 (平成19年3月)	総数	25,097	10,347	41
	国有林	7,686	2,364	31
	民有林	17,411	7,983	46

資料：林野庁「森林・林業統計要覧」

沖縄県「沖縄の森林・林業」

注：無償貸与国有林（4,440ha）は、民有林に含む。

図Ⅶ-1 地域別森林面積及び森林率



資料：沖縄県「沖縄の森林・林業」

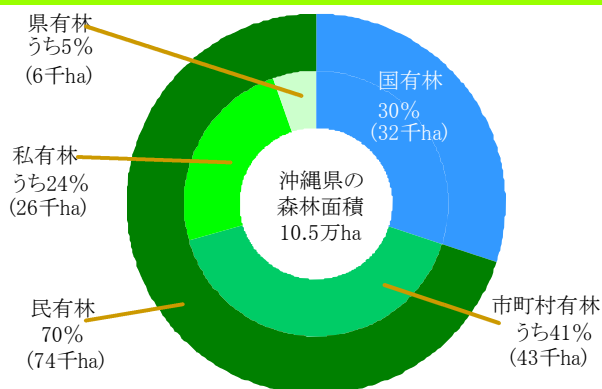
注：平成21年4月1日現在

沖縄の森林を所有形態別にみると、国有林30%（32千ha）、民有林70%（74千ha）となっています。

民有林は、市町村有林、私有林、県有林から構成されており、比率は、市町村有林58%（43千ha）、私有林35%（26千ha）、県有林8%（6千ha）となっています。市町村有林が6割近くを占めていることが、沖縄の民有林の大きな特徴です。

また、民有林を人工林・天然林別の蓄積量でみると、人工林14%、天然林86%となっており、イタジイなどの亜熱帯性広葉樹からなる天然林のウエイトが極めて高い状況にあります。また、民有林1ha当たりの森林蓄積は119m³で、全国平均の193m³に比べ著しく低い状況にあります。

図Ⅶ-2 所有形態別森林面積



資料：沖縄県「沖縄の森林・林業」

注：平成21年4月1日現在

国頭村の民有林



リュウキュウマツ造林地。松くい虫被害の予防を毎年実施

第2節 多面的機能発揮のための森林整備

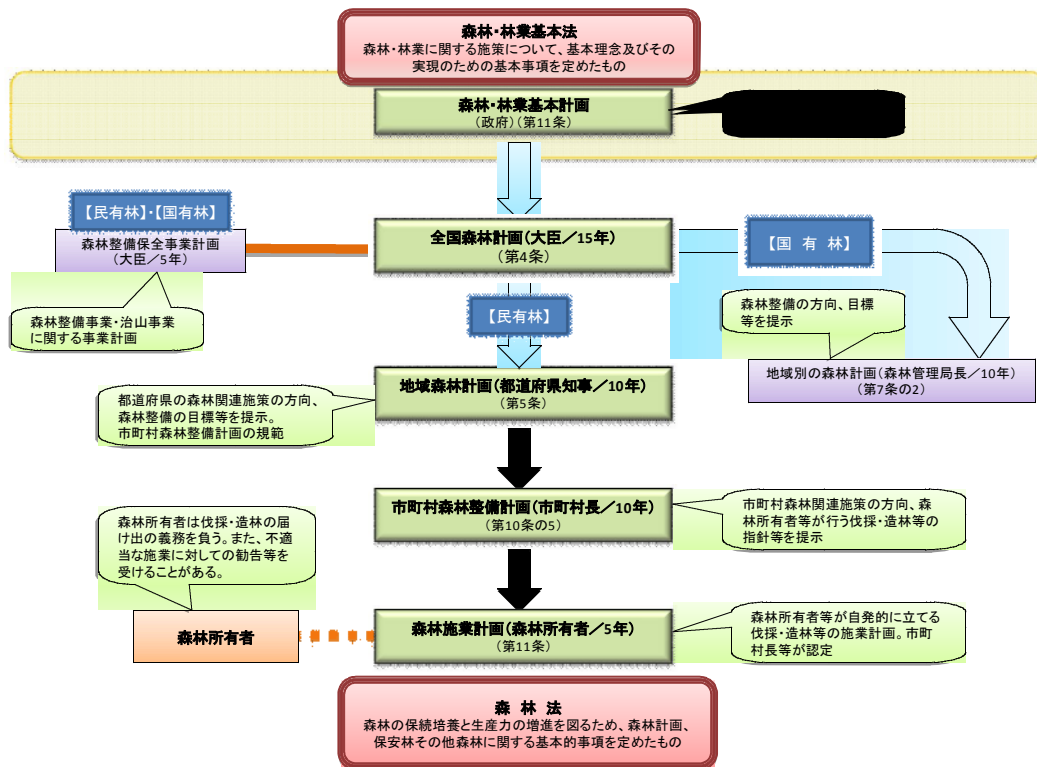
(1) 健全な森林整備の推進

森林・林業基本法においては、森林の有する多面的機能の発揮と山村振興への配慮などが基本理念とされ、健全な森林整備の推進に対する国民の期待は大きくなっています。

森林・林業基本計画において、森林・林業に関する長期的、総合的な政策の方向、森林整備の目標を策定し、これに応じて関連施策を推進するとともに、森林所有者等に、地域の実情に応じた森林施業の指針等を明らかにしています。国、都道府県、市町村及び森林所有者レベルを通じた森林計画制度が森林法において体系づけられています。

県では、「沖縄北部」、「沖縄中南部」、「宮古八重山」の3地域の森林計画区ごとに、それぞれ10年を1期とする「地域森林計画」が策定しています。

図 VII - 3 森林計画制度の模式図



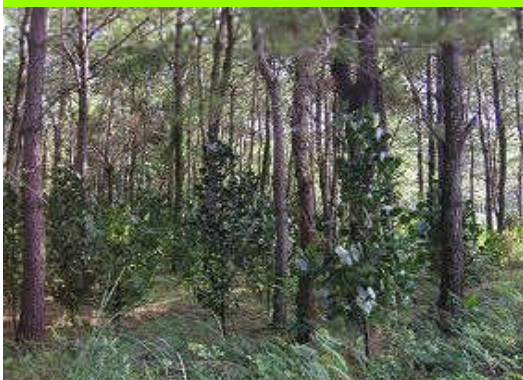
資料：林野庁「平成17年度森林及び林業の動向」

(2) 森林整備の現状

沖縄においては、復帰前から行われていた造林事業及び復帰後の各種造林関係施策の実施により、約1万haの人工林が整備され、資源内容は徐々に充実してきています。しかし、長期にわたる木材価格の低迷等を背景とした経営意欲の減退などによって、手入れが不十分となっている森林が見受けられるほか、本島中南部地域や宮古地域においては、いまだに荒廃原野が多く残っている状況にあります。

現在の森林整備の状況は沖縄の森林状況を踏まえ、広葉樹（テリハボク等）の造林、複層林施業、育成天然林施業など、各地域に適した森林造成及び保育が実施されています。

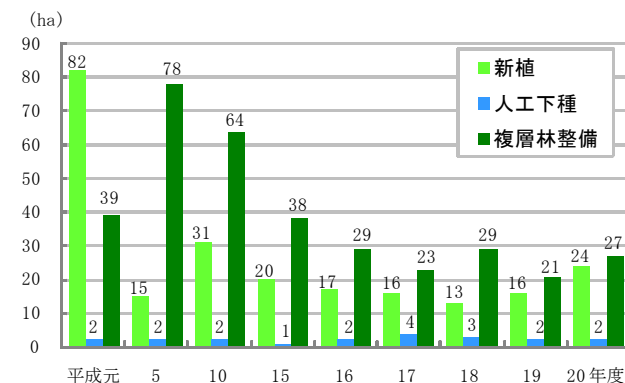
複層林整備（宮古島市）



（上層木：リュウキュウマツ）

（下層木：フクギ）

図Ⅶ-4 人工造林及び複層林面積の推移



資料：沖縄県「沖縄の森林・林業」

注：「人工下種」とは、人工的に種子を散布すること。

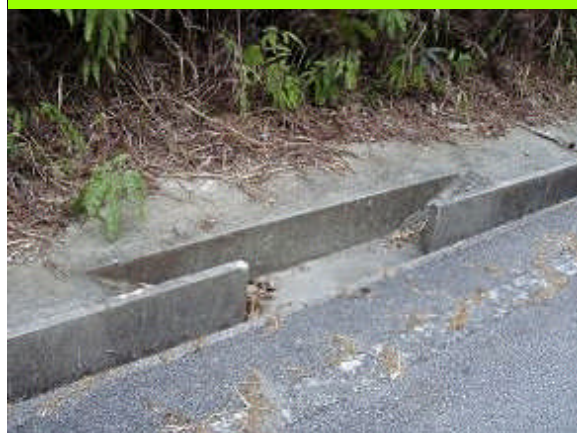
林道整備については、20年度末までに、総延長で304km（県営135km、市町村営169km）が整備されており、地域別にみると、北部が250km（82%）、中南部が26km（9%）、八重山が27km（9%）となっています。また、森林1ha当たりの林道密度は、4.1mで全国平均の80%となっています。

なお、林道事業の実施に当たっては、環境保護、希少動植物保護に配慮して環境調査、貴重な小動物に配慮した改良L型側溝の配置や既設U字溝の改良、施工時期の移動、赤土流出防止対策を図るなど環境に配慮した工事を行っています。

改良L型側溝



既設U字溝の改良



小動物が側溝に留まらないよう配慮

第3節 災害に強い県土づくりのための保安林整備

(1) 保安林の指定状況

水源かん養、土砂流出防備、防風・防潮、魚つき、公衆保健など、公共の目的を達成する目的として、森林法第25条に基づき沖縄では12種類の保安林が指定されています。県内の平成21年度末現在の保安林面積は、30,456haで森林面積の29%を占めるにすぎず、全国（47%）に比べると非常に低くなっています。災害に強い県土づくりのためにも保安林の計画的な指定拡大が必要です。

沖縄の大きな特徴として、潮害防備保安林が全国の指定面積の約3割を占めており、占有率（10.57%）が全国平均（0.11%）の約百倍（特化係数96.1）となっています。

表Ⅶ-2 保安林の種類別面積の比較

種類	沖縄県(平.22.3)		全国(平.20.3)		全国に占める沖縄 県の割合(%)	特化係数
	面積(千ha)	占有率(%)	面積(千ha)	占有率(%)		
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)=(A)/(C)	(F)=(B)/(D)
水源かん養	23.0	66.52	8,966	71.13	0.26	0.9
土砂崩壊	0.8	2.30	57	0.46	1.38	5.0
防風	0.8	2.27	57	0.45	1.39	5.1
潮害防備	3.7	10.60	13	0.11	27.13	96.1
干害防備	0.7	2.13	121	0.96	0.61	2.2
保健	4.5	12.99	698	5.54	0.64	2.4
その他	1.1	3.19	2,693	21.36	0.04	0.1
合計	(34.6)	(100.00)	(12,606)	(100.00)	(0.27)	(1.0)
	30.5		11,876		0.26	

資料：沖縄県「沖縄の森林・林業」、林野庁「森林・林業統計要覧」

注：合計の上段（ ）内は延べ面積、下段は実面積。

(2) 治山事業の現状

治山事業は、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成を図る上で極めて重要な国土政策の一つです。

森林法により策定された森林整備保全事業計画に基づき、「国民が安心して暮らせる社会の実現」等を目標として、「安全で安心して暮らせる国土づくり」、「豊かな水を育む森林づくり」等を図るような計画的な事業の実施が必要です。

表Ⅶ-3

治山事業の種類（沖縄県が実施している事業）

事業名	事業内容	主な工種	補助率
復旧治山	崩壊地、荒廃溪流等荒廃山地の復旧	溪間工 山腹工	9/10
予防治山	荒廃危険山地などの崩壊等の未然防止		
水源流域 地域保全	集落等の水源山地に存する荒廃した森林等の一体的整備	溪間工 森林整備	9/10
保安林改良	被災した保安林又は劣悪な保安林の復旧整備	編柵工 植栽工	1/2
保育	機能が低位な保安林の保育等	下刈、除伐	1/3
海岸防災林 造成	飛砂害、潮害等を防止するための森林の造成	防潮・防風 工	8/10
防風林造成	風害を防止するための森林の造成	植栽工	
環境防災林 整備	山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するための森林の造成改良整備	森林造成 多目的広場	1/2
水源の里保 全緊急整備	地域住民等の参画による山村集落周辺の荒廃地等の整備	溪間工 森林整備	9/10

沖縄においては、近年の大型化した台風等により、モクマオウを主体に整備されてきた潮害防備保安林が大きな被害を受けている状況にあります。その機能の回復を図るため、離島を中心に、テリハボク等を植栽するなど郷土樹種を活用した海岸防災林造成事業等が実施されています。

なお、事業の実施に際しては、景観等にも配慮して丸太防風工が設置されるようになっています。

復旧治山事業
あは
(国頭村安波)



海岸防災林造成事業
(宮古島市上野宮国)



第4節 山村振興のための林業・木材産業

(1) 林業・木材産業の現状

木材生産は、県内の森林面積の約82%を占める本島北部地域と八重山地域を中心に行われているが、①本島北部地域では過疎化が進展していること、②八重山地域は離島であり大消費地から遠いこと、③生産・流通体制整備が遅れていること、④森林の主な樹種が低質な広葉樹であり安価なこと、等により低調な水準にあります。

生産された木材は、従来からチップ用原木、矢板などの土木工事用資材、薪炭材として利用されてきましたが、近年、木材加工技術の向上や県産材需要拡大施設の整備などによりフローリング材、事務机及び家具用資材など、付加価値の高い製品の生産が増加する傾向にあり、今後の進展が期待されています。

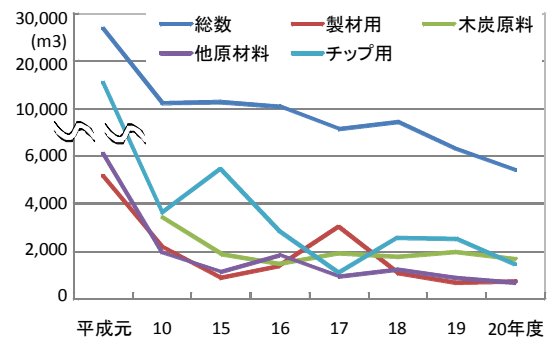
また、本島北部地域にきのこの生産出荷施設が整備されたことから、きのこ生産の培地等としてのオガ粉の需要も今後期待されています。

木材の供給について、平成20年の総供給量は512百m³で、その内訳は、輸入材18%、移入材71%、県産材11%となっています。主に供給される製材品は県産材が住宅用構造材としての利用が不向きなこともあり、多くを県外産の移入材（九州産スギ材）に依存している状況にあります。

本島北部に整備された特用林産物生産出荷施設は地元の雇用拡大にも結びついており、山村振興に大きく寄与するとともに、生産過程で発生するオガ粉等からなる廃床を肥料等に活用する循環型農業も促進されつつあります。

沖縄における一世帯当たりの年間きのこ購入額は、全国に比べて少ないことから、きのこの種類、栄養、生理調整機能などに関する情報提供を行い、きのこに対する理解を深めるとともに、調理方法を紹介するなど、消費拡大を図ることが必要となっています。

図Ⅶ-4 素材生産の推移



資料：沖縄県「沖縄の森林・林業」

表Ⅶ-4 特用林産物生産量の推移

区分	年度	平成元	10	15	16	17	18	19	20
生いたけ(t)	36.7	7.9	16.2	8.3	8.4	7.2	7.0	4.9	
ひらたけ類(t)	124.5	106.7	32.7	36.9	37.3	42.2	44.8	37.9	
えのきたけ(t)	-	-	377.0	344.5	381.0	455.2	574.9	656.2	
ぶなしめじ(t)	-	-	-	-	-	-	101.6	452.4	
その他きのこ(t)	3.2	-	16.3	17.9	21.9	17.7	6.3	2.2	
たけのこ(t)	26.2	3.4	2.6	1.8	3.2	2.9	1.9	3.0	
オオタニワタリ(千枚)	1,358	2,673	770	836	864	953	1,108	1,189	
ピロウ葉(千枚)	13	24	83	83	81	133	149	123	
木炭(t)	832	441	248	196	245	226	223	225	
しきみ(kg)	1	490	188	60	60	80	611	177	
ユーカリ(t)	5.5	5.3	13.2	17.4	17.4	14.2	7.1	2.4	

資料：沖縄県「沖縄の森林・林業」

注：オオタニワタリは、平成15年度以降は林業施設からの生産量が対象

(2) 沖縄林業構造確立施設の整備

県が策定する「沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム」に即して、効率的な林業生産体制の早急な確立、林産物の加工・流通コストの低減、特用林産物の生産等のための施設整備が重点的に進められています。

八重瀬町具志頭においては木工所等から出る廃材をオガ粉に変える森林バイオマス等活用施設、金武町においては県産材の需要拡大を図るため、乾燥・製材・加工施設、国頭村においてはぶなしめじの生産等を行う特用林産物活用施設などの整備が行われました。

平成21年度には、北大東村において島に自生するタイリン月桃を活用した製品の加工流通体制を確立するための特用林産物加工流通施設等が整備されています。



第5節 森林病虫害等の防除の取組

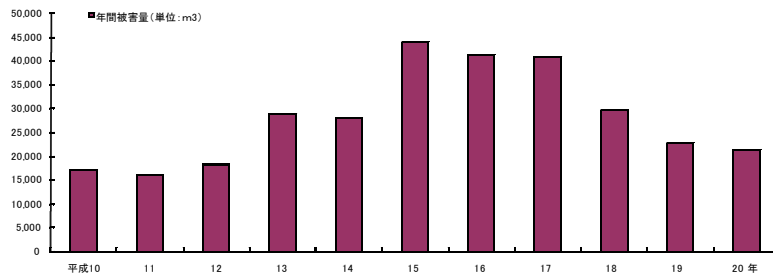
沖縄の主な森林病虫害には、リュウキュウマツに重大な被害を与える「松くい虫」やウイルスを病源体としてリュウキュウマツの枝や径幹から多量の樹脂を流出し枯損に至らせる病害である「松の漏脂胴枯病」、キオビエダシャクという蛾の幼虫がイヌマキの葉を食害し枯死させる「キオビエダシャク」などがあります。

森林に多大な被害をもたらすことから、森林病虫害等防除法に基づき、被害の早期発見と薬剤散布による早期駆除などを実施し、森林の保全を図っています。

松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という線虫がマツの樹体内に入ることによってマツが枯死し、この線虫を「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫が媒介し被害を拡大させることから、被害木の伐倒焼却駆除、薬剤の散布、樹幹注入等の防除対策を行っています。

平成14年度に国、県、米軍等の関係機関が連携して実施した「松くい虫ゼロ大作戦」以降、平成15年をピークに被害量は減少傾向を示しています。

図Ⅶ-5 松くい虫被害量の推移



資料：沖縄県調べ

キオビエダシャク



表Ⅶ-5 市町村別松くい虫被害の推移

市町村名	(単位:m³)					
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国頭村	5,583	5,230	2,770	614	44	8
東村	3,806	3,306	1,642	157	9	3
大宜味村	7,374	5,621	3,189	415	6	6
今帰仁村	32	10	44	71	33	51
本部町	47	28	116	32	48	117
名護市	8,824	8,139	9,370	4,267	1,506	1,935
宜野座村	1,238	1,438	4,313	3,238	2,507	2,467
金武町	2,554	4,016	6,928	7,487	3,075	2,085
恩納村	9,050	9,188	9,999	11,511	14,601	14,286
伊江村	29	15	4	1	-	-
読谷村	2,102	2,167	924	389	61	7
嘉手納町	65	33	45	17	7	0
沖縄市	253	163	77	104	96	82
うるま市	1,818	966	826	630	337	165

資料：沖縄県調べ

第8章 水産業の振興



左上：
保良漁港（宮古島市城^{ぐすくべ} 辺）
（写真提供：沖縄県）

右上：
名護漁港のセリ風景（名護市城）

左下：
水揚げされた魚（ハマフエフキ、
スジアラ等）（那覇市港）

右下：
モズクの収穫風景（うるま市勝連
地先）（写真提供：沖縄県もずく
養殖業振興協議会）

第1節 水産業の現状

(1) 沖縄における水産業の現状と課題 (水産業の地位及び現状)

沖縄は、東西1,000km、南北400kmに及ぶ広大な海域を有し、沿岸部にはサンゴ礁が発達し、沖縄独特の魚種や多数の沖縄固有の動植物が生息する我が国西南端の亜熱帯性海域に位置する島しょ県です。

沖縄の漁業は、その海域特性を活かし、沖合部では、まぐろはえ縄漁業、浮魚礁（パヤオ）を利用するひき縄漁業及びそでいか旗流し漁業が、また、陸棚及び礁原域では、底魚一本釣漁業や潜水器使用による刺突漁業等が営まれているなど、他県とは異なる漁業構造が形成されています。



平成20年の沖縄の漁業・養殖業生産量は3万3,945tで、全国の漁業・養殖業生産量に占める割合は0.6%となっています。特徴としては、我が国の主要漁業であるまき網漁業や底びき網漁業は行われておらず、まぐろはえ縄、ひき縄及び底魚一本釣等釣漁業が中心に行われ、漁獲量に占める割合はマグロ類が最も多くなっています。海面養殖業においては、モズク、クルマエビの養殖が盛んに行われ、モズクについては全国生産量のほぼ100%となっており、クルマエビについても約32%と高いシェアを占めています。

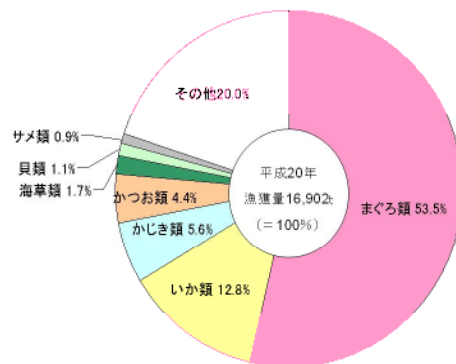
沖縄では、復帰直後の昭和48年度から、亜熱帯性の海域環境を活用した沖縄水産業の振興に向けて、各種施策が積極的に実施されてきました。その結果、漁港・漁場等の生産基盤の整備が計画的に進められ、沿岸・沖合域における漁船漁業の効率化や安全性を確保するとともに、モズクやクルマエビ等の拠点産地形成が図られてきたところです。

表Ⅷ－1
漁業経営体数・生産量・生産額（平成20年）

	生産量(t)			生産額(百万円)		
	全国	沖縄	シェア	全国	沖縄	シェア
経営体数(経営体数)	115,196	2,801	2.4	---	---	---
海面漁業・養殖業 合計	5,519,669	33,945	0.6	1,542,340	17,255	1.1
海面漁業	4,373,329	16,902	0.4	1,124,568	11,418	1.0
海面養殖業	1,146,339	17,044	1.5	417,772	5,837	1.4
もずく類	15,678	15,607	99.5	1,314	1,295	98.6
くらまえば	1,586	513	32.3	8,222	2,500	30.4

資料：農林水産省「漁業センサス」「海面漁業生産統計調査」
「漁業生産額」

図Ⅷ－1
魚種別漁獲量の構成割合（沖縄）



資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」

(水産業の課題)

沖縄の水産業を取り巻く情勢は、漁業資源の減少や燃油高騰による生産コストの上昇等により、これまで以上に厳しいものとなっています。また、漁港等生産基盤の整備は進んでいるものの、水産業の生産額は県内総生産額の0.3%、第一次産業の15.3%を占めるにとどまっており、復帰後ほぼ同じ水準で推移しています。このような状況の下、沖縄の水産業が持続的かつ活力あるものとして発展するためには、以下の取組を推進していくことが必要となっています。

- ① 沿岸漁場の整備及び環境・保全対策や、地域と一体となった資源管理型漁業及び栽培漁業等の取組
- ② 水産業・漁村が持つ地域漁業資源を有効活用し、ブルーツーリズム等観光産業とも連携する等、漁村地域の活性化へ向けた取組
- ③ 流通システムの効率化や、付加価値を高めた商品開発を行い、消費者ニーズに適合した供給体制の確立
- ④ 厳しい自然環境に対応した漁港施設整備や、漁業集落を高潮等被害から防護するための海岸保全施設の整備

表Ⅳ-2 県経済における水産業の地位（平成19年）

	県内総生産額				
	第一次産業			第二次 第三次産業	
			水産業	農林業	
金額	3兆6,620億円	665億円	102億円	563億円	3兆6,907億円
構成比	—	1.8%	0.3%	1.5%	98.2%

資料：沖縄県「県民経済計算」

注：県内総生産額は帰属子等控除後値のため、各項目の合計は一致しない。

(2) 沖縄における水産物の需給動向

(世帯需要の動向)

平成20年の家計調査年報（総務省統計局）による1世帯当たり年間の生鮮魚介類購入数量を見ると、生鮮魚介類の需要は、全国平均の66%で、水産物の需要が低い結果となっています。一方、マグロの購入数量は対全国比156%となっており、キハダマグロ、ビンナガマグロ等熱帯性マグロ類の産地であることが、県内世帯の水産物需要に反映した結果となっています。

また、水産加工品のカツオ節・削り節の需要は2.0kgで全国平均の6.7倍と突出したものになっています。

表Ⅷ－３
 主な生鮮魚介類等年間購入量（１世帯（２人以上の世帯）当たり）

	沖 縄	全 国	対 全国比
生 鮮 魚 介 類	23.9 kg	36.3 kg	65.8%
鮮 魚 類	22.6 kg	32.9 kg	68.7%
まぐろ	3.9 kg	2.5 kg	156.0%
かつお	0.6 kg	1.1 kg	54.5%
さば	1.0 kg	1.3 kg	76.9%
さんま	2.2 kg	2.4 kg	91.7%
ぶり	0.6 kg	2.0 kg	30.0%
いか	1.3 kg	3.1 kg	41.9%
かつお節、削り節	2.0 kg	0.3 kg	666.7%
こんぶ	0.4 kg	0.4 kg	100.0%

資料：総務省「平成20年家計調査年報」2人以上の世帯

（水産物供給の動向）

水産物の市場流通は、20カ所（地方卸売市場3（休止1）、その他市場17）の卸売市場を経由して行われていますが、市場外流通となっている輸入水産物における品目分類、移入水産物及び浜売りの流通経路が複雑多岐にわたっていること等から県内供給量を正確に把握することが困難となっています。

また、県内主要卸売市場（沖縄県漁連、那覇地区漁協、糸満漁協、宮古島漁協、八重山漁協）の取扱量は、減少傾向で推移していますが、本島内3卸売市場で主要卸売市場取扱量のほとんどを占めています。

沖縄県漁連と那覇地区漁協の卸売市場については、これまで同一の泊漁港内で卸売業務を行っていたため、漁獲物の引き合い競争が常態化し、漁協の経営を圧迫していましたが、卸売業務の効率化や取扱高及び魚価の安定を図るため、泊魚市場有限責任事業組合（LLP）を設立し、平成20年3月1日から卸売市場業務を統合しています。

（3）漁協の現状 （漁業協同組合）

沖縄における平成20年3月末の漁協数は37組合（沿海地区出資漁協35、業種別出資漁協2）で、沿海地区漁協の組合員数は5,968人となっています。

沖縄の漁協は、全体的に事業規模が小さく、零細で脆弱な経営となっており、大半の漁協においては事業利益が赤字で、事業外収益及び特別利益により剰余金が発生しているのが実情です。

沿海地区漁協の平成19年度の経営状況を見ると、35組合中、利益発生組合17、損失発生組合18となっています。

漁協系統団体においては、漁協の健全経営と質的向上を図るため、広域的漁協合併に取り組んできましたが、各漁協の経営状況が悪化していることや漁業権管理の課題等から、合併への取組は進展していません。

なお、漁協の信用事業については、近年の金融環境の激変に対応し、一層の健全性と信頼性を確保するため、平成14年12月に沖縄県信用漁業協同組合連合会（信漁連）に統合され、現在、漁協は信漁連の代理店として機能しています。

(漁業協同組合連合会)

沖縄県漁業協同組合連合会（沖縄県漁連）は、平成15年度に経営再建計画（平成15～19年度）を策定し、財務の健全化に取り組んできましたが、平成19年度には、更なる経営改善が必要として新たな再建計画（平成19～22年度）に取り組んでいるところです。

漁協系統組織の懸案であった水産物卸売市場の統合については、沖縄県漁連と那覇地区漁協の取組により沖縄県漁連卸売市場と那覇地区漁協卸売市場の卸売業務が事業統合されるなど、組織、事業の改革に向けた新たな展開が見られます。

今後とも沖縄県漁連が中心となった、漁協の合併等、漁協系統の組織・事業の改革に向けた取組を支援することとしています。

第2節 水産業振興のための取組

(1) 水産基本計画

政府は、「水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展」という水産基本法（平成13年制定）の基本理念実現に向けて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「水産基本計画」を定めることとされています。さらに、水産をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すこととされています。

我が国初の水産基本計画は、平成14年3月に策定され、以来、水産資源の適切な管理や漁村の総合的な振興などの施策に関する取組が行われてきました。しかしながら、近年の水産資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化による生産構造の脆弱化など、我が国の水産業・漁村をめぐる情勢は、当時から大きく変化し、早急に解決すべき新たな課題に直面しています。

平成19年3月、このような情勢に対応すべく、今後の水産施策の指針となる水産基本計画が策定されました。

(2) 資源管理型漁業の推進

我が国周辺水域における資源状況は、近年、多くの有用魚類で低い水準となっています。

このため、国の漁獲可能量（TAC）制度や都道府県漁業調整規則による規制等の公的な資源管理制度と併せて、漁業関係者により、操業禁止区域や操業禁止期間の設定、漁具の制限、漁獲サイズの制限（再放流）等の自主的な取組が行われています。

沖縄においても、サンゴ礁浅海域に棲息するサンゴ礁性魚類や磯根資源、ソネ漁場における深海性底魚資源、ソデイカ等の外洋性資源のうち、資源状態の悪化が懸念される水産動植物を対象として資源管理型漁業への取組を検討・推進しているところです。

具体的な取組事例としては、沖縄県及び鹿児島県の海域においてマチ類（ハマダイ、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ）資源の回復を図るための「南西諸島海域マチ類資源回復計画」（平成17～25年度）、八重山海域において沿岸性魚類のうち特に重要な7魚種（スジアラ、シロクラベラ、ナミハタ、イソフエフキ、ヒブダイ、ナンヨウブダイ、カンムリブダイ）を対象とした「沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画」（平成19～23年度）があります。

また、ソデイカについては沖縄海区漁業調整委員会指示により沖縄全域で採捕禁止期間及び1隻当たりの針数の制限等が実施されています。

その他、今帰仁・羽地海域及び糸満海域におけるハマフエフキの採捕禁止期間の設定や、本島北部海域におけるスジアラ、シロクラベラのサイズ規制をはじめ、ガザミ類、シラヒゲウニ等の重要な沿岸性資源に対して、各海域の漁業関係者が自主的に資源管理の取組を実施しており、今後の資源回復効果が期待されています。

表Ⅷ－４ 沖縄県における資源管理の取組の概要

実施海域	対象魚種	規制内容
沖縄全海域	ソデイカ	禁止期間の設定及び針数等の制限
今帰仁、羽地、糸満	ハマフエフキ	特定海域における禁止期間の設定
本島北部(伊江、国頭、今帰仁、羽地、本部、名護)	スジアラ、シロクラベラ	体重1キロ未満魚の漁獲規制
北谷、与那城、石川	タイワンガザミ	抱卵ガニの採捕禁止(周年)
伊是名、久米島、渡名喜、今帰仁、与那城	シラヒゲウニ	禁漁期の設定
イチャビラー、北タイキュウソネ、水納北、第2多良間堆東、沖ノ中ノソネ	ハマダイ、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ	イチャビラー、北タイキュウソネ、水納北、第2多良間堆東、沖ノ中ノソネを保護区とし、保護区内(禁漁期間)におけるひき縄づり以外の操業禁止等
八重山	スジアラ、シロクラベラ、ナミハタ、イソフエフキ、ヒブダイ、ナンヨウブダイ、カンムリフダイ	体長制限、保護区を設定し産卵期等の一定期間の保護区禁漁

(3) つくり育てる漁業の推進

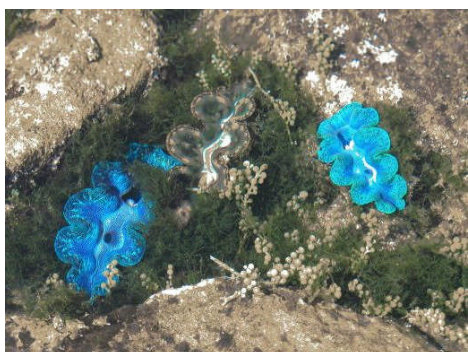
我が国の水産資源水準は依然として低迷していることから、有用水産物の維持・増大と漁業生産の向上を図り、良質な動物性たんぱく源を国民へ安定的に供給するため、資源管理型漁業及び栽培漁業等の各種取組を推進しています。

県では、海面漁業の大半を占める沿岸漁業の水産資源を維持・増大することを目的に、昭和60年から4期20年にわたって種苗生産技術開発に努め、栽培漁業の推進を図ってきました。しかしながら、サンゴ礁域独特の対象種の種苗生産技術の確立、放流効果の確認等残された課題も多いことから、「第5次沖縄県栽培漁業基本計画」に基づき、引き続き生態系保全に配慮しつつ、種苗生産や放流等による沿岸資源の回復を目指した施策を積極的に展開しているところです。

また、種苗の生産に当たっては、県栽培漁業センターを中心に、自然環境への適応能力を有し、高い生存率が期待される良質な種苗を生産することとしています。特に、タイワンガザミ、サラサバテイ(タカセガイ)、ヒメジャコ等の量産体制にある種苗については、生産の効率化及び安定化を推進することにより、コストの低減に努めています。

なお、種苗の放流に当たっては、放流適地、時期、適正サイズ等を適切に管理するとともに、資源状態に応じた放流を継続的に実施することにより、増殖効果の向上に努めています。

種苗の生産及び放流を推進することが適当な水産動物の種類



ヒメジャコ



タイワンガザミ



サラサバテイ
(タカセガイ)



ハマフェフキ



シラヒゲウニ

(4) 漁村の活性化

漁村は、漁業資源の減少、過疎化、高齢化の進展等により、地域全体の活力が低下してきていることから、地域が主体となって漁村の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。このような課題に対応するため、以下の取組を支援しているところです。

(漁村の総合整備)

漁業集落環境の整備については、漁業集落における生活環境の改善を通じた水産業の振興を目的としており、集落道整備、集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備等を、平成18年度までに66地区実施してきたところです。

引き続き、第2次漁港漁場整備長期計画(平成19～23年度)に基づき、漁港・漁場への汚水等の流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善を図るため、集落排水施設の整備を推進しています。

沖縄における平成18年度末の集落排水の整備率は30%となっており、平成23年度の目標整備率48%を達成するため、漁業集落への普及・啓発を行うこととしています。

表Ⅷ-5 沖縄県における漁業集落排水整備率の推移

漁業集落排水整備率%	平. 17		平. 18		平. 19		平. 20		平. 23
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
	30	30	30	30	30	30	30	30	48

資料：沖縄県調べ

注：漁業集落は完成まで5～10年要するため、完了地区数が増えにくく、整備率も上がりにくい。

(農山漁村活性化の支援)

農山漁村における定住及び農山漁村と都市との交流を促進するため、農・林・水の縦割りがなく各種取組を総合的かつ機動的に支援することを目的として、平成19年度に「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」が創設されました。

糸満漁業協同組合では、糸満市が策定した「糸満地区活性化計画」に基づき、同交付金を活用して地域資源活用総合交流促進施設を糸満地区（糸満漁港）に整備しました。

水揚げされた魚介類の直接販売を同施設で行うことにより、近隣都市との交流が盛んに行われており、今後とも糸満地区の活性化に寄与することが期待されています。

(離島漁業再生の支援)

離島においては、水産業が重要な産業であり、地域経済を支える役割も果たしています。一方、輸送や生産資材の調達などについて不利な条件にあることや、本土よりも漁業者の減少や高齢化が進んでいるなど厳しい状況にあります。

このため、平成17年度に創設された「離島漁業再生支援交付金」を活用し、集落協定に基づき、漁場の生産力の向上を目指した「種苗放流」、「藻場・干潟の管理・改善」や集落の創意工夫を活かした「流通体制の改善」、「漁獲物の高付加価値化」など様々な取組が行われています。地域のニーズを踏まえつつ、離島の不利性の克服、漁村や漁業の活性化に取り組んでいるところです。

沖縄は、全域が本交付金の対象となっており、平成21年度までに14市町村で実施されています。

表Ⅷ-6 平成21年度離島漁業再生支援交付金の実施状況

実施市町村名		伊平屋村	今帰仁村	本部町	名護市	宜野座村	渡名喜村	豊見城市	糸満市	南城市	石垣市	竹富町	多良間村	宮古島市	大宜味村	
		集落協定に位置づけられた活動内容 漁場の生産力向上の取組 新たな創意工夫を活かした取組	種苗放流	○			○				○	○	○	○		○
藻場・干潟の管理・改善										○				○		
産卵場・育成場の整備	○		○	○	○	○			○	○			○	○		
水質維持改善								○	○							
植樹・魚付き林の整備																
海岸清掃	○		○	○		○	○		○	○	○	○			○	
海底清掃			○		○						○					
漁場監視	○			○	○	○	○			○	○	○				○
その他	○		○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	
新規養殖業への着業	○			○	○		○				○			○	○	○
低・未利用資源の活用									○							
高付加価値化					○		○				○	○				
流通体制改善			○								○					
海洋レジャーへの取組																
販路拡大	○				○											
その他			○			○	○	○		○	○	○			○	

(5) 水産基盤と漁港海岸の整備

(漁港の整備)

漁港は、漁業生産基盤・水産物流通拠点としてだけでなく、地域住民の生活基盤としても重要な役割を果たしています。

沖縄では漁港が88カ所指定されており、その整備は、復帰直後の昭和48年度から国の漁港整備長期計画（第5次～第9次）に基づき本格的に行われてきました。

第1次漁港漁場整備長期計画（平成14～18年度）までに86漁港が供用開始（一

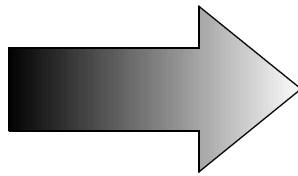
部供用開始含む) されており、基本施設の整備実績は、防波堤・護岸82,992m、岸壁・物揚場24,900m、航路及び泊地2,703,608㎡となっています。

平成19年度からは、第2次漁港漁場整備長期計画(平成19~23年度)に基づき、①国際競争力の強化と力強い産地づくりを図るための流通拠点漁港の施設整備、②台風等、厳しい自然環境に対応した漁船の安全確保のための施設整備、③既存施設の長寿命化や更新コストの平準化・縮減を図るため、施設整備の機能診断等の実施、を基本課題とし、総合的な施設整備を実施しているところです。

漁獲物荷揚げにおける就労環境改善・時間短縮のための浮棧橋の整備状況



浮棧橋整備前



浮棧橋整備後

表Ⅷ-7 台風時に漁船が安全に係留できる岸壁の整備率実績

台風時に漁船が安全に係留できる岸壁の整備率	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
目標	46	48	51	53
実績	49	52	54	59

注：漁船が安全に係留できる岸壁とは、台風時でも波高40センチ以下の静穏な泊地で、かつ、漁船の前後ともに網取り可能な波除堤等を有した岸壁施設をいう。

南大東漁港(南大東地区)



(写真提供：沖縄県)

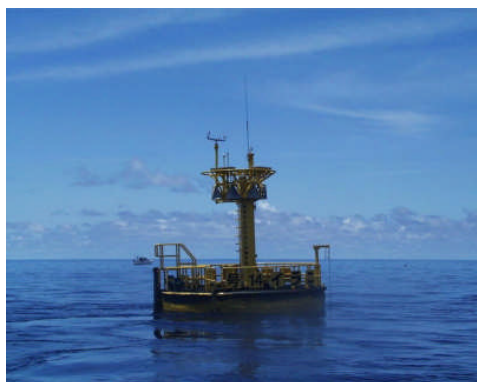
(漁場の整備)

沿岸漁業の生産性の向上、生産の安定的な発展及び水産物供給の増大を図るため、第1次沿岸漁場整備開発計画(昭和51~56年度)に引き続き、第2次~第4次整備開発計画を策定し、漁場及び増養殖施設の整備を実施してきました。

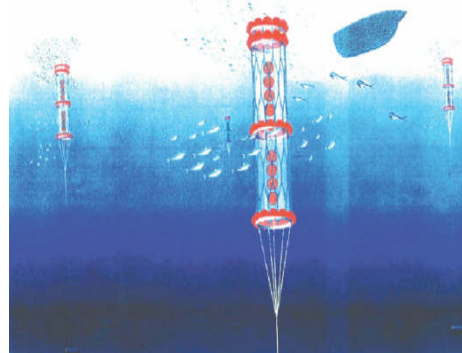
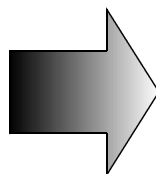
平成14年度からは、第1次、第2次漁港漁場整備長期計画に基づき、①沈設魚礁及び浮魚礁の設置、②クルマエビや魚類(ヤイトハタ等)、モズク等を対象とした養殖場の整備、③魚類の幼稚魚、シラヒゲウニ、タカセガイ等を対象とした増殖場の整備、④サンゴ移植やオニヒトデ除去等による漁場保全対策など、漁港整備と一体的に漁場整備を実施しています。

なお、平成17年度からは、マグロ類、カツオ類を対象として設置されてきた表層型浮魚礁から維持管理費の軽微な中層型浮魚礁へと更新し、引き続き漁場整備を推進しています。

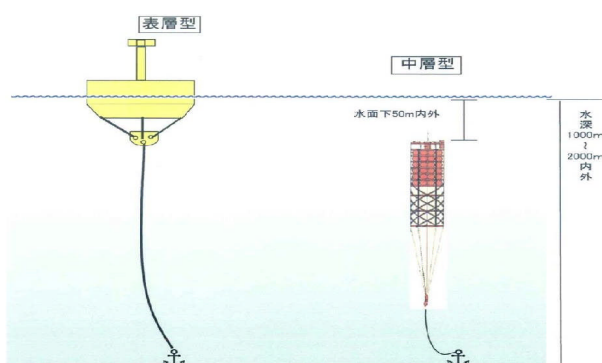
表層型から中層型へ（浮魚礁イメージ図）



表層型浮魚礁



中層型浮魚礁



（漁港海岸の整備）

県においては、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」（平成15年4月策定）に基づき、海岸保全施設の整備を進めています。漁港・海岸の背後に密集する漁業集落を高潮、津波、波浪及び侵食による被害から防護し、地域住民の生活の安定を図るとともに、自然との共存を図り、利用しやすく親しみのもてる海岸の創造を目指しています。

沖縄における平成20年度までの漁港海岸防護面積の実績は195.1haとなっており、平成24年度までに218.3haを目標に整備することとしています。

表Ⅷ－8 漁港海岸防護面積実績

指標	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	24年度目標
防護面積	191.0ha	192.5ha	192.5ha	194.3ha	195.1ha	218.3ha

（6）水産業構造改善施設等の整備

県では、復帰直後の昭和48年度から、漁業の生産条件である増養殖場や水産業近代化施設の整備等、県内水産業の構造改善に必要な事業を総合的かつ効率的に実施してきました。

特に、沖縄の気象的・地理的条件に対応した施設整備として、防風・防暑対応型の漁船保全修理施設や、産地特産であるモズクの加工処理を行う水産物加工処理施設の整備を実施してきたところです。

近年、消費者の食の安全に対する関心の高まり等に的確に対処することが求められており、引き続き、水産物供給のための衛生管理型水産物荷捌き施設や、水産物鮮度保持施設の整備を推進することとしています。

(7) 環境・生態系保全対策

漁業者や地域住民などが行う藻場・干潟・サンゴ等の機能の維持・回復を目指す保全活動を支援する制度が平成21年度に創設されました。

沖縄では、平成21年6月、県、伊江村、恩納村、石垣市、県漁連により「沖縄県環境・生態系保全対策地域協議会」を設立し、国の支援制度「環境・生態系保全活動支援事業」を活用して、サンゴ礁を守り、その再生に取り組んでいます。

(8) 加工・流通対策

沖縄は、四方を海に囲まれた離島県であり、流通面においてコスト的、時間的な制約があることから流通システムの効率化とともに、流通性、保存性の高い加工品の開発を図る必要があります。

しかしながら、沖縄で主に水揚げされる魚種は、サンマやアジのような多獲性の魚種が少ないため、加工原料の安定した確保が困難であり、そのことが水産加工業発展の障害となっています。このため、沖縄における多種少産原料を有効に利用した付加価値の高い、消費者ニーズに適合した加工品の開発等の取組が求められています。

近年の消費者の安全に対する関心の高まりに対応し、安全で信頼できる水産物を供給するため、産地市場や水産加工場は、HACCP手法の導入等、生産から加工・流通に至る一貫した衛生管理が求められています。

このため、今後は、衛生管理型流通拠点漁港を整備していく必要があります。

(9) 水産物輸出

新たな水産基本計画（平成19年）において、水産物の輸出に関する取組が、水産業の活性化や水産物の供給力の向上を図る観点から重要であることを踏まえ、水産物の輸出戦略を積極的に展開することとしています。

沖縄の水産物輸出は、平成7年に沖縄県漁連が香港でモズクの販売活動を実施したことにはじまり、香港等中華圏を中心に継続的にモズクが輸出されていますが、小規模の輸出にとどまっています。

モズクは、2万t台の養殖技術が確立されているものの、国内の消費量が伸び悩んでいることから、海外における消費ニーズを新たに開拓する等、引き続き輸出促進に取り組むことが期待されています。

第3節 漁業取締り

沖縄周辺海域は、広大で、マグロ類、カジキ類などの高度回遊性魚類や、ハタ類、マチ類等の底魚類の資源の宝庫です。また、外国漁船の操業が多いことから、沖縄周辺海域における水産資源の保護・管理は、我が国水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のために重要な課題です。

我が国は、平成8年に「海洋法に関する国際連合条約」を批准し、我が国排他的経済水域（EEZ）における漁業に関する主権的権利を行使するため、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」及び「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律」（以下「漁業主権法」という。）を制定しました。併せて中国及び韓国等との漁業協定を締結し、EEZにおける外国人による漁業等の規制を強化してきたところで

す。沖縄周辺海域においては、我が国と漁業協定を締結していない台湾漁船の違法操業や我が国漁船との漁場競合等のトラブルが多発したことから、沖縄総合事務局では、平成15年度から沖縄周辺海域における外国漁船取締りの一層の強化を図ることとしました。

平成15年度は、違法操業に対する警告パンフレットの配布等により、漁業主権法の周知に努め、平成16年度からは、悪質な外国漁船については拿捕を行っており、平成21年度までに6隻の台湾漁船を拿捕しています。

近年、沖縄周辺海域では、中国漁船、韓国漁船の操業も活発化しており、これら外国漁船に対する漁業協定遵守の指導のための取締体制の強化が不可欠であることから、人員の増員を図るとともに、水産庁と連携した集中取締りを実施するなどの対策を講じていきます。

今後も、沖縄周辺海域において漁業資源の保護・管理を行い、我が国、とりわけ、沖縄の漁業者が安心して操業することが可能となる環境を提供していくため、漁業秩序を維持し、漁業取締り及びその体制強化を図ることが重要です。

立入検査のため外国漁船に接近する搭載艇



逃走する外国漁船を追跡中の漁業取締船



表Ⅳ-9 台湾漁船の取締実績

年	拿捕件数	立入検査・警告等件数
平成15	0	259
平成16	1	324
平成17	2	184
平成18	1	198
平成19	1	255
平成20	0	384
平成21	1	442
平成22 (7/12現在)	2	483

図Ⅷ-2 沖縄周辺海域における我が国の排他的経済水域

